

## 暫定基準（第一次案）に対して寄せられた個別物質に係る意見について

| No | 意見  | 意見提出者       | 文書<br>番号 | 回答   |
|----|---|-------------|----------|--|
| 1  | 「ぶどう」について、現在、日本での登録農薬になっているものでリストに載っていないもの（下記一覧表参照 - 略）があります。このままこれらに対して一律基準値が適用されると大幅な残留基準引き下げになってしまうおそれがあるのでリストに載せていただきたい。  | キッコーマン株式会社  | 162      | 回答 1 参照。また、当リストに含まれないものは、暫定基準値案中で別の名前で登録されています。  |
| 2  | 「めん羊」、「山羊」、「しか」用の飼料については、平成17年6月30日までは「牛」を対象とした抗菌性飼料添加物の添加が可能となっています（「飼料安全法の一部を改正する法律等の施行について」平成15年6月30日付け・15生畜第2139号）。したがって、これら3畜種由来の可食部位のうち、空欄となっている部位についても、牛と同様の数値を採用下さいますようお願いします。  | (社)日本科学飼料協会 | 197      | ポジティブリスト制の導入については、遅くとも平成18年5月としていることから、ご希望の平成17年6月までは、使用可能な飼料添加物について値を採用することは適当でないと考えます。   |
| 3  | 「上記以外のなす科野菜」の分類について、登録保留基準との整合性が図られていない。時に農薬によって、「第一果菜類」、もしくは「第二果菜類」からの引用がなされており、統一すべきであると思うが如何か。   | 小川 邦彦       | 15       | 「上記以外のなす科野菜」は、第一果菜類に値が入っていた場合に参考としております。   |
| 4  | 「食品は抗生物質を含有してはならない」との規則案から、一部の動物用医薬品、飼料添加物と同様、ポリオキシンもさきに提示された残留農薬等の暫定基準（第1次案）には記載されておりません。これらの記載されていない品目については一律基準が適用されることですが、本来発がん性を有する等安全性に懸念のある物質と単に基準値未設定の物質を同一レベルで規制する必要はないと考えます。本剤は人畜毒性が低く、長期間の使用実績からも従来と同レベルで検出されなければ、人の健康に対する安全性は担保し得るものと考えられますので現在の分析方法（生物検定法）ならびに定量限界（0.1ppm）をもって基準値として採用いただきたく、 | 科研製薬株式会社    | 110      | 従前から抗生物質は動物用医薬品のみでなく、農薬として使用される場合においても、個別に基準値が設定されたものを除き「含有してはならない」とされています。ポジティブリスト制の施行にあたっては、これらの規定は従前のとおりとすることとしています。従って、抗生物質については一律基準は適用されず、基準がある場合には当該基準、ない場合には「含有してはならない」という規定が適用されます。また、発ガン性を有する等、ADI の設定できない物質につきましては不検出としており、一律基準の適用からはずれることとなります。一律基準につきましては、今後、各国の状況等を鑑み、適切な値を検討していくこととなります。 |

|    |   |   |     |   |
|----|---|---|-----|---|
|    | ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。  |   |     |   |
| 5  | 1,2-dibromoethane、クロゾリネート、ジノターブ、フルビルスルフロ<br>ンメチル、ホルモチオン:EUの基準値において、米及び麦に基準値<br>があるはずなのに、参考として採用されていない。  | 海外貨物検査株式会社                                | 21  | 回答L参照。  |
| 6  | 17農薬のチェリーの基準が、アメリカよりも非常に厳しくなっ<br>ており、輸出の障壁となりかねない。われわれは、USDA と日本のUS<br>EMBASSY にとともに、具体的な問題を提示する。われわれは、日<br>本政府が、USDA と共に、最終リストについて共に作業することを望<br>む。[原文英語](表略)             | California Cherry Advisory<br>Board(CCAB) | 130 | クロフェンテジン、ダイアジノン、ジコホール、フルジオキシニル、イプロジオン、マラチオ<br>ン、ミクロブタニル、パラチオンについては回答M参照。それ以外については回答B参<br>照。 |
| 7  | 2,4-D:IARCの評価によれば、2Bとされている。同じく2Bの2,<br>4,5-Tが不検出とされているのであるから、2,4-Dも不検出と<br>すべきである。たとえコーデックス基準がそうであるからといっても、<br>5ppmなどという数値を設定すべきではない。                                     | 神山美智子                                     | 158 | 回答N参照。  |
| 8  | 2,4-D:オレンジ、グレープフルーツ、レモン、ライム:基準値案 2ppm<br>を米国での基準値の 5ppm に上げる。2003 年 CCPR でも 5ppm が<br>提案され Step5の段階にある。米国は柑橘(オレンジ、グレープフル<br>ーツ、レモン、ライム)果実及びジュースを日本に輸出している主要<br>輸出国の1つである。 | ダウ・ケミカル日本株式会社                             | 125 | 回答 M 参照。  |
| 9  | 2,4-D:さとうきび:基準値案 0.05ppm をオーストラリアでの基準値の<br>5ppm に上げる。オーストラリアから日本へ砂糖の輸出している。   | ダウ・ケミカル日本株式会社                             | 125 | 回答 M 参照。  |
| 10 | 2,4-D:とうもろこし:基準値案 0.05ppm を米国での基準の 0.5ppm に<br>上げる。2002 年日本に輸入されたとうもろこしの 81%は米国からの<br>輸入。   | ダウ・ケミカル日本株式会社                             | 125 | 回答 M 参照。  |
| 11 | 2,4-D:りんご、なし、マルメロ:基準値案 0.01ppm を米国での基準値<br>の 5ppm に上げる。これらの作物は米国から日本に輸出されてい<br>る。   | ダウ・ケミカル日本株式会社                             | 125 | 回答 M 参照。  |

|    |  |  |           |   |
|----|--|--|-----------|---|
| 12 | 2,4-D:牛の乳、羊の乳、山羊の乳、上記以外の陸棲哺乳類の乳: 基準値案 0.01ppm を米国での残留基準値の 0.1ppm に上げる。これらの乳は米国から日本に輸出されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125       | 回答 B 参照。  |
| 13 | 2,4-D:大豆、小豆類、えんどう、そら豆、上記以外の豆類: 基準値案 0.05ppm を米国での残留基準値の 0.1ppm に上げる。これらの作物は日本へ輸出されている。   | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125       | 回答 M 参照。  |
| 14 | 2,4-D ジメチルアミン塩、2,4-D ブチレートについて基準値案が設定されていないが、米国に grain に基準値(0.50ppm) が設定されているので採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会   | 207       | 回答 M 参照。現行どおり、ご指摘の物質は 2,4-D としての基準に含まれます。   |
| 15 | 233 あったぶどうの基準のうち、アメリカの基準よりも厳しい基準が設けられている 28 について、現在在京アメリカ大使館等を通じ、ぶどうの国際貿易に支障があることを証明しようとしている。追って対応をお願いしたい。[原文英語]   | Bryant Christie Inc.(California table grape comission) | 100       | 暫定基準は、回答 B の要領に沿って設定されていますので、ご理解をお願いします。  |
| 16 | 2-セカンダリーブチルフェノキシ-N-メチルカーバメート(No.8): 2-セカンダリーブチルフェノキシ-N-メチルカーバメート(No.8)の和名に対し、英名は、「2-secondary-butylphenyl-N-methyl-carbamate」である。化学構造上、和名の構造は考え難く、英名が正しいのではないかと判断される。もし、英名が正しければ、農薬の「フェノブカルブ (Fenobucarb): 2-secondary-butyl-phenyl-N-methylcarbamate」と同一化合物になる。フェノブカルブは既に残留基準が設定されている農薬なので、暫定基準を設定し、記載(農薬/動物薬・殺虫剤)が必要ではないか。 | 小川 邦彦・日本農薬株式会社   | 15<br>145 | フェノブカルブの化学名ですので、修正します。また、2-セカンダリーブチルフェノキシ-N-メチルカーバメートについては、薬事法上、承認を受けている品名ですので、脚注に記載したいと考えます。   |
| 17 | ADI が等しいトリアジメホン、メタラキシル、メソミルの3農薬で、コーデックス基準値の採用により、基準が厳しくなるものと緩和されるものがある。未成熟えんどうにおいて、トリアジメホンとメタラキシルの基準値は、ADI が50倍厳しいモノクロトホスより低く設定されている。これらの理由は整合性のあるものなのか。   | 兵庫県立健康環境科学研究所  | 31        | コーデックス基準は、JMPR における ADI や作物残留性の科学的な検討を経て、コーデックス委員会の討議により設定されます。また、基準値は適正に使用した場合においても残留する量を基に、試算される摂取量が ADI を上回ることがないように設定されますので、ADI とパラレルの関係にあるものではありません。 |

|    |  |                       |     |  |
|----|--|-----------------------|-----|--|
| 18 | BendiocarbのパイナップルについてコーデックスでADI0.004が設定されているので、基準値を設定してもらいたい。  | (社)日本青果物輸入安全推進協会      | 218 | 回答K参照。   |
| 19 | Benomyl,Mefenpyr diethyl, Thiophanate-methyl, Dimethomorph, Prosulfuron, Zinc phosphide, Flufenacet, TCMTBの小麦について、暫定基準値案に掲載されていないが、米国に基準がある[原文英語]。       | U.S. wheat associates | 217 | ベノミル、チオファネートメチルについては、「カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチル」として基準値が設定されています。リン化亜鉛については「リン化水素」として基準値が設定されています。ジメトモルフ、プロスルフロンについては、回答T参照。TCMTBについては、回答L参照。メフェンピルジエチルについては、ご指摘のとおりですので修正いたします。フルフェナセットについては、回答H参照。 |
| 20 | bentazone,fludioxonil,hydrogen cyanide,piperonyl butoxide,pyraclostrobin,sulfosulfuron,trimethylsulfonium:小麦、大麦における下記(略)のカナダの基準に、日本の暫定基準案を変更して欲しい。[原文英語] | カナダ小麦局                | 198 | ベンタゾン、フルジオキシニルについては、回答M参照。シアン化水素及びトリメチルスルホニウムの小麦については、それぞれ既に基準値案に記載されています。ピラクロストロピンについては回答T参照。ピペロニルブトキシドについては回答Q参照。スルホスルフロン、トリメチルスルホニウムの大麦については、回答H参照。   |
| 21 | BHC:IARCにより2Bと評価されているので、不検出とすべきである。  | 神山美智子                 | 158 | 回答N参照。   |
| 22 | BHC:オーストラリアは、BHCにMRLが設定されているのに、LINDANEにMRLが設定されていないことに注意している。LINDANEはgamma-HCHであり、BHCとして説明されることもある。LINDANEのMRLはBHCでカバーされているのか。[原文英語]                     | オーストラリア政府(DAFF)       | 199 | リンデン(-BHC)は、BHCとして基準が設定されています。   |
| 23 | Bitertanolのパイナップルについて、コーデックスでADI0.01が設定されているので、基準値を設定してもらいたい。  | (社)日本青果物輸入安全推進協会      | 218 | 回答K参照。   |
| 24 | Cloprop fruitone 3CAPのパイナップルについて、米国に基準値(0.3ppm)が設定されているので、暫定基準を設定してもらいたい。  | (社)日本青果物輸入安全推進協会      | 218 | 回答H参照。   |
| 25 | DDT:IARCにより2Bと評価され環境ホルモニリスト掲載物であるので、不検出とすべきである。  | 神山美智子                 | 158 | 回答N参照。   |

|    |   |                                |            |  |
|----|---|--------------------------------|------------|--|
| 26 | diatomaceous earth(silicon dioxide)と silica aerogel: diatomaceous earth(silicon dioxide)と silica aerogel については、農薬として許可されているが、カナダにおいては、トランスが必要でないといわれている。日本のリストにおいて、これらの物質はどのようにカバーされているのか。[原文英語]                        | カナダ小麦局                         | 198        | ご照会の物質は、現段階では、一律基準の対象となります。カナダにおいて基準が定められていない理由によりますが、必要があれば、別途、資料を添えてポジティブリスト対象外の要請をしてください。   |
| 27 | EDB: 昭和60年1月21日衛食第12号において「暫定基準」が通知されています。つきましては、当該通知に基づく対象農産物として小麦に関し同様の基準を設定願いたい。 参考資料: 衛食第12号 (同旨2件)  | 日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社         | 209<br>210 | ご指摘のとおり、修正いたします。   |
| 28 | EDB と EPN のとうもろこしについて、飼料安全法の基準値を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会                       | 207        | 飼料安全法の基準値は、飼料用のもので、食品用ではないことから、採用することは適用ではないと考えます。   |
| 29 | EPA の小麦のケミカルリストに基準のある、chloropicrin, Propionic acid, Chitosan, Gibberellins, Piperonyl butoxide, Mancozeb, 2-(thiocyanomethyltio)benzothiazole, Sethoxydim, HOE-107892(mefenpyr-diethyl), Flufenacet が、今回の基準案値案に含まれていない。 | 製粉協会                           | 208        | クロロピクリン、セトキシジム、フルフェナセットについては、回答H参照。プロピオン酸、キトサン、ジベレリンについては免除規定があります。これらについては、回答O参照。ピペロニルブトキッドは、食品衛生法上添加物としての取扱いとなりますが、暫定基準を設定することとします。(回答Q参照。)マンコゼブはジチオカーバメートとして基準値案が示されています。2-(thiocyanomethyltio)benzothiazole の小麦基準は、回答 L 参照。ただし、メフェンピルジエチルについては、ご指摘のとおりですので修正します。 |
| 30 | EU において新しく、isoxaflutole, trifloxystrobin, carfentrazone-ethyl, fenamidone, mecoprop について、穀類に基準が設定されたので(添付資料略)、採用してもらいたい   | Nufarm Asia Sdn Bhd (Malaysia) | 37         | ご指摘の基準は検討途上のものであり、未だ確定しておりません。従って、参考にはなりません。   |
| 31 | Hydramethylnon のパイナップルについて、米国で基準値(0.05ppm)が設定されている。   | (社)日本青果物輸入安全推進協会               | 218        | ご指摘のとおり、修正いたします。   |
| 32 | MCPA: IARCにより2Bと評価されているので、不検出とすべきである。   | 神山美智子                          | 158        | 回答N参照。   |
| 33 | MCPP, MCPP-p: MCPP 及び MCPP-p は、EU において2004年1  | Nufarm Asia Sdn Bhd (Malaysia) | 37         | ご指摘の基準は検討途上のものであり、未だ確定しておりません。従って、参考にはな  |

|    |   |                         |     |  |
|----|---|-------------------------|-----|--|
|    | 月に基準が設定されたので、暫定基準値案にも加えて欲しい。[原文英語]  |                         |     | りません。  |
| 34 | Oxidemeton metil は、メキシコでマンゴーに使用されており、コーデックスにおいても ADI0.0003 が設定されているので、暫定基準を設定してもらいたい。   | (社)日本青果物輸入安全推進協会        | 218 | 回答K参照。   |
| 35 | USでポテトに基準があるのに、日本の MRL リストではポテトに基準のない農薬がある。これら11の農薬について、US政府と同様に基準を設定してもらいたい。カルボフラン、エトプロップ、フェンバレレート、メトリアム、オキサミル、ペルメトリン、プロパルギット、スルフエントラゾン、チアベンダゾール、チオファネートメチル、リン化亜鉛[原文英語]  | National Potato Council | 187 | カルボフラン、フェンバレレート、オキサミル、ペルメトリン、プロパルギット、チオファネートメチル(No.138 として)のばれいしょには、基準値案または現行基準値が存在します。チアベンダゾールは、回答Q参照。メトリアム、スルフエントラゾンについては回答 H 参照。エトプロップについては、ご指摘のとおりですので修正いたします。 |
| 36 | アイオキシニル:さとうきびでは、豪州において基準値が設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物の食品における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、さとうきびでは本化合物が登録されていることから、本化合物を含有する農薬をさとうきびに施用した結果、本化合物汚物が当該基準値未満の濃度でさとうきびから検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値を設定すべきである。 | バイエルクロップサイエンス株式会社       | 75  | 回答L参照。   |
| 37 | アザジクラチン:USA で使用を認められており、実際に USA での栽培で用いられているので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(USA の残留基準は危害がないので残留基準を設けずに Exempt としている。)  | アヲハタ株式会社                | 107 | この物質は天然の Neem tree から採れる物質で、20g/acre の使用が認められていると承知しています。回答O参照。  |
| 38 | アシベンゾラルー S - メチル:EUではマンゴーに MRL(0.5ppm)が設定されている。   |                         |     | 回答H参照。   |
| 39 | アシュラム:さとうきびは、米国における基準値が 1ppm に上方修正された。これに伴い、さとうきびの基準値を 1ppm にすべきである。  | バイエルクロップサイエンス株式会社       | 74  | 回答B参照。   |

|    |  |                          |      |  |
|----|--|--------------------------|------|--|
| 40 | アシュラム:牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等では、豪州において基準値が 0.05ppm と設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物の定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を動物が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値 0.05ppm を設定する必要があると考える。    | バイエルクロップサイエンス株式会社        | 74   | 回答L参照。   |
| 41 | アジンホスメチル:カナダの MRL は 0,1ppm。なたね (Canola) に日本の MRL を設定する必要がある。[原文英語]   | Canola Council of Canada | 190  | 回答H参照。   |
| 42 | アジンホスメチル:牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等では、豪州において基準値が 0.05ppm と設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物の定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を動物が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値 0.05ppm を設定する必要があると考える。 | バイエルクロップサイエンス株式会社        | 73-2 | 回答L参照。   |
| 43 | アセタミドのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、米国に grain に基準値(0.05ppm)が設定されているので採用してほしい。   | 飼料輸出入協議会                 | 207  | 「アセタミド」という農薬は確認できません。回答H参照。                    |
| 44 | アセタミプリド:この農薬は新たにカナダで登録され、カナダの MRL が同時に設定されるので、日本は、なたね (Canola) に MRL を設定する必要がある。[原文英語]   | Canola Council of Canada | 190  | カナダにおいて未だ基準が設定されていないとのことです。当方としても設定することは出来ません。 |
| 45 | アセタミプリド:なたねについて、米国基準値を採用して基準値案 0.01ppm を設定すべき。   | 日本曹達(株)                  | 116  | 回答B参照。   |

|    |  |         |     |        |
|----|--|---------|-----|--------|
| 46 | アセタミプリド: なつみかんについて、米国基準値を採用して基準値案 0.5ppm を設定すべき。                                       | 日本曹達(株) | 116 | 回答M参照。 |
| 47 | アセタミプリド: 牛、豚、羊及び馬のその他の内臓について、加国基準値 0.3ppm を追加して基準値案を 0.2ppm に修正すべき。                    | 日本曹達(株) | 116 | 回答H参照。 |
| 48 | アセタミプリド: 牛、豚、羊及び馬の肝臓について、加国基準値 0.3ppm を追加して基準値案を 0.2ppm に修正すべき。                        | 日本曹達(株) | 116 | 回答H参照。 |
| 49 | アセタミプリド: 牛、豚、羊及び馬の腎臓について、加国基準値 0.3ppm を追加して基準値案を 0.2ppm に修正すべき。                        | 日本曹達(株) | 116 | 回答H参照。 |
| 50 | アセタミプリド: 牛、羊、山羊及び上記以外の陸棲哺乳類の乳について、加国基準値 0.1ppm を追加して基準値案を 0.07ppm に修正すべき。              | 日本曹達(株) | 116 | 回答H参照。 |
| 51 | アセタミプリド: 鶏、あひる、七面鳥、うずら、がちょう、雉、いわしゃこ及び上記以外の家禽のその他の内臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を採用すべき。 | 日本曹達(株) | 116 | 回答B参照。 |
| 52 | アセタミプリド: 鶏、あひる、七面鳥、うずら、がちょう、雉、いわしゃこ及び上記以外の家禽の腎臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を採用すべき。     | 日本曹達(株) | 116 | 回答B参照。 |
| 53 | アセタミプリド: 山羊のその他の内臓について、加国基準値 0.3ppm を追加して基準値案を 0.2ppm に修正すべき。                          | 日本曹達(株) | 116 | 回答H参照。 |
| 54 | アセタミプリド: 山羊の肝臓について、加国基準値 0.3ppm を追加して基準値案を 0.2ppm に修正すべき。                              | 日本曹達(株) | 116 | 回答H参照。 |
| 55 | アセタミプリド: 山羊の腎臓について、加国基準値 0.3ppm を追加して基準値案を 0.2ppm に修正すべき。                              | 日本曹達(株) | 116 | 回答H参照。 |
| 56 | アセタミプリド: 鹿のその他の内臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。                                   | 日本曹達(株) | 116 | 回答B参照。 |
| 57 | アセタミプリド: 鹿の肝臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。                                       | 日本曹達(株) | 116 | 回答B参照。 |



|    |   |                                       |             |  |
|----|---|---------------------------------------|-------------|--|
| 58 | アセタミプリド: 鹿の腎臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。  | 日本曹達(株)                               | 116         | 回答B参照。   |
| 59 | アセタミプリド: 鹿の肉(筋肉)、兎の肉(筋肉)、トナカイの肉(筋肉)及び上記以外の陸棲哺乳類(筋肉)について、豪州基準値を採用して基準値案を 0.01ppm に修正すべき。   | 日本曹達(株)                               | 116         | 回答B参照。   |
| 60 | アセタミプリド: 兎、トナカイ及び上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を採用すべき。   | 日本曹達(株)                               | 116         | 回答B参照。   |
| 61 | アセタミプリド: 兎、トナカイ及び上記以外の陸棲哺乳類の肉(肝臓)について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。  | 日本曹達(株)                               | 116         | 回答B参照。   |
| 62 | アセタミプリド: 兎、トナカイ及び上記以外の陸棲哺乳類の肉(腎臓)について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。  | 日本曹達(株)                               | 116         | 回答B参照。   |
| 63 | アセトクロールのとうもろこしについて、米国の基準値(0.05ppm)ではなくブラジルの基準値(0.1ppm)を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会                              | 207         | 回答D参照。   |
| 64 | アセフェート: 3種類以上の変異原試験においてプラスの結果が出ており、発がん性を憂慮すべき物質であるから、不検出とすべきである。みかん等の 5ppm などという数値は容認できないものである。   | 神山美智子                                 | 158         | 回答M参照。回答N参照。   |
| 65 | アセフェート・メタミドホス: アセフェートはメタミドホスに代謝されるが、これは考慮されているのか。第1次案では、アセフェートに基準値が設定されていても、メタミドホスに基準値が設定されていない食品が数多くあり、矛盾が生じるのではないか。両者のADIはアセフェート0.03mg/kgbw/day、メタミドホス0.004mg/kgbw/dayであり、代謝面・毒性面を考慮すると、アセフェートの基準値の10分の1程度の値をメタミドホスに設定するのが妥当と考える。(同旨3件) | 兵庫県立健康環境科学研究所<br>ター株式会社ニチレイ・サントリー株式会社 | 30<br>86・98 | JMPR のデータ等を確認したところ、アセフェートの代謝物であるメタミドホスの残留量は、アセフェートの残留量の 1/20 ~ 1/2 程度であることから、暫定基準の性格にも鑑み、アセフェートに現行基準があってメタミドホスに基準がないものについては、アセフェートの 1/2 をもって暫定基準とすることとし、その他整合性を考慮します。なお、代謝物と親化合物が共に検出された場合には、親化合物の基準値で判断する旨を、一般規則として記述します。 |
| 66 | アゾキシストロピン: ブラジルでは、コーヒー豆に MRL(0.05ppm) が設定されている。   | シンジェンタジャパン株式会社                        | 156         | 回答D参照。   |

|    |   |                          |     |                                    |
|----|---|--------------------------|-----|------------------------------------|
| 67 | アゾキシストロピンのとうもろこし、大豆、小豆類の基準値案について、平均値ではなく米国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社           | 156 | 回答B参照。                             |
| 68 | アゾキシストロピンのとうもろこしについて平均値ではなく、ニュージーランドの基準値を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会                 | 207 | 回答B参照。                             |
| 69 | アゾキシストロピンのはくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー上記以外のあぶらな科野菜、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、上記以外のキク科野菜、パセリ、上記以外のせり科野菜、ほうれんそうの基準値案に、国内登録保留基準ではなく、米国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。 | シンジェンタジャパン株式会社           | 156 | 回答B参照。                             |
| 70 | アゾキシストロピンのらっかせい、たまねぎ、ねぎ、わけぎ、いちご、上記以外のナッツ類の現行基準を、米国の基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社           | 156 | 回答M参照。                             |
| 71 | アゾシクロチン:りんご / 中国で使用が認められており、中国で実際の栽培にも使用されているので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えてほしい。(参考に中国の残留基準 2ppm である)  | アヲハタ株式会社                 | 107 | 回答D参照。                             |
| 72 | アトラジン、プロメトリンのとうもろこしについて、登録保留基準ではなく、米国の基準を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会                 | 207 | とうもろこしは輸入が大半を占めているため、外国基準を採用いたします。 |
| 73 | アトラジン:なたね(Canola)に日本の MRL は 0.02ppm である。カナダではこの物質は使用されていないものの、MRL は 0.1ppm である。[原文英語]   | Canola Council of Canada | 190 | 回答B参照。                             |

|    |  |                  |   |
|----|--|------------------|---|
| 74 | アトラジンのとうもろこし、上記以外の穀類について、基準値案に、国内登録保留基準ではなく、米国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。     | シンジェンタジャパン株式会社   | 156 とうもろこしは輸入が大半を占めているため、外国基準を採用いたします。なお、上記以外の穀類については、変更しません。   |
| 75 | アバメクチンのキーウィについてコーデックスで基準値(0.01ppm)が設定されているので、この作物に暫定基準を設定してもらいたい。                              | (社)日本青果物輸入安全推進協会 | 218 回答H参照。  |
| 76 | アバメクチンのキャベツに台湾の基準値(0.01ppm)を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社   | 156 回答D参照。  |
| 77 | アバメクチンのセロリについて、米国、カナダの基準と同じ 0.05ppm に設定することを望む。  | 駐日大韓民国大使館        | 119 回答J参照。  |
| 78 | アバメクチンのとうもろこし、ブロッコリー、ほうれんそう、未成熟えんどう、バナナ、パパイヤ、パイナップルについて基準値案が設定されていないが、これらの作物にはEU に基準値が設定されている。 | シンジェンタジャパン株式会社   | 156 回答L参照。  |
| 79 | アピラマイシンについて、通常の検出限界である 0.05ppm を牛、豚等の筋肉等、鶏等の筋肉等、鶏等の卵について採用してもらいたい。                             | 日本イーライリリー株式会社    | 216 動物用医薬品や飼料添加物の暫定基準の設定に当たっては、説明文書の2の注1に記載しているとおり、農林水産省動物用医薬品主管課長から提示された承認又は指定時における各品目の定量限界値を参考としています。御指摘のあった物質の、豚の筋肉等、鶏の筋肉等の定量限界値につきましては、別途、農林水産省動物用医薬品主管課長から提示されていることから、暫定基準に追加し、第2次案として公表したいと考えています。牛の筋肉等と、卵については、参考とする基準がないことから、御要望にそうことは困難です。 |

|    |   |                                   |   |
|----|---|-----------------------------------|---|
| 80 | <p>アブラマイシンの家禽の筋肉と脂肪は、定量限界 0.05ppm、肝臓、腎臓についてはフードバスケットを考慮したオーストラリアの MRL の 1ppm を採用してもらいたい。家禽の脂肪には基準が設定されていない。</p>   | <p>日本イーライリリー株式会社</p>              | <p>216 暫定基準の設定方法については、回答 B を御参照ください。家禽の脂肪については、当該動物に対してその使用が認められていること、米国等においては標的臓器による検査体制が取られており、すべての組織又は臓器に基準が設定されているわけではないことから、同一動物で基準が設定されている組織、臓器のうち、最も低い値、すなわち、筋肉の 0.05ppm を設定することとしたいと考えています。</p>   |
| 81 | <p>アブラマイシンの哺乳動物の肝臓、腎臓については、注射剤を考慮しているオーストラリアの MRL の 2ppm を採用してもらいたい。</p>  | <p>日本イーライリリー株式会社</p>              | <p>216 哺乳類の肝臓、腎臓については、豚を除き、オーストラリアの MRL を考慮した 2ppm を設定しています。豚については、国内の承認時の定量限界を参考に設定しています。</p>  |
| 82 | <p>アブラマイシンの哺乳動物の筋肉と脂肪については、牛と豚のみに基準が設定されているが、哺乳動物の筋肉と脂肪にオーストラリアの定量限界の 0.05ppm を採用してもらいたい。</p>   | <p>日本イーライリリー株式会社</p>              | <p>216 牛と豚以外の筋肉については、オーストラリアで残留基準として検出限界が用いられていますが、脂肪については設定されていません。従って、オーストラリアにおいて、牛、豚以外の動物に使用が認められていることが、米国 Federal Register のような外国政府の公式文書の写し等により説明が可能であれば、筋肉については回答 L のとおり、脂肪については回答 E のとおり暫定基準の参考としたいと考えていますので、資料をもって御説明下さい。</p>                  |
| 83 | <p>アミトラズ：茶は乾燥加工品であり、基準 0.1ppm は厳しすぎのではないか。</p>  | <p>国立医薬品食品衛生研究所</p>               | <p>203 ご指摘の基準値は、EU において科学的に定められた基準であり、妥当なものであらうと考えられます。</p>   |
| 84 | <p>アミトラズ：平成 15 年 12 月 17 日に「かんきつ(みかんを除く)」が登録拡大されたが、収穫前日数が 45 日と長いこと、収穫期に近い時期防除では「かんきつ(みかんを除く)」での使用が制限されること、収穫前日数が異なるため「みかん」と「かんきつ」の混植園では指導できないことから「かんきつ」の収穫前日数を「みかん」と同じ 14 日にするよう産地から要望されていた。これに関して、平成 14 年 6 月 24 日の残留農薬部会暴露評価調査会で残留基準値案が審議され、「みかん以外のかんきつ」2.0ppm が決定されたが、その後、法改正があり告示には至らず、0.5ppm のままとされている。以上のこ</p> | <p>バイエルクロップサイエンス / 日産化学工業株式会社</p> | <p>215-2 現行基準は今回の対象ではありませんが、参考までに回答すると次の通りです。平成 15 年 7 月 1 日付けで、食品安全委員会が発足したことに伴い、それまで審議会に諮問していた農薬について、諮問を取り下げしております。従って、ご指摘の調査会の結果については、審議会としての正式な結論となっていません。農薬取締法に基づく登録内容の変更を希望されるのであれば、農薬取締法に基づく要請をして頂ければ、農林水産省から厚生労働省へ連絡があり、必要な措置を講じることとなります。</p> |

|    |   |                          |     |  |
|----|---|--------------------------|-----|--|
|    | とから、「みかん以外のかんきつ」における基準値として残留農薬部会暴露評価調査会の決定を受けて2.0ppmを採用していただきたい。  |                          |     |  |
| 85 | アミトラズの茶について、茶を蒸して抽出した浸出液に対する残留基準ならば同意するが、茶製品に対する基準なら調整が必要であり、韓国の基準を採用することを求める。  | 駐日大韓民国大使館                | 119 | 回答D参照。   |
| 86 | アミトロール:カナダの MRL は 0.1ppm であり、日本は、なたねに MRL を設定する必要がある。[原文英語]   | Canola Council of Canada | 190 | 回答M参照。   |
| 87 | アミトロール:除草剤のアミトロールについて、日本のリストでは不検出とされている。カナダはアミトロールは小麦、大麦の種付け前の処理として使用が許可され、両方に 0.01ppm の MRL が設定されている。我々は ND とすることに格段の異存はないが、近年進歩している分析技術に鑑み、NDよりも有限の基準値を設定した方がいいように思われる。[原文英語] | カナダ小麦局                   | 198 | 回答M参照。   |
| 88 | アメリカで米栽培に用いられる bispyrac-sodium と lambda-cyhalothrin 2種類の農薬が、暫定基準案に無かった。アメリカには MRL がある。この2つの MRL を採用してもらいたい[原文英語]  | The USA Rice Federation  | 131 | ビスピリバックナトリウム塩は、回答I参照。ラムダシハロトリンは、シハロトリンとして基準値案が提示されています。シハロトリンに含む旨を、脚注に明記します。 |
| 89 | 米国の wheat に基準のある、ピペロニルブトキシド(POST-H)が基準値案に含まれていない。   | 製粉協会                     | 208 | 回答Q参照。   |

|    |   |  |     |   |
|----|---|--|-----|---|
| 90 | アメリカのホップの基準値より、日本の暫定基準値案の方が大きかったケースが14件あったが、中でも特に関心のある5つについて列挙する。アバメクチン、グリホサート、メタラキシル、マイクロブタニル、トリフロキシストロピン。これらは、アメリカのホップ業界において重大な意味を持つため、再考を願いたい。[原文英語] | U.S. Hop Industry Plant Protection Committee | 94  | アバメクチン、メタラキシル及びマイクロブタニルについてはコーデックス基準を採用しています。トリフロキシストロピンについては米国基準(11ppm)を参考としていますが、FAO ガイドラインに沿って、有効数字1桁とし、10ppmとしています。グリホサートについては、現行基準ですので、今回の対象ではありません。 |
| 91 | アラクロール: 今回の表中で米国の基準値が掲載されていなかったものが以下の通りあった。トウモロコシ 0.20ppm 小豆類 0.20ppm そら豆 0.10ppm らっかせい 0.05ppm 上記以外の豆類 0.10ppm   | 日本モンサント株式会社                                  | 111 | 回答 M 参照。  |
| 92 | アルジカルブ: アルジカルブの日本の MRL は 0.5ppm であるが、US の MRL は 1.0ppm である。このため、US のポテトがトレランスを越える可能性がある。[原文英語]  | National Potato Council                      | 187 | 回答 M 参照。  |
| 93 | アルジカルブ: 環境省により環境ホルモンとして疑われている化合物の一種であるから、不検出とすべきであり、少なくとも検出限界を暫定基準値とすべきである。   | 神山美智子  | 158 | 回答 M 参照。  |
| 94 | 安息香酸のとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、米国に基準値(1ppm)が設定されているので採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会                                     | 207 | 回答 H 参照。  |
| 95 | アンピシリン: 牛・豚の腎臓について、日本人の食生活から見て腎臓の基準値を肝臓より低くする必要性が感じられない。よって、ともしに薬事法の肝臓の基準値を適用し、牛 0.04ppm、豚 0.06ppm とすべきである。   | 武田シェリングブライアニマルヘルス株式会社                        | 97  | 暫定基準は、回答 E の考え方に基づき設定しているところであり、ご要望にそうことは困難と考えます。   |

|    |   |          |     |  |
|----|---|----------|-----|--|
| 96 | <p>アンピシリン:食品名 牛の肉(筋肉)、牛の肉(脂肪)、牛の肝臓、豚の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、牛のその他の内臓等、豚のその他の内臓等、鶏の肉(筋肉)、鶏の筋肉(脂肪)、鶏の肝臓、鶏の腎臓、鶏のその他の内臓等 内容 暫定基準値は牛の肉(筋肉・脂肪)、牛の腎臓、鶏の肝臓で 0.03、牛の肝臓、牛のその他の内臓等で 0.04、豚のその他の内臓等で 0.01、鶏の肉(筋肉・脂肪)、鶏の腎臓、鶏のその他の内臓等で 0.02 となっています。上記以外の哺乳類の肉(筋肉・脂肪)、魚介類は 0.05～0.06、肝臓、腎臓、その他の内臓等、家禽類の肉(筋肉及び脂肪)・肝臓・腎臓・その他の内臓等及は全て 0.05 になっています。これは、基準値設定の根拠が薬事による評価基準の違い並びに海外の基準を流用しているという基準値の違いに原因があり、ADI の観点からすると各食品と基準値の整合性がないのではないかと考えます。これらの数値を比較した場合、生産者や消費者は「なぜ、これらの食品だけ他と比較して厳しい基準が設定されたのか?」という疑問を持ち、「特定の理由からこれらの食品は厳しく規制された」というような誤解を与える恐れがあるのではないかと考えます。したがって、これらの食品の基準値は0.05でよいのではないかと考えます。また、その他の内臓等という項目がありますが、どの範囲までの内臓を指しているのかを明記すべきと考えます。なお、対象動物以外の基準値の設定は不要と考えます。</p> | 三鷹製薬株式会社 | 170 | <p>暫定基準については、ポジティブリスト制を平成18年5月までに実施するため、個々の農薬等のADIを評価するのではなく、回答Bにそって基準を設定することとしています。また、その趣旨等につき広く周知を図るため、ホームページ等を通じた広報、説明会の開催等を行っております。なお、内臓は食用とされるすべての臓器に適用されるものです。</p> |
|----|---|----------|-----|--|

|     |   |                   |     |   |
|-----|---|-------------------|-----|---|
| 97  | <p>アンプロリウム:食品名:鶏の肉(筋肉・脂肪)、鶏の肝臓、鶏の腎臓、鶏のその他の内臓等</p> <p>内容:定量限界値を参考とした暫定残留基準案は、同一食品において外国基準と比較して、乖離がみられます。例えば、鶏の肝臓については、米国・豪州・加国が同じく 1ppm と設定しているのに対して、暫定基準値案では 0.03ppm と約 33 倍の開きがあり、鶏の肉(筋肉)についても約 17 倍の差があります。鶏肉については、海外からの輸入が国内消費の 3分の1 を占めているものと考えますが、このまま暫定基準値が設定されると、不必要に食品の流通が妨げられることが危惧されます。</p> | 大日本製薬株式会社         | 154 | 国内基準と外国基準の選択に関するご照会ですが、回答Bの該当部分を御参照下さい。   |
| 98  | <p>イソキサフルトール:さとうきび、牛・羊・山羊・上記以外の陸棲ほ乳類の乳では、豪州において基準値が設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、さとうきびでは本化合物が登録されている他、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれら家禽の卵から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値を設定すべきである。</p>                                     | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 73  | ご指摘のとおり、豪州においてさとうきびが登録されていることから、暫定基準を設定します。なお、卵については農薬登録との関係が明確ではないので、一律基準を適用します。 |
| 99  | <p>イソプロカルブ:イゾプロカルブ (isoprocarb 米 0.5ppm)が何れのリストからも欠落している。</p>   | 日本農薬株式会社          | 145 | 回答I参照。  |
| 100 | <p>イソプロカルブ:現行残留基準にのっており、実際の栽培にも使用されているので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考に残留基準に「いちご」はないが、項目は有る。)(参考に登録保留基準に作物残留の基準値がない)</p>   | アヲハタ株式会社          | 107 | 回答I参照。  |
| 101 | <p>イソプロカルブ:暫定基準を設定しなかった物質一覧にイゾプロカルブを加える必要があるのでは。</p>  | 日本農薬株式会社          | 145 | 回答I参照。  |



|     |  |                   |     |   |
|-----|--|-------------------|-----|---|
| 102 | イソプロカルブのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、飼料安全法の基準を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会          | 207 | 飼料安全法の基準値は、飼料用のもので、食品用ではないことから、採用することは適切ではないと考えます。  |
| 103 | イブロジオン：牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内蔵等では、豪州、EU、米国(羊の腎臓にあってはカナダも)における基準値の平均に基づき、基準値案が提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらに豪州、EUにおける基準値は検出限界値に設定していることから、豪州、EUにおける基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として最大値が妥当と考える。  | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 72  | 回答B参照。  |
| 104 | イブロジオン：牛・豚・羊・馬・山羊の脂肪、鶏・あひる・七面鳥・うずら・がちょう・雉・いわしゃこ・上記以外の家禽の筋肉・脂肪・肝臓・腎臓・その他の内蔵等、及び鶏・七面鳥・上記以外の家禽の卵では、EU及び米国における基準値の平均に基づき、基準値案が提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらにEUにおける基準値は検出限界値に設定していることから、EUにおける基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として米国の基準値が妥当と考える。 | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 72  | 回答B参照。  |
| 105 | イベルメクチン：食品名：馬の肉(筋肉・脂肪)、馬の肝臓、馬の腎臓、馬のその他の内臓等<br>内容：原則として有効数字は1桁とするべきところが、豚の肝臓、羊の肝臓、馬の肝臓、鹿の肝臓では0.015ppmと2桁になっています。これは原則に従い、0.02ppmに訂正されるべきだと考えます。   | 大日本製薬株式会社         | 154 | 御指摘の基準は、現行基準であり、今回の暫定基準の対象ではありません。暫定基準については、既存の基準を参考として設定せざるを得ないこと等から、原則として有効数字を1桁としたところです。従って、いわゆる本基準については状況が異なるものと考えています。 |
| 106 | イマザピックアンモニウム塩のとうもろこしについて、食品衛生法で基準値(0.05ppm)が設定されている。   | 飼料輸出入協議会          | 207 | 回答H参照。  |
| 107 | イマザピックのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、ブラジルの基準値を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会          | 207 | 回答D参照。  |

|     |  |                          |     |   |
|-----|--|--------------------------|-----|---|
| 108 | イマザピルのとうもろこしについて平均値ではなく、ブラジルの基準値を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会                 | 207 | 回答D参照。  |
| 109 | イマザモックスのとうもろこしについて、食品衛生法で基準値(0.05ppm)が設定されている。   | 飼料輸出入協議会                 | 207 | ご指摘のとおりです。  |
| 110 | イマザリル、オルトフェニルフェノール、ピペロニルブトキシド、チアベンダゾール: 暫定 MRL に、これらの物質(略)が載せられていない。オーストラリアは、これらの物質は、添加物のリストにあり、暫定基準採用後も引き続き、現存する添加物のレベルが維持できるように要求する。[原文英語]   | オーストラリア政府(DAFF)          | 199 | 回答Q参照。  |
| 111 | イマザリル: 劇物に相当するほど毒性が強く、植物である食品には国際基準はない。コーデックスで検討されたのは、種芋としてのばれいしょであった。したがって、現行基準自体見直すべきものである。またレモン等のかんきつ類については、添加物指定され使用基準が設定されている。ポストハーベスト使用農薬と添加物についての概念が混乱しているのであるから、まずこの辺の整理をこそすべきである。 | 神山美智子                    | 158 | 回答N参照。なお、添加物と農薬の定義については、平成15年5月の法改正でも変更されておらず、ご要望に応えることは困難です。 |
| 112 | イマザリルのとうもろこしの現行基準を、アルゼンチンの基準に変更してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会                 | 207 | 回答M参照。  |
| 113 | イマゼタピル: カナダのなたね(Canola)の MRL は 0,1ppm。日本は MRL を設定する必要がある。[原文英語]  | Canola Council of Canada | 190 | 回答H参照。  |
| 114 | イマゼタピルアンモニウム塩のとうもろこしについて平均値ではなく、米国の基準値を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会                 | 207 | 回答B参照。  |
| 115 | イマゼタピルのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、米国の基準値が設定されているので、米国の基準値を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会                 | 207 | 既にアメリカの基準値として収載されています。  |

|     |  |  |     |  |
|-----|--|--|-----|--|
| 116 | <p>イミダクロプリド:小豆類、えんどう、そら豆、上記以外の豆類、未成熟いんげん、未成熟えんどう、ばれいしょ、だいこん類の根、かぶ類の根、ごぼう、サルシフィー、にんじん、パースニップには登録保留基準が設定されているが、これら食品の米国からの輸入を考慮し、これら作物の基準値として米国基準値の採用(それぞれ 2003 年 6 月 13 日に値が上方修正)が妥当であると考える。</p>  | <p>バイエルクロップサイエンス株式会社</p>                 | 71  | <p>回答 B 参照。</p>  |
| 117 | <p>イミダクロプリド:綿実では、豪州(0.02ppm)と米国(6ppm)における基準値の平均に基づき、3ppm が提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらに豪州における基準値は検出限界値に設定していることから、豪州における基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として 6ppm が妥当と考える。</p>   | <p>バイエルクロップサイエンス株式会社</p>                 | 71  | <p>ご指摘の基準値は複数の基準値の平均を取ったものです。基準値を設定している国では、国内産品だけでなく、輸入品も同一の基準値で規制していることから、その基準値が検出限界と等しい場合であっても、そのみをもって平均の対象から除外することは適当でないと考えます。(回答 C を参照してください。)</p> |
| 118 | <p>インドキサカルブ: Indoxacarb はニュージーランドではりんご、なし、キーウィフルーツ、その他数種の野菜に使用する殺虫剤として登録されている。ニュージーランドで行われたキーウィフルーツの残留評価では、推奨された使用パターンでは、収穫時キーウィフルーツに残留する Indoxacarb は、0.1mg/kg 未満になるであろうとしている。しかし、ニュージーランドの法律では、キーウィフルーツに対してこの推奨された使用パターンを支持する特定の Indoxacarb の MRL が設定されていない。なぜならニュージーランドの法律では、0.1mg/kg の default MRL が、MRL の表に記載のない農薬/食品の組み合わせすべてに自動的に適用されるためである。ついては、Indoxacarb の暫定 MRL、0.1mg/kg をキーウィフルーツについても設定してことをご検討願いたい。この要請を立証する参考資料を Reference 1.として添付する。</p> | <p>New Zealand Food Safety Authority</p> | 186 | <p>ご指摘のとおりですので、修正します。</p>  |

|     |  |                     |       |  |
|-----|--|---------------------|-------|--|
| 119 | インドキサカルブ:登録保留基準では、「だいこんの葉」に 5ppm が設定されているので、「だいこん類の葉(ラディッシュを含む)」にも 5ppm を設定して欲しい。  | デュボン株式会社            | 25    | ご指摘のとおりですので、修正します。   |
| 120 | インドキサカルブ:登録保留基準では、「根・茎類」に 0.1ppm が設定されているが、これには'れんこん'や'くわい'等、その他の根・茎類が含まれているので、「上記以外の野菜」にも 0.1ppm を設定して欲しい。  | デュボン株式会社            | 25    | ご指摘のとおりですので、修正します。   |
| 121 | インドキサカルブのとうもろこしについて、米国の grain の基準値ではなく、grain 以外の基準値を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会            | 207   | アメリカの Grain の分類には、日本の食品分類の「とうもろこし」も含まれます。                          |
| 122 | エスフェンバレレート:環境省により環境ホルモンとして疑われている化合物に含まれる物質であるから、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。  | 神山美智子               | 158   | 回答N参照。   |
| 123 | エスフェンバレレート・フェンバレレート:エスフェンバレレートは、フェンバレレートを構成する4つの光学異性体の一つであるが、今回の一次案にはエスフェンバレレート、フェンバレレートともに基準が設定されており、二重の規制を受けることになる。また、食品によってはエスフェンバレレートの数値の方が大きいものがあり、明らかに矛盾している。さらに、各光学異性体を分別定量することは技術的にも困難であることから、基準はトータルでのフェンバレレートに統一すべきと考える。また、平成14年4月17日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会残留農薬部会残留農薬調査会において、両剤のADIを0.018mg/kg/dayとすることで了承されている。(同旨2件) | 株式会社ニチレイ・住友化学工業株式会社 | 87・92 | ご指摘のとおりですので、エスフェンバレレートを削除したうえ、フェンバレレートとしての基準に含め、脚注にその旨を記載することとします。 |
| 124 | エスフェンバレレートのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、ブラジルに基準値が設定されているので、ブラジルの基準値を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会            | 207   | 回答D参照。   |

|     |  |                                   |     |  |
|-----|--|-----------------------------------|-----|--|
| 125 | エタフルラリン:カナダの MRL は 0.1ppm であるが、日本の提案されている MRL は 0.05ppm である。[原文英語]   | Canola Council of Canada          | 190 | 回答 H 参照。   |
| 126 | エチオフェンカルブ、トリクロホスメチル、フェノブカルブ、フェンスルホチオン、ブチレート、メチオカルブのとうもろこしについて、食品衛生法で基準値が設定されている。   | 飼料輸出入協議会                          | 207 | 回答 I 参照。   |
| 127 | エチオフェンカルブ:もも / 日本での登録農薬であり、現行残留基準に基準値 5.0ppm で設定されており、韓国でも残留基準が設定されており、日本・韓国で実際に使用している農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考に韓国の残留基準は 5ppm である。)   | アヲハタ株式会社                          | 107 | 回答 I 参照。   |
| 128 | エチオン、フェンチン、ホサロンのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、飼料安全法の基準を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会                          | 207 | 飼料安全法の基準値は、飼料用のもので、食品用ではないことから、採用することは適切ではないと考えます。 |
| 129 | エチレンオウレアのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、南アフリカに基準値が設定されているので、南アフリカの基準値を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会                          | 207 | 回答 D 参照。   |
| 130 | エディフェンホスのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、飼料安全法の基準を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会                          | 207 | 飼料安全法の基準値は、飼料用のもので、食品用ではないことから、採用することは適切ではないと考えます。 |
| 131 | エテホン(Ethephon)、クロルエセホン(Chlorethephon):ニュージーランドでは、(2-chloroethyl) phosphonic acid を Chlorethephon という名称で呼び、その他多くの国では plant growth regulator、"Ethephon"として知られている。Ethephon(236)の暫定基準案は、ニュージーランドの生産者の需要を十分に満たすものであるため、Chlorethephon(110)をリストから削除するのが適当と思われる。 | New Zealand Food Safety Authority | 186 | ご指摘のとおり、修正させていただきます。                               |
| 132 | エトキシキン:収穫後にリンゴの褐変防止用として使用される物質であるから、本来農薬ではなく、食品添加物とされるべきもので、現行基準を見直すべきものである。   | 神山美智子                             | 158 | 平成15年5月の法改正において、添加物等の定義は改正されておらず、従来どおりの取扱いとなります。   |

|     |   |                |     |   |
|-----|---|----------------|-----|---|
| 133 | エトキシキン:数値が規定されていない部分に関する MRL につきましては、飼料添加物指定時に残留試験を実施しなかったため、参考になる資料は持ち合わせていませんが、同じ欄内の数値と同程度の数値を採用いただきたくお願いします。(略)  | コーキン化学株式会社     | 174 | 回答 E のとおり、同一動物であって、筋肉、脂肪等、一部の組織、臓器に基準が設定されている場合、それ以外の組織、内臓については、当該動物に対してその使用が認められていること、米国等においては標的臓器による検査体制が取られており、すべての組織又は臓器に基準が設定されているわけではないことから、同一動物で基準が設定されている組織、臓器のうち、最も低い値をそれ以外の組織、臓器に設定することとしたいと考えています。 |
| 134 | エトフェンプロックス:エトフェンプロックスは、ばれいしょにコーデックス基準 0.01ppm があります。従って、一覧表にはコーデックス 0.01 ppm、類型 1-2 の記載ができるかと思います。基準値案については案のとおりで結構です。また、pome fruits にコーデックス基準 1ppm があります。従って一覧表にコーデックス 1 ppm、類型 1-2 の記載ができるかと思います。基準値案については案のとおりで結構です。 | 三井化学株式会社       | 106 | 現行基準については今回設定するものではないので、類型の欄は空欄としています。  |
| 135 | エトプロホス、ピリデート、フェニトロチオンのとうもろこしの現行基準を、アルゼンチンの基準に変更してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会       | 207 | 回答 M 参照。  |
| 136 | エトリジアゾールのとうもろこしについて平均値ではなく、豪州の基準値を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会       | 207 | 回答 B 参照。  |
| 137 | エトリムホス:現行残留基準に基準値は 0.05ppm と設定されており、韓国にも残留基準があり(基準値 0.05ppm)、韓国で実際に使用されている農薬であり、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。   | アヲハタ株式会社       | 107 | 回答 I 参照。  |
| 138 | エトリムホスのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、飼料安全法の基準を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会       | 207 | 飼料安全法の基準値は、飼料用のもので、食品用ではないことから、採用することは適用ではないと考えます。  |
| 139 | エマメクチン安息香酸塩のレモンについて基準値案が示されていないが、この作物にはオーストラリアに基準値が設定されている。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 豪州で基準のある「Lemon grass」「Lemon verbena」は、それぞれレモングラス、レモンバーベナというハーブの一種であり、レモンではありません。  |

|     |   |                             |           |  |
|-----|---|-----------------------------|-----------|--|
| 140 | エマメクチン安息香酸塩:綿実は他の作物と比較して、このように低い値(0.005ppm)を設定する必要性がないのでは?分析が困難である。   | 国立医薬品食品衛生研究所                | 203       | ご指摘の基準値は、豪州の基準であり、これを変更する理由はないと考えます。                       |
| 141 | エンドスルファン、トリホリン、メタラキシルのとうもろこしについて、コーデックス基準ではなく、ニュージーランドの基準を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会                    | 207       | 回答 S 参照。   |
| 142 | エンドスルファン:すもも(プルーンを含む):エンドスルファン(105) 1 2(US) 今回の基準値案(PR-MRL)が米国のそれより低いので、米国と同等値に設定して頂きたい。  | California Dried Plum Board | 183       | 回答 S 参照。   |
| 143 | エンドスルファン:ばれいしょ及びてんさいにおいて、コーデックス基準が採用されているが、日本において審査された登録保留基準値社を採用すべきである。  | バイエルクロップサイエンス株式会社           | 70        | コーデックス基準では不十分とする合理的な根拠があるのであれば、回答 G を参考に個別具体的にご提出下さい。      |
| 144 | エンドスルファン:環境省により環境ホルモンとして疑われている化合物であるから、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。茶の30ppmなどという数値は到底容認できるものではない。   | 神山美智子                       | 158       | 回答 N 参照。   |
| 145 | エンドリンは登録も失効し、昭和46年農林水産省令により販売が制限された有機塩素系農薬で、かつ環境省により、環境ホルモンの疑いがあるとされている物質であるから、現行基準どおりすべての食品について、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。  | 神山美智子                       | 158       | エンドリンについては、ADI が設定できることから、コーデックス基準や EU 基準を参考に基準を設定したところです。 |
| 146 | エンロフロキサシン:基準値案では、水産物に関して数値案がなく不検出となっているが、畜産物は0.01-0.1ppmとなっている。またEU基準では0.1ppmとなっており、水産物にも基準値を設定していいのではないかと思う。国内畜産物と海外基準値との違いは、科学的にも矛盾しており、法規上に置いて厳格な整合性が必要ではないか考える。(同旨1件) | 天野 篤繁・原田 幸人                 | 93<br>104 | 御指摘のとおり、EU において、水産物中の基準値が確認されましたので、暫定基準として設定します。           |

|     |   |                |     |  |
|-----|---|----------------|-----|--|
| 147 | オーストラリアにおいて、プトロキシジム、フルアジホップチル、イマザピック、プロパキザホップ、リンデンについて菜種に基準値が設定されている。採用を希望する。   | 油糧輸出入協議会       | 215 | フルアジホップチルは、フルアジホップとして基準が設定されています。リンデンはBHCとして基準が設定されています。プトロキシジム、イマザピック、プロパキザホップについては回答 L 参照。 |
| 148 | オーストラリアの cereal grains に基準のあるピペロニルプトキシドが基準値案に含まれていない。   | 製粉協会           | 208 | 回答 Q 参照。   |
| 149 | オキサジキシル:日本なし、西洋なしに、登録保留基準 1ppm がない。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | ご指摘のとおりですので、修正します。   |
| 150 | オキサジキシルの日本なしと西洋なしについて基準値案が示されていないが、この作物には登録保留基準が設定されている。  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | ご指摘のとおりですので、修正します。   |
| 151 | オキシカルボキシン:当該薬物は、「未成熟いんげん」と「上記以外の野菜」のみに基準が設定されているが、マイナーな食品にのみ一律基準の 50~500 倍の基準値を設定するという考えは理解しがたい。海外では葉菜類、いんげん以外の未成熟豆類(未成熟えんどう、えだまめ)等に使用されるケースもあり、これらについても同等の基準(5ppm)の設定を行うべきである。 | 株式会社ニチレイ       | 84  | 暫定基準の参考とした国々では、ご指摘のようなケースは確認されていません。また、回答 D 参照。  |
| 152 | オキシテトラサイクリン:飼料添加物として指定されている抗生物質で、使用量も多く、サルモネラ、カンピロバクター、大腸菌、腸球菌のいずれに対しても、50%以上の耐性菌検出調査成績を示している(最大サルモネラの76%)。現在食品安全委員会で見直しを検討されているが、耐性菌問題を考える上で最大の課題を提示している物質であるから、不検出とすべきである。    | 神山美智子          | 158 | ご指摘の化合物については、現段階で、国際的にも国内的にも不検出とする状況にはないと考えています。   |



|  |                  |   |
|--|------------------|---|
| <p>153 オキシテトラサイクリン/クルテトラサイクリン/テトラサイクリン：食品名：牛の肉(脂肪)、豚の肉(脂肪)、羊の肉(脂肪)、馬の肉(脂肪)、鶏の肉(脂肪)、あひるの肉(脂肪)、七面鳥の肉(脂肪)</p> <p>内容：暫定基準値は牛、豚、羊の肉(脂肪)で0.06、鶏、あひる、七面鳥の肉(脂肪)で0.02、牛、豚、羊、鶏、あひる、七面鳥の肉(筋肉)で0.2になっており、脂肪は筋肉の基準値の3～10分の1となっています。海外のその基準値は筋肉より高い数値となっており、ADIを考慮した場合、脂肪摂取量は筋肉摂取量より少ないわけですから、脂肪の基準値は筋肉と同等以上でよいのではないかと考えます。また、その他の内臓等という項目がありますが、どの範囲までの内臓を指しているのかを明記すべきと考えます。なお、対象動物以外の動物の設定は不要と考えます。</p> | <p>三鷹製薬株式会社</p>  | <p>173 回答Bを御参照下さい。なお、筋肉と脂肪は、国際的にみても、その残留試験結果を基にそれぞれに基準が設定されているものと承知しています。また摂取量の多少が、直ちに基準値の大小を決めるものではなく、残留性が基になるものと考えます。</p>                               |
| <p>154 オキシテトラサイクリン：牛、豚の脂肪(薬事法 0.06ppm)：脂肪は肉と分離しがたいため筋肉と同等(0.2ppm)に設定をお願いしたい。牛、豚のその他の内臓(薬事法 0.2ppm)：その他の内臓は摂取する機会が少ないため肝臓と同等(0.6ppm)に設定をお願いしたい。鶏の脂肪(薬事法 0.02ppm)：脂肪は肉と分離しがたいため筋肉と同等(0.2ppm)に設定をお願いしたい。鶏のその他の内臓(薬事法 0.2ppm)：その他の内臓は摂取する機会が少ないため肝臓と同等(0.6ppm)に設定をお願いしたい。その他の動物：これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。</p>  | <p>ファイザー株式会社</p> | <p>149 回答Bを参照してください。なお、筋肉と脂肪は、国際的にみても、その残留試験結果等を基に、それぞれに基準が設定されているものと承知しています。また、摂取量の多少が、直ちに基準値の大小を決めるものではなく、残留性が基になるものと考えます。その他の内臓につきましては、回答Eを御参照下さい。</p> |

|     |   |  |   |  |
|-----|---|--|---|--|
| 155 | オキシテトラサイクリン・クロルテトラサイクリン・テトラサイクリン:テ<br>トラサイクリン系抗生物質の水産物への残留基準は、オキシテトラ<br>サイクリンに限定されているが、畜産物への残留基準と同様に、他<br>のクロルテトラサイクリン、テトラサイクリンの合計値へ変更して欲<br>しい。もし現行基準を動かさないのであれば、クロルテトラサイクリン・<br>テトラサイクリンの残留基準値を設定して欲しい。なお、コーデック<br>スによるADIは、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テ<br>トラサイクリンは単独または和として30 µg/kgbw/dayとなっている。<br>(同旨7件) | マルハ株式会社・(社)日本冷凍食<br>品協会・阪和興業株式会社・加瀬<br>昭夫・天野 篤繁・原田 幸人・株<br>式会社兵食・(財)食品産業センタ<br>ー | 26<br>27<br>53<br>78<br>93<br>104<br>146<br>196 | 魚介類のオキシテトラサイクリンの残留基準は現行基準であり、説明文書の留意事項<br>の1に記載のとおり、現行基準については、改正の対象とはしていないことから、暫定<br>基準によりクロルテトラサイクリン、テトラサイクリンの合計値に変更することは困難で<br>す。また、従前から、個別の残留基準が設定されていない抗生物質については、「含有<br>してはならない」と規定されており、魚介類のクロルテトラサイクリン、テトラサイクリンに<br>ついてはこの規定が適用になります。<br>なお、JECFAでは、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンの<br>単独または和として、30 µg/kgbw/day というADIが設定されていますが、コーデックス<br>基準は魚介類についてオキシテトラサイクリンのみの基準値となっています。 |
| 156 | オキシデメトンメチル、ジウロン、シハロトリン、シロマジン、ピプロキ<br>シフェン、プリミスルフロメチル、プロバクロールのとうもろこしにつ<br>いて平均値ではなく、米国の基準値を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会   | 207   | 回答 J 参照。   |
| 157 | オキシフルオルフェン:アボガド:基準値案 0.03ppm を米国での残留<br>基準値である 0.05ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。   | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125   | 回答 J 参照。   |
| 158 | オキシフルオルフェン:いちご:カナダでの残留基準値である<br>0.05ppm を適用する。日本にカナダから輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125   | ご指摘のとおり、カナダの基準が確認できましたので、修正いたします。  |
| 159 | オキシフルオルフェン:かき:基準値案 0.03ppm を米国での残留基<br>準値である 0.05ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。   | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125   | 回答 J 参照。   |
| 160 | オキシフルオルフェン:キウイ:基準値案 0.03ppm を米国での残留<br>基準値である 0.05ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125   | 回答 J 参照。   |
| 161 | オキシフルオルフェン:なつめやし:米国での残留基準値である<br>0.05ppm を適用する。日本に米国から輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125   | ご指摘のとおり、米国の基準が確認できましたので、修正いたします。   |

|     |   |   |                 |          |
|-----|---|---|-----------------|----------|
| 162 | オキシフルオルフェン: にんにく: 米国での残留基準値である0.05ppmを適用する。日本に米国から輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社   | 125             | 回答 H 参照。 |
| 163 | オキシフルオルフェン: バナナ: 基準値案 0.03ppm を米国での残留基準値である 0.05ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。                                      | ダウ・ケミカル日本株式会社   | 125             | 回答 J 参照。 |
| 164 | オキシフルオルフェン: 牛の肝臓、豚の肝臓、羊の肝臓、馬の肝臓、山羊の肝臓: 基準値案 0.03ppm を米国での残留基準値である 0.05ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。                | ダウ・ケミカル日本株式会社   | 125             | 回答 J 参照。 |
| 165 | オキシフルオルフェン: 牛の肉(脂肪)、豚の肉(脂肪)、羊の肉(脂肪)、馬の肉(脂肪)、山羊の肉(脂肪): 基準値案 0.03ppm を米国での残留基準値である 0.05ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。 | ダウ・ケミカル日本株式会社   | 125             | 回答 J 参照。 |
| 166 | オキシフルオルフェン: 小麦、大麦、ライ麦、上記以外の穀類: オーストラリアでの残留基準値である 0.05ppm を適用する。2002 年日本に輸入されている小麦の 14%、大麦の 83%はオーストラリアからの輸入。  | ダウ・ケミカル日本株式会社   | 125             | 回答 L 参照。 |
| 167 | オキシ銅: ドイツでは、銅(ホップ)に 1.000ppm の基準を置いている。基準値案では 10ppm しかなく、再考を求める。[原文英語] (同旨 3 件)                               | HVG<br>Hopfenverwertungsgenossenschaft<br>e. G., Verband deutscher<br>Hopfenpflanzer e.V., Joh.<br>Barth&Sohn GmbH&Co.<br>KG(Germany) | 35<br>52<br>103 | 回答 R 参照。 |

|     |  |                   |     |   |
|-----|--|-------------------|-----|---|
| 168 | <p>オキソリン酸：食品名：アユ、ニシン目、コイ目、ウナギ目、スズキ目、クルマエビなど</p> <p>内容：定量限界値を参考とした暫定残留基準案は、同一食品において外国基準と比較して、乖離がみられます。例えば、ニシン目については、EUの0.3ppmに対し暫定基準値案では0.02ppmと15倍の開きがあり、クルマエビについても10倍の差があります。クルマエビなどについては、海外からの輸入が大半を占めているものと考えますが、このまま暫定基準値が設定されると、不必要に食品の流通が妨げられることが危惧されます。また、国内で承認されている動物種によっても、国内での承認当時の定量法の限界を反映してか、大きな乖離があります。牛の筋肉の基準値案1ppmに対して、クルマエビでは0.03ppmと約33倍の差があります。実際の摂取量を考えた場合、牛肉の方が多量で、且つ連続して摂取すると考えられるため、ADIを用いず、定量限界値を参考とした暫定残留基準の設定方法には問題があると考えます。</p> | 大日本製薬株式会社         | 154 | 国内基準と外国基準の選択に関するご照会ですが、回答Bの該当部分を御参照下さい。 |
| 169 | <p>オクスルフロンのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、アルゼンチンに基準値が設定されているので、アルゼンチンの基準値を採用してもらいたい。</p>   | 飼料輸出入協議会          | 207 | 回答D参照。                                  |
| 170 | <p>オメトエート：バナナでは、海外基準値平均が採用されているが、豪州及びNZでは2ppmが、EUでは0.2ppmが設定されている。諸外国の基準値が大きく異なり、またバナナの輸入実態を考慮すると、豪州及びNZの基準値を採用し、2ppmが妥当と考える。</p>  | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 69  | 回答J参照。                                  |

|     |  |                               |     |               |
|-----|--|-------------------------------|-----|---------------|
| 171 | <p>オトエート:小麦、大麦、ライ麦、そば、上記以外の穀類、ひまわり<br/>の種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、上記以外の<br/>オイルシード牛・豚・羊・馬・山羊・鶏・あひる・七面鳥・うずら・いわし<br/>ゃこ・上記以外の家禽の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等、及び<br/>牛・羊・山羊・上記以外の陸棲ほ乳類の乳、鶏・七面鳥・上記以外<br/>の家禽の卵では、豪州において基準値が 0.05ppm と設定されてい<br/>るのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物<br/>のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫<br/>定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化<br/>合物を作物に施用した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度<br/>でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基<br/>準値に基づき、基準値 0.05ppm を設定する必要があると考える。</p> | <p>バイエルクロップサイエンス株式会<br/>社</p> | 69  | <p>回答L参照。</p> |
| 172 | <p>オリザリン:アーモンド:基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留<br/>基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入され<br/>ている。</p>  | <p>ダウ・ケミカル日本株式会社</p>          | 125 | <p>回答J参照。</p> |
| 173 | <p>オリザリン:あんず、おうとう、すもも、ネクタリン:基準値案 0.08ppm<br/>をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオ<br/>ーストラリアから輸入されている。</p>  | <p>ダウ・ケミカル日本株式会社</p>          | 125 | <p>回答J参照。</p> |
| 174 | <p>オリザリン:くるみ:基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基<br/>準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されて<br/>いる。</p>  | <p>ダウ・ケミカル日本株式会社</p>          | 125 | <p>回答J参照。</p> |
| 175 | <p>オリザリン:グレープフルーツ:基準値案 0.08ppm をオーストラリアで<br/>の残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸<br/>入されている。</p>   | <p>ダウ・ケミカル日本株式会社</p>          | 125 | <p>回答J参照。</p> |
| 176 | <p>オリザリン:なし:基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準<br/>値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されてい<br/>る。</p>   | <p>ダウ・ケミカル日本株式会社</p>          | 125 | <p>回答J参照。</p> |

|     |   |               |     |        |
|-----|---|---------------|-----|--------|
| 177 | オリザリン:ペカン:基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。                                      | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答J参照。 |
| 178 | オリザリン:みかん:基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。                                      | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答J参照。 |
| 179 | オリザリン:もも:基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。                                       | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答J参照。 |
| 180 | オリザリン:ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、ハックルベリー、上記以外のベリー類果実:基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。 | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答J参照。 |
| 181 | オリザリン:りんご:基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。                                      | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答J参照。 |
| 182 | オリザリン:上記以外のかんきつ類果実:基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。                             | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答J参照。 |
| 183 | オリザリン:上記以外のナッツ類:基準値案 0.08ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.1ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。                                | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答J参照。 |
| 184 | オルトフェニルフェノール:コーデックスや EU、アメリカに基準がある本化合物がリスト上にないのはなぜか。[原文英語]  | 南アフリカ大使館      | 91  | 回答Q参照。 |

|   |                             |  |
|---|-----------------------------|--|
| <p>185 オレアンドマイシン: 牛の筋肉(薬事法 0.05ppm)、肝臓(薬事法 0.05ppm)、腎臓(薬事法 0.05ppm)、その他の内臓(薬事法 0.05ppm): 原案(薬事法)のとおりの設定でお願いしたい。牛の脂肪、乳: 資料がないため一律基準が適用されるが肝臓と同等(0.05ppm)に設定をお願いしたい。豚の筋肉(海外 0.1ppm)、脂肪(海外 0.2ppm)、肝臓(海外 0.1ppm)、腎臓(海外 0.1ppm)、その他の内臓(海外 0.1ppm): 原案(海外基準)での設定でお願いしたい。鶏の筋肉(海外 0.2ppm)、脂肪(海外 0.2ppm)、肝臓(海外 0.2ppm)、腎臓(海外 0.2ppm)、その他の内臓(海外 0.2ppm): 原案(海外基準)での設定でお願いしたい。その他の動物: これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。</p> | <p>ファイザー株式会社</p>            | <p>149 牛の脂肪については、回答Eのとおり、牛の各組織、臓器の基準のうち、最も低い値を設定することとしています。乳については、同様な取扱をすることは困難であると考えます。</p> |
| <p>186 海外での使用はほとんどS-メトラクロールであることから、S-メトラクロールの記載を追加することを希望する。</p>  | <p>シンジェンタジャパン株式会社</p>       | <p>156 S-メトラクロールとメトラクロールの関係、S-メトラクロールの海外での使用状況について、資料をご提出下さい。</p>                            |
| <p>187 海外ではラムダーシハロトリンの使用が多いため、ラムダーシハロトリンを追加することを希望する。</p>   | <p>シンジェンタジャパン株式会社</p>       | <p>156 ラムダ・シハロトリンは、シハロトリンに含まれます。脚注に記載することとします。</p>   |
| <p>188 カズサホス: 次の基準値の追加をして欲しい。フィリピン基準値(バナナ)、ブラジル基準値(コーヒー、ぶどう)</p>  | <p>FMC Corporation(USA)</p> | <p>102 回答 D 参照。</p>  |
| <p>189 カズサホス: 食品名: コーヒー豆、ぶどう 内容: コーヒー豆およびぶどうはブラジルにおける基準値 (http://www.anvisa.gov.br/toxicologia/monografias/monografias.pdf p.136)があり、これらを考慮して基準値設定をお願いしたい。</p>  | <p>エフエムシー・ケミカルズ株式会社</p>     | <p>165 回答 D 参照。</p>  |

|     |  |          |     |  |
|-----|--|----------|-----|--|
| 190 | <p>カナダで使用されており、暫定基準案に記載されていない農薬(8種類)がある。これらの物質は、日本の暫定基準案の別の名前でカバーすることが可能である。これらの物質を日本の暫定基準案でカバーできるかどうか検討してもらいたい。これらの物質がリストに記載されない場合は、我々は、リストに追加することを要求する。Mancozeb, maneb, mecoprop, methyl bromide, TCMTB, thiram については、現在、MRL は必要ないと考えているが、regulation B.15.002(1)において、使用の許可はされている。この regulation において、トレランスリミットが設定されていないものが、0.1ppm 以上含まれる食品の販売は禁止されている。この値は、見直し中であり、数年以内に、より測定可能な値に変わる予定である。[原文英語]</p> | カナダ小麦局   | 197 | <p>ご指摘の物質のうち、マンコゼブ、マンネブ、チラムについてはジチオカーバメートとして、また臭化メチルについては臭素として基準を設定しています。ジチオカーバメートについては脚注がありますが、臭素についても脚注に記載することとします。また、TCMTB、メコプロップはオーストラリアでのみ基準値が確認されています。他国における一律基準 (default MRL) は参考としないこととしております。</p> |
| 191 | <p>カナダにおいて、チラムとカルバシインについて菜種に基準値が設定されている。採用を希望する。</p>   | 油糧輸出入協議会 | 215 | <p>回答 H 参照。</p>  |
| 192 | <p>カナダの wheat に基準のある下記の物質が、基準値案に含まれていない。<br/>florasulam(0.01ppm) , pyraclostrobin(Headline)(0.2ppm)</p>  | 製粉協会     | 208 | <p>フロラスラムについては、ご指摘のとおり修正します。ピラクロストロビンについては、当方では当該基準は確認できません。回答 H 参照。</p>   |



|     |  |          |     |   |
|-----|--|----------|-----|---|
| 193 | <p>カナマイシン：食品名 牛の肉(筋肉)、牛の肉(脂肪)、牛の肝臓、牛の腎臓、牛のその他の内臓等 内容 暫定基準値は、牛の肉(筋肉・脂肪)、牛の肝臓及び牛の腎臓、牛のその他の内臓等で0.04、豚の肉(筋肉・脂肪)、羊の肉(筋肉・脂肪)、兔の肉(筋肉・脂肪)、豚の肝臓・腎臓、鶏の肉(筋肉・脂肪)で0.1、豚のその他の臓器等で0.2、羊の肝臓、兔の肝臓、鶏の肝臓で0.6、羊の腎臓、兔の腎臓、鶏の腎臓で3になっています。これは、基準値設定の根拠が薬事による評価基準の違い並びに海外の基準を流用しているという基準値の違いに原因があり、ADIの観点からすると日本の場合は食肉消費量は牛肉より豚肉・鶏肉が多いわけであるから、牛の基準値は豚や鶏の基準値と同等以上でよいのではないかと考えます。これらの数値を比較した場合、生産者及び消費者に対して「なぜ、牛だけ他と比較して厳しい基準が設定されたのか？」という疑問を与え、「特定の理由から牛は厳しく規制された」というような誤解を招く恐れがあるのではないかと考えます。また、その他の内臓等という項目がありますが、どの範囲までの内臓を指しているのかを明記すべきと考えます。なお、対象動物以外の基準値の設定は不要と考えます。</p> | 三鷹製薬株式会社 | 169 | <p>回答Bを御参照下さい。また摂取量の多少が、直ちに基準値の大小を決めるものではなく、残留性が基になるものと考えます。なお、その趣旨等につき広く周知を図るため、ホームページ等を通じた広報、説明会の開催等を行っております。</p> |
| 194 | <p>カナマイシン：動物用医薬品である抗生物質であるが、平成14年度の農林水産省医薬品検査所の調査においてサルモネラに対し、40%の耐性菌検出となっているので、暫定基準値は、不検出もしくは検出限界とすべきである。</p>   | 神山美智子    | 158 | <p>ご指摘の化合物等については、国際的にも国内的にも不検出としなくてはならない状況にはないと考えています。なお、いわゆる耐性菌問題については、食品安全委員会において検討されているものと承知しています。</p>           |
| 195 | <p>カプタホール・キャプタン：不検出とされているカプタホールは、残留基準のあるキャプタンと同じ分解物(テトラフルイミド)であるが、もしこのテトラフルイミドが検出された場合、由来の特定が出来ないが、この場合の判断如何。個々の判断について、明記して欲しい。</p>  | 宮下 隆     | 41  | <p>ご指摘の物質群につきましては、ともに親化合物のみを測定対象としていることから、代謝物であるテトラフルイミドが検出されても、基準値と比較することはないものと考えます。また、回答Pをご参照下さい。</p>             |

|     |   |  |     |  |
|-----|---|--|-----|--|
| 196 | カルボキシシ:カナダのなたね(Canola)の MRL は 0,1ppm。日本は MRL を設定する必要がある。[原文英語]  | Canola Council of Canada                     | 190 | 諸外国の一律基準値を、基準設定の上で参考とすることは適当ではないと考えます。 |
| 197 | カルバリル、ダイアジノンのとうもろこしについて、コーデックス基準ではなく、米国の基準を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会                                     | 207 | 回答 S 参照。                               |
| 198 | カルバリル:アスパラガスは海外基準値の平均値が採用されているが、当該作物は米国・豪州での生産量が多く、また両国からの輸入量も多いため、基準値としては両国の基準値 10ppm が妥当であると考え。               | バイエルクロップサイエンス株式会社                            | 68  | 回答 J 参照。                               |
| 199 | カルバリル:カナダのなたね(Canola)の MRL は 0,1ppm。日本は MRL を設定する必要がある。[原文英語]   | Canola Council of Canada                     | 190 | 回答 H 参照。                               |
| 200 | カルバリル:ブロッコリー、カリフラワーは海外基準値の平均値が採用されているが、当該作物は米国での生産量が多く、また米国からの輸入量も多いため、基準値としては米国の基準値 10ppm が妥当であると考え。           | バイエルクロップサイエンス株式会社                            | 68  | 回答 J 参照。                               |
| 201 | カルバリル:マルメロ、びわは海外平均値が採用されているが、本剤は米国において当該作物における作付け面積の 20% 以上で使用されていることから、米国の基準値 10ppm を採用することが妥当であると考えられる。       | バイエルクロップサイエンス株式会社                            | 68  | 回答 J 参照。                               |
| 202 | カルバリル:環境省が環境ホルモンとして疑われている化合物リストに掲載しているものであるから、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。10ppm などという基準値は到底容認できない。                 | 神山美智子  | 158 | 回答 N 参照。                               |
| 203 | カルフェントラゾン:ホップの基準値 0.3ppm がない。これはアメリカの Section 18 例外規定において使用が認められている農薬であり、近い将来正式に登録される予定なので、暫定基準への収載を願いたい。[原文英語] | U.S. Hop Industry Plant Protection Committee | 94  | 回答 T 参照。                               |

|     |  |                      |     |  |
|-----|--|----------------------|-----|--|
| 204 | <p>カルフェントラゾンエチル: 次の基準値の追加をして欲しい。ばれいしよ、Sweet potato、Japanese radish(root&amp;leaf)、さとうきび、長いも、にんじん、アーティチョーク、Turnip(root&amp;Leaf)、Horseradish、Burdock、サルシフィー、チコリ、しょうが、パースニップ、パセリ、Other umbelliferous vegetables、その他のいも類、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む)、にんにく、その他のゆり科野菜、レタス、セロリ、Spinach、エンダイブ、その他のせり科野菜、キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー、はくさい、芽キャベツ、ケール、その他のあぶらな科野菜、未成熟いんげん、Beans, dry、未成熟えんどう、えんどう、大豆、トマト、Pimento、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン類、その他のうり科野菜、らっかせい、さとうきび、オクラ、グレープフルーツ、ライム、その他の柑橘類果実、キウイー、ひまわりの種、Safflower seed、Rape seed、その他のオイルシード、Pistachio、茶、コーヒー豆、カカオ、オリーブ、Fig、Vanilla、ココナッツ、Ti(Leaf&amp;root)、Kava: アメリカ期限付き基準値の採用による基準の新設、ホップ: 未だ未定のEU基準値の採用による基準の新設、その他の柑橘類果実、さとうきび: ブラジル基準値の採用による基準の新設。</p> | FMC Corporation(USA) | 102 | <p>ホップ: 未だ確定していない基準値は、参考とすることができません。その他の柑橘類果実、さとうきび: 回答 D 参照。その他: 回答 T 参照。</p> |
| 205 | <p>カルフェントラゾンエチルのとうもろこしについて平均値ではなく、米国の基準値を採用してもらいたい。</p>  | 飼料輸出入協議会             | 207 | <p>回答 J 参照。</p>  |
| 206 | <p>カルベントジム、ペノミル及びチオファネートメチルのとうもろこしについて、登録保留基準ではなく、豪州の基準を採用してもらいたい。</p>   | 飼料輸出入協議会             | 207 | <p>回答 B 参照。</p>  |

|     |   |                      |     |  |
|-----|---|----------------------|-----|--|
| 207 | カルベンダジム・ベノミル・チオファネートメチル:殺菌剤ベノミルおよびチオファネートメチルは世界中で汎用されており、これらの代謝物かつ有効成分であるカルベンダジムを含め残留する可能性がある。今回これら3成分合算の暫定基準値がすべての農作物に設定され、ほとんどの農作物については数 ppm レベルの基準値が設定されているが、「上記以外の果実」では0.1ppmとなった。「上記以外の果実」の基準値はコーデックスを参考に設定されたことになっているが、コーデックスに「上記以外の果実」という明確な項目はない。他の「上記以外の」という品目についても、全て登録保留基準が採択されていること、「上記以外の果実」でも主要な果実と同様の使用実態があることから「上記以外の果実」も登録保留基準を参考とするのが妥当である。 | サントリー株式会社            | 98  | 「上記以外の果実」の基準は、コーデックス基準の「Tree Nuts」を参考としました。  |
| 208 | カルボスルファン:次の基準値の追加をして欲しい。ブラジル基準値(とうもろこし)   | FMC Corporation(USA) | 102 | 回答 D 参照。   |
| 209 | カルボスルファンのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、ブラジルの基準値を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会             | 207 | 回答 D 参照。   |
| 210 | カルボフラン(カルボスルファン、ベンフラカルブ、フラチオカルブ):カルボフランの暫定基準値(案)が提案されていない作物について、カルボフランは、カルボスルファン、ベンフラカルブ、フラチオカルブの共通代謝物であり、これら3剤の使用実態も考慮して残留基準値を設定すべき。   | 大塚化学株式会社             | 180 | 回答 P をご参照ください。ただし、ご指摘の物質群につきましては、ベンフラカルブ、カルボスルファン、フラチオカルブの3つについては、参考とした登録保留基準に基づいて親化合物、カルボフラン及び3-OH カルボフランの和として基準を設定し、カルボフランについては、カルボフランと3-OH 体を対象とし、上記3剤の値を考慮して基準値を設定します。 |
| 211 | カルボフラン(カルボスルファン、ベンフラカルブ、フラチオカルブ):<br>食品名:カルボフランの暫定基準値(案)が提案されていない作物<br>内容: カルボフランは、カルボスルファン、ベンフラカルブ、フラチオカルブの共通代謝物であり、これら3剤の使用実態も考慮して残留基準値を設定すべきである。   | エフエムシー・ケミカルズ株式会社     | 165 | 回答 P をご参照ください。ただし、ご指摘の物質群につきましては、ベンフラカルブ、カルボスルファン、フラチオカルブの3つについては、参考とした登録保留基準に基づいて親化合物、カルボフラン及び3-OH カルボフランの和として基準を設定し、カルボフランについては、カルボフランと3-OH 体を対象とし、上記3剤の値を考慮して基準値を設定します。 |

|     |   |                      |     |   |
|-----|---|----------------------|-----|---|
| 212 | <p>カルボフラン(カルボスルファン、ベンフラカルブ、フラチオカルブ):</p> <p>食品名:カルボフランの暫定基準値(案)が提案されていない作物</p> <p>内容:カルボフランは、カルボスルファン、ベンフラカルブ、フラチオカルブの共通代謝物であり、これら3剤の使用実態も考慮して残留基準値を設定すべきである。</p>   | 石原産業株式会社             | 159 | <p>回答 P をご参照ください。ただし、ご指摘の物質群につきましては、ベンフラカルブ、カルボスルファン、フラチオカルブの3つについては、参考とした登録保留基準に基づいて親化合物、カルボフラン及び3-OH カルボフランの和として基準を設定し、カルボフランについては、カルボフランと3-OH 体を対象とし、上記3剤の値を考慮して基準値を設定します。</p>             |
| 213 | <p>カルボフラン:次の基準値の追加・見直しをして欲しい。アルファル</p> <p>ファ:米国基準の採用による新設、大豆:米国基準の採用による新設、綿実・ひまわりの種・ばれいしよ:コーデックス基準でなく米国基準の採用、アーティチョーク・なたね:米国の緊急免除規定による基準の採用による基準の新設、トマト・なす:コーデックス基準の採用による基準の新設、Turnip:EU基準の採用による基準の新設。</p>  | FMC Corporation(USA) | 102 | <p>アルファルファ:上記以外の野菜に分類されますが、既に米国基準が採用されています。綿実・ひまわりの種・ばれいしよ:回答S参照。アーティチョーク・なたね:回答T参照。トマト・なす:ご指摘のとおりですので、修正します。</p>   |
| 214 | <p>キザロホップ-P-テフリル:キザロホップ-P-テフリルを、「キザロホップエチル及びキザロホップ-P-テフリル」より分離することを提案する。</p> <p>5ヶ国のうち豪州のみで登録と残留基準値があるが、国際的には同グループとしての評価が定まっていない。キザロホップエチルと同一の代謝物を生成すると予想されるが、親化合物のADIは厳密には異なるため、「キザロホップエチル及びキザロホップ-P-テフリルの総和をキザロホップエチル換算で示す」今回の案には疑問が残る。代謝物であるキザロホップ及びキザロホップ-Pのいわゆる酸では、ADIが設定されていないため、「暫定基準第1案の設定1(1)4 残留する代謝物が同一の場合の取り扱いについて」の事例MCPの例とは異なると考えられる。</p> | 日産化学工業株式会社           | 16  | <p>ご指摘のとおり、キザロホップ-P-テフリルはキザロホップエチルと同一の代謝物を生成すると予想されるため、エチル換算は適当であると思われます。なお、現行の分析法でも加水分解をするので、総和として測定することとしています。また、脚注には、「キザロホップエチル(ラセミ体)、キザロホップ-P-エチル(R体)及びキザロホップ-P-テフリルを含む」旨を記載することとします。</p> |

|     |  |   |   |
|-----|--|---|---|
| 215 | <p>キザロホップエチル:キザロホップエチル(ラセミ体)の光学異性体<br/>キザロホップ-P-エチル(R 体)を対象物質名に加えることを提案する。</p> <p>キザロホップエチルは世界各国で登録されているが、販売は日本に限定されている。一方、キザロホップエチル-P-エチルは約50ヶ国で登録、販売されている。キザロホップエチル及びキザロホップエチル-P-エチルの分析対象物、分析方法及び ADI は同一であるため、米国、豪州、加国では両農薬に同じ評価方法で基準値が設定されている。</p> | 日産化学工業株式会社  | 16<br>ご指摘のとおり、キザロホップ-P-テフリルはキザロホップエチルと同一の代謝物を生成すると予想されるため、エチル換算は適当であると思われます。なお、現行の分析法でも加水分解をするので、総和として測定することとしています。また、脚注には、「キザロホップエチル(ラセミ体)、キザロホップ - P - エチル(R 体)及びキザロホップ - P-テフリルを含む」旨を記載することとします。 |
| 216 | 216キザロホップ及びキザロホップ-p - エチル:同じ MRL を両農薬に設定すべきだ。[原文英語]  | Canola Council of Canada  | 190キザロホップエチルにはキザロホップ-P-エチルも含むことを、脚注で明記します。  |
| 217 | 217キナルホス:オレンジ・なつみかん・その他のかんきつ類果実/日本の現行残留基準に基準値(0.8ppm)が有り、日本で登録されており、尚且つ、実際に日本で使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。   | アヲハタ株式会社  | 107回答 I 参照。   |
| 218 | 218キノキシフェン、テブコナゾール及びトリフロキシストロピンのホップにつき、チェコまたはドイツの基準値を基に基準の新設・改正を要望。[原文英語]  | Zetec Hop Co.Ltd  | 148回答 R 参照。   |
| 219 | 219キノキシフェン:ドイツでは農薬として登録されており、基準値(ホップ)は1ppmである。基準値案ではたった0.01ppm(一律基準)しかない、再考を求める。[原文英語] (同旨3件)  | HVG<br>Hopfenverwertungsgenossenschaft<br>e. G., · Verband deutscher<br>Hopfenpflanzer e.V., Joh.<br>Barth&Sohn GmbH&Co.<br>KG(Germany) | 35<br>·<br>52<br>·<br>103<br>·<br>回答 R 参照。  |
| 220 | 220キノキシフェン:ホップの基準値 3.0ppm がない。これは、2003年9月にアメリカで新しく登録された農薬であり、暫定基準への収載を願いたい。[原文英語]  | U.S. Hop Industry Plant Protection<br>Committee,Joh. Barth&Sohn<br>GmbH&Co.KG   | 94<br>ご指摘のとおり、米国基準を参考に 3ppm とします。   |

|     |  |                  |     |                        |
|-----|--|------------------|-----|------------------------|
| 221 | キノキシフェン:もも:基準値案 0.06ppm を米国での基準値の0.1ppm に上げる。米国は日本への西洋なしの主要輸出国。  | ダウ・ケミカル日本株式会社    | 125 | 回答 H 参照。               |
| 222 | キノメチオナート:日本で登録されている農薬で、チリ国で基準が定められている農薬であり、実際のチリの栽培でも使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考にチリの残留基準は 0.2ppm である)(参考に現行残留基準値は「いちご」で 0.5ppm である。)                     | アラハタ株式会社         | 107 | ご指摘の基準は、現行基準として設定済みです。 |
| 223 | キャプタン、トリアジメノール、フェンプロピモルフ、プロクロラズ、メタミドホスのとうもろこしについて平均値ではなく、ニュージーランドの基準値を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会         | 207 | 回答 J 参照。               |
| 224 | キャプタン:あんずについて、米国基準値が 50ppm、豪州基準値が 15ppm、加国基準値が 5ppm、EU 基準値が 2ppm、NZ 基準値が 10ppm であるので、海外平均値は 16.4 である。従って、暫定残留基準は 17ppm を希望する。  | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 回答 B 参照。               |
| 225 | キャプタン:うめについて、JMPPR では、うめは Plum としてのカテゴリーに入る為、米国基準値が 100ppm、豪州基準値が 15ppm、加国基準値が 5ppm、EU 基準値が 2ppm、NZ 基準値が 10ppm であるので、海外平均値は 26.4 である。従って、暫定残留基準は 27ppm を希望する。            | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 回答 B 参照。               |
| 226 | キャプタン:おうとう(チェリーを含む)について、米国基準値が 100ppm、豪州基準値が 15ppm、加国基準値が 5ppm、EU 基準値が 2ppm、NZ 基準値が 10ppm であるので、海外平均値は 26.4 である。従って、暫定残留基準は 27ppm を希望する。                                 | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 回答 B 参照。               |
| 227 | キャプタン:キャプタンについて、日本は、ピーチ以外のストーンフルーツについて、登録保留基準の 5ppm を採用し、ピーチについては、コーデックスの 15ppm を採用している。オーストラリアは、日本のキャプタンにおける暫定 MRL を、すべてのストーンフルーツに付いて、15ppm を採用することを希望する。さらに、その MRL を指示 | オーストラリア政府(DAFF)  | 199 | 回答 B 参照。               |

|     |   |                              |     |          |
|-----|---|------------------------------|-----|----------|
|     | するデータを提供するつもりである。[原文英語]   |                              |     |          |
| 228 | キャプタン:きゅうりについて、米国基準値が 25ppm、加国基準値が 5ppm であるので、海外平均値は 15ppm を暫定基準として希望する。  | アリスタ ライフサイエンス(株)             | 213 | 回答 M 参照。 |
| 229 | キャプタン:すもも(プルーンを含む):キャプタン(148) 100(US) 今回の基準値案(PR-MRL)が米国のそれより低いので、米国と同等値に設定して頂きたい。  | 5California Dried Plum Board | 183 | 回答 B 参照。 |
| 230 | キャプタン:すももについて、米国基準値が 100ppm、豪州基準値が 15ppm、加国基準値が 5ppm、EU 基準値が 2ppm、NZ 基準値が 10ppm であるので、海外平均値は 26.4 である。従って、暫定残留基準は 27ppm を希望する。      | アリスタ ライフサイエンス(株)             | 213 | 回答 B 参照。 |
| 231 | キャプタン:セロリの基準値について、米国 50ppm、EU0.1ppm、NZ10ppm であり、その海外平均値である残留基準値 20ppm を希望する。  | アリスタ ライフサイエンス(株)             | 213 | 回答 B 参照。 |
| 232 | キャプタン:トマトについて、コーデックス基準値 15 であるので、暫定基準値 15 を希望する。  | アリスタ ライフサイエンス(株)             | 213 | 回答 M 参照。 |
| 233 | キャプタン:なすについて、米国基準値 25 であるので、海外平均値 25 を希望する。   | アリスタ ライフサイエンス(株)             | 213 | 回答 M 参照。 |
| 234 | キャプタン:ネクタリンについて、米国基準値が 50ppm、豪州基準値が 15ppm、加国基準値が 3ppm、EU 基準値が 2ppm、NZ 基準値が 10ppm であるので、海外平均値は 16.4ppm である。従って、暫定残留基準値は 17ppm を希望する。 | アリスタ ライフサイエンス(株)             | 213 | 回答 B 参照。 |
| 235 | キャプタン:ピーマンの基準値について、米国 25ppm、EU0.1ppm、NZ10ppm であり、その海外平均値は 11.7 である為、暫定残留基準  | アリスタ ライフサイエンス(株)             | 213 | 回答 B 参照。 |



|     |  |                  |     |   |
|-----|--|------------------|-----|---|
|     | 値は 12ppm を希望する。  |                  |     |   |
| 236 | キャプタン:ぶどうについて、米国基準値が 50ppm、豪州基準値が 10ppm、加国基準値が 5ppm、EU 基準値が 10ppm、NZ 基準値が 10ppm となる。その海外基準平均値 17 を暫定基準として希望する。 | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 回答 B 参照。  |
| 237 | キャプタン:ほうれん草について、米国基準値が 100ppm、EU 基準値が 0.1、NZ 基準値が 10ppm であり、海外平均値は 36.7 である為、暫定残留基準は 37ppm を希望する。              | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 回答 B 参照。  |
| 238 | キャプタン:マルメロについて、豪州基準値が 10ppm、EU 基準値が 3ppm、NZ 基準値が 10ppm であり、海外平均値は 7.7 である為、暫定残留基準は 8ppm を希望する。                 | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 回答 B 参照。  |
| 239 | キャプタン:りんごについて、コーデックス基準値である 25ppm を暫定基準値として希望する。  | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 回答 M 参照。  |
| 240 | キャプタン:適用拡大を希望するので、小麦の基準値 0.3ppm を希望する。   | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 農薬取締法による適用拡大の申請の際に検討します。  |
| 241 | キャプタン:適用拡大を希望する予定なので、えだまめの基準値 20ppm を希望する。   | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 農薬取締法による適用拡大の申請の際に検討します。  |
| 242 | キャプタン:添付の試験データより、米の基準値を 5ppm から 0.01ppm を希望する。   | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 農薬取締法による適用拡大の申請の際に検討します。  |
| 243 | グアザチン:チリ国で使用が認められており、チリで実際の栽培にも使用されているので、この農薬を暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考にチリの残留基準は、りんごになく、かんきつ類で 5.0ppm である。)      | アヲハタ株式会社         | 107 | 回答 D 参照。  |
| 244 | グリホサート、ジカンバジメチル塩、チオジカルブ、ハロスルフロン、フェノキサプロップ、マンコゼブのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、米国に基準値が設定されているので、米国の基準値を採用してもらいたい。    | 飼料輸出入協議会         | 207 | フェノキサプロップエチルのとうもろこしには、アメリカの基準は確認できません。回答 H をご参照ください。また、マンコゼブ(ジチオカルバメート)、チオジカルブ(メソミル及びチオジカルブ)のアメリカ基準値は既に収載されています。その他については回答 M を参照してください。 |

|     |   |             |     |  |
|-----|---|-------------|-----|--|
| 245 | グリホサート:小麦粉と綿実油について、2003年9月のJMPRでは加工食品については原料よりも濃縮されるときにのみ設定する方針で合意したと聞いている。従って、小麦粉の0.5ppmと綿実油の0.05ppmは原料よりも低く、今後削除されることが考えられる。このことを考慮しこれらの値を採用する必要はないと考える。  | 日本モンサント株式会社 | 111 | これらの基準は、コーデックス基準として現段階で有効です。   |
| 246 | グリホサート:食品衛生法では家畜飼料作物の基準値は定められていないが、米国、CODEXでは設定されている。米国の基準値は300-400ppmに定められているがその様な飼料を与えても畜産品中の残留はLOD付近を超えることはない。したがって、乳と肉類の基準値はLOD付近で設定できると考えられる。  | 日本モンサント株式会社 | 111 | 当該基準は、グリホサートの代謝物であるスルホサートとあわせて、ご指摘の畜産物を含め、基準値案を公表しています。                  |
| 247 | グリホサート:米国ではホップ7ppmとてんさい10ppmが設定されているがここにはリストされていない。   | 日本モンサント株式会社 | 111 | 回答M参照。   |
| 248 | グリホサート:米国の基準値では、茶1ppm、インスタント茶7ppmがあるが、ここにはインスタント茶が提案されていない。インスタント茶では濃縮が予想されるため、米国の基準値を採用することが望ましい。  | 日本モンサント株式会社 | 111 | 日本の「茶」の基準は茶葉に関する基準ですので、茶の基準を参考にすることとなります。なお、インスタント茶については、規則案の第6項が適用されます。 |
| 249 | グリホサート:米国の哺乳類の腎臓は4ppm、肝臓は0.5ppm、鶏の肉0.1ppm卵0.05ppmであるが、乳はブランクになっている。CODEXは牛の肉はLODとして0.1ppmを設定している。畜産品の米国の基準値のカラムのかなりのものに誤りがある。この結果として高めの基準値を定めてしまうことには問題がある。合計としての暴露量TMDIが大きくなる懸念される。畜産品については一般にLOD付近の値が妥当であると考えられる。 | 日本モンサント株式会社 | 111 | ご主張は理解しますが、米国の基準が誤っていると判断することは適当ではないと考えます。                               |
| 250 | グリホサート:羊、山羊、哺乳動物の乳の値2ppmは高めに設定されている。これは米国のすべての乳にかんする基準が1.5ppmであると判断されているためと考えられる。これは誤った解釈である。米国では牛乳を含め個別の乳の基準値は定まっていない。CODE   | 日本モンサント株式会社 | 111 | ご主張は理解しますが、米国の基準が誤っていると判断することは適当ではないと考えます。                               |

|     |  |                |     |   |
|-----|--|----------------|-----|---|
|     | XはLODとして0.1ppmを設定している。   |                |     |   |
| 251 | グリホサートカリウム塩のとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、ブラジルに基準値が設定されているので、ブラジルの基準値を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会       | 207 | 回答 D 参照。  |
| 252 | グリホサート又はスルホサートの小豆類の現行基準を、カナダの基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 M 参照。  |
| 253 | グリホサート又はスルホサート:その他の豆類(other pulses)のグリホサートの MRL を検討してもらいたい。日本は、エンドウ(peas)に 2ppm、小豆(bean)に 5ppm、他の豆類(other pulses)に 2ppm の MRL を提案しているが、ひよこ豆(chickpeas)とレンズ豆(lentils)の MRL は最後のカテゴリーに分類されるものと思われる。これら2種類の作物については、世界的には異なった分類として認知されており、米国では 5ppm である。カナダのレンズ豆におけるグリホサートの MRL は 4ppm であり、我々は、この基準を日本の審議の際に用いることを提案する。我々はまた、レンズ豆をその他の豆類ではなく、新たに分類として加えることを提案する。[原文英語] | PULSE CANADA   | 202 | レンズ豆、ひよこ豆は、ともに「小豆類」として取扱いますが、ご指摘の豆類の基準はすべて現行基準値であって、現行基準値は今回の対象ではありません。なお、食品分類については、コーデックスの分類を踏まえ、我が国における摂取量を基に決めていますので、ご要望に応えることは困難です。 |
| 254 | グリホサート又はスルホサート:上記以外のせり科野菜:意見内容:基準値案0.1ppmが0.2ppmに変更されることを希望いたします。(理由:現行の残留基準においては0.2ppmに設定されているため(根拠資料省略))   | 三共アグロ株式会社      | 127 | 当方の資料を確認したところ、当該基準は設定されていません。   |
| 255 | グリホサート又はスルホサートのしろうり、まくわうりの基準値案について、平均値ではなく米国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 J 参照。  |

|     |   |                         |     |   |
|-----|---|-------------------------|-----|---|
| 256 | グリホサート又はスルホサートのピーマンの現行基準を、韓国の基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物が韓国からの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社          | 156 | 回答 M 参照。  |
| 257 | クレトジム:クレトジムの日本の MRL は 0.2ppm であり、US の MRL は 0.5ppm である。US のトレランスが考慮されることを望む。[原文英語]  | National Potato Council | 187 | 回答 M 参照。  |
| 258 | クレンブテロール:クレンブテロールのコーデックス基準は誤りである。   | EU                      | 205 | ご指摘を踏まえ、修正します。  |
| 259 | クロジナホップ、クロキントセットメチル、トリチコナゾールの小麦の基準値案が、米国の基準値より低い。再考を求める[原文英語]。  | U.S. wheat associates   | 217 | 回答 J 参照。  |
| 260 | クロチアニジン:オレンジ・なつみかん / 日本で登録されており、実際に日本で使用されている農薬なので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考に登録保留基準で「みかん以外のかんきつ類」で 2ppm である。)  | アヲハタ株式会社                | 107 | 「チアメトキサム及びクロチアニジン」として暫定基準案を示しています。  |
| 261 | クロピラリド:ブルーベリー:カナダでのブルーベリーについての一律基準値 0.1ppm を適用。日本に輸入されているブルーベリーの 11%はカナダからの輸入。  | ダウ・ケミカル日本株式会社           | 125 | 諸外国の一律基準値を、基準設定の上で参考とすることは適当ではないと考えます。  |
| 262 | クロマゾン:次の基準値の追加をして欲しい。Bean, snap、えんどう、Peppermint, tops、Spearmint, tops、綿実:米国基準の採用による新設、アーティチョーク:米国の緊急免除規定による基準の採用による基準の新設、Bean、にんじん、綿実、Rapeseed Oil、ばれいしょ、大豆:イギリス基準値の採用による基準の新設。 | FMC Corporation(USA)    | 102 | Bean, snap、えんどう、Peppermint, tops、Spearmint, tops、綿実:すでに米国基準が採用されています。アーティチョーク:回答 T 参照。Bean、にんじん、綿実、Rapeseed Oil、ばれいしょ、大豆:回答 D 参照。 |
| 263 | クロマゾンのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、ブラジルに基準値が設定されているので、ブラジルの基準値を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会                | 207 | 回答 D 参照。  |
| 264 | クロランスラムメチル:大豆:基準値案 0.06ppm を米国での基準値の 0.1ppm に上げる。2002 年の米国から日本へ大豆の輸入量は大豆全輸入量の 76%に相当。   | ダウ・ケミカル日本株式会社           | 125 | 回答 J 参照。  |

|     |  |               |     |          |
|-----|--|---------------|-----|----------|
| 265 | クロランベン、ジクロルボス、 - シフルトリン、スルホサート、ダラポン、チラム、テルブチラジン、トリフルアニド、トリフルムロン、ノバルロン、バーナレート、ピリダフェンチオン、フェンプロパトリン、フラチオカルブ、プロモフェノホス、プロモホス、プロモホスエチル、ベンフラカルブ、ホスチアゼート、ホスマット、メソミル、メタラキシル、S - メトラクロールのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、ブラジルに基準値が設定されているので、ブラジルの基準値を採用してもらいたい。 | 飼料輸出入協議会      | 207 | 回答 D 参照。 |
| 266 | クオルタールジメチル、ジクワット、ジメトエート、フルロキシビル、ヘキサクロロベンゼンのとうもろこしについて平均値ではなく、豪州の基準値を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会      | 207 | 回答 J 参照。 |
| 267 | クオルトルロン、シクロエート、臭化メチル、スルコトリオン、ディルドリン、ピペロニルブトキシド、プロモフェノキム、ベノミル、ホキシム、メテナミドのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、南アフリカに基準値が設定されているので、南アフリカの基準値を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会      | 207 | 回答 D 参照。 |
| 268 | クオルピリホス: あんず: 基準値案 0.05ppm を 2003 年 12 月の設定されたオーストラリアでの残留基準値の 1ppm に上げる。オーストラリアから日本に輸入されている。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 M 参照。 |
| 269 | クオルピリホス: かき: 基準値案 0.01ppm をオーストラリアでの残留基準値の 0.05ppm に上げる。オーストラリアから日本に「かき」は輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 M 参照。 |
| 270 | クオルピリホス: キャベツ: 基準値案 0.5ppm を 2003 年 7 月に設定されたコーデックス残留基準値の 1ppm に上げる。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 M 参照。 |
| 271 | クオルピリホス: たまねぎ: 基準値案 0.05ppm を 2002 年 7 月に設定された米国での基準値の 0.5ppm に上げる。米国からのたまねぎの日本への輸入量は全輸入量の 42%に相当する。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 M 参照。 |

|     |  |               |     |          |
|-----|--|---------------|-----|----------|
| 272 | クロルピリホス:なし:基準値案 0.5ppm を 2003 年 7 月に設定された<br>コーデックス残留基準値の 1ppm に上げる。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 M 参照。 |
| 273 | クロルピリホス:ネクタリン:基準値案 0.05ppm を 2003 年 12 月に設<br>定されたオーストラリアでの残留基準値の 1ppm に上げる。また、日<br>本では「もも」園の中に混植されていて、「もも」への薬剤散布時期<br>にネクタリンにも散布される。従って、「もも」と同様の基準値 1ppm<br>とする。ももの使用基準(収穫前 14 日までの使用)に従って行った<br>残留試験(14 日前/1 回)での最大残留値は 0.17ppm。 | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 M 参照。 |
| 274 | クロルピリホス:パイナップル:基準値案 0.05ppm をオーストラリアで<br>の残留基準値の 1ppm を参照し、0.5ppm に上げる。  | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 M 参照。 |
| 275 | クロルピリホス:わが国ではシロアリ駆除剤として使用され多くの被<br>害を出した後、昨年 7 月、建築基準法により使用が禁止された物質<br>であり、室内空気汚染についての指針値において特別に小児の基<br>準が設けられたほど、小児に対する毒性が強いものであるから、不<br>検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。   | 神山美智子         | 158 | 回答 M 参照。 |
| 276 | クロルピリホスエチル、ピクロラムのとうもろこしについて平均値で<br>はなく、アルゼンチンに基準値が設定されているので、アルゼンチ<br>ンの基準値を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会      | 207 | 回答 D 参照。 |
| 277 | クロルピリホスメチル、シハロトリン、シベルメトリン、シベ<br>ルメトリン、ジメスルフロン、チアベンダゾール、チオファネートメチ<br>ル、チオメトン、テルブタリン、トリデモルフ、ピフェノックス、プリミス<br>ルフロン、フルオロクロリド、マイレックス、メタクリホス、マチルデメト<br>ンのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、アルゼ<br>ンチンに基準値が設定されているので、アルゼンチンの基準値を採<br>用してもらいたい。      | 飼料輸出入協議会      | 207 | 回答 D 参照。 |
| 278 | クロルピリホスメチル:ライ麦:基準値案 7ppm を 2003 年 12 月に設<br>定されたオーストラリアでの残留基準値の 10ppm に上げる。ライ麦<br>はオーストラリアから日本に輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 M 参照。 |

|     |  |                                 |     |   |
|-----|--|---------------------------------|-----|---|
| 279 | クロルピリホスメチル:大麦:基準値案 6ppm を 2003 年 12 月に設定されたオーストラリアでの残留基準値の 10ppm に上げる。2002 年のオーストラリアからの日本への大麦の輸入量は全輸入量の 83% に相当。 | ダウ・ケミカル日本株式会社                   | 125 | 回答 M 参照。  |
| 280 | クロルフェネトール:りんご / 中国で使用が認められており、実際に中国で使用されているので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えてほしい。(参考に中国の残留基準なし。)                             | アヲハタ株式会社                        | 107 | 回答 D 参照。  |
| 281 | クロルフルアズロンのとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、ブラジルに基準値が設定されているので、ブラジルの基準値を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会                        | 207 | 回答 D 参照。  |
| 282 | クロルベンズロン:もも / 中国で実際に使用している農薬なので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えて欲しい。  | アヲハタ株式会社                        | 107 | 回答 D 参照。  |
| 283 | クロロタロニル : 最も小さい EU の基準値を採用すべきであって、豪州との平均値などという作為はすべきでない。   | 神山美智子                           | 158 | 回答 B 参照。  |
| 284 | クロロタロニル、セトキシジム、テルブホス、マラチオンのとうもろこしの現行基準を、米国の基準に変更してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会                        | 207 | 回答 M 参照。  |
| 285 | クロロタロニル:「かぶ類の葉」現行基準の記載が、0.05ppm のはずなのに 0.02ppm になっているが、誤記ではないか。  | 株式会社エス・ディー・エスパイオテック             | 4   | ご指摘のとおりですので、修正します。  |
| 286 | クロロタロニルの上記以外のナッツ類の現行基準を、米国の基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社                  | 156 | 回答 M 参照。  |
| 287 | クロロタロニルのマンゴーについて平均値ではなく米国の基準を採用してもらいたい。これは、この作物が米国からの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社                  | 156 | 回答 J 参照。  |
| 288 | ゲンタマイシン:ゲンタマイシンの牛のその他の内臓等、豚のその他の内臓等について、一律基準値は、承認のある動物の休薬期間を担保する上からも、少なくとも残留試験資料(別添略)で担保され                       | ベーリンガーインゲルハイムシオノ<br>ギベトメディカ株式会社 | 90  | 牛及び豚のその他の内臓に関する残留試験結果が承認に当たり提出されていることが確認できましたので、基準値案を修正します。 |

|     |   |                            |     |   |
|-----|---|----------------------------|-----|---|
|     | ている 0.05ppm 以上で設定して頂きたい。  |                            |     |   |
| 289 | 酢酸のとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、米国飼料輸出入協議会に基準値が設定されているので、米国の基準値を採用してもらいたい。  |                            | 207 | 酢酸は、農薬取締法における特定農薬として指定されていることから、ポジティブリスト制の対象外とする方向で検討しています。 |
| 290 | シアナジン:カナダではこの物質は使用されていないが、MRL は 0.1ppm である。日本は、なたね(Canola)に MRL を設定する必要がある。[原文英語]   | Canola Council of Canada   | 190 | 回答 H 参照。  |
| 291 | シアナミド:ドイツでは、シアナミド(ホップ)に 0.2ppm の基準を置いている。再考を求める。[原文英語]  | Joh. Barth&Sohn GmbH&Co.KG | 103 | 回答 R 参照。  |
| 292 | ジアフェンチウロン、フルフェノクスロン、ルフェヌロンのミカンについて、日本のミカンに対する残留基準が果肉に対するものならば構わないが、果皮を含めた果実全体に対する基準ならば、韓国の基準を採用することを求める。  | 駐日大韓民国大使館                  | 119 | ご指摘の基準値は現行基準であって、その改正は予定していません。                             |
| 293 | ジアフェンチウロンの牛の肉(脂肪)、豚の肉(脂肪)、羊の肉(脂肪)、馬の肉(脂肪)、山羊の肉(脂肪)、牛の肝臓、豚の肝臓、羊の肝臓、馬の肝臓、山羊の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、羊の腎臓、馬の腎臓、山羊の腎臓、牛のその他の内臓等、豚のその他の内臓等、羊のその他の内臓等、馬のその他の内臓等、山羊のその他の内臓等、牛の乳、羊の乳、山羊の乳について基準値案が設定されていないが、これらについてはオーストラリアに基準値が設定されている。 | シンジェンタジャパン株式会社             | 156 | 回答 L 参照。  |
| 294 | ジアフェンチウロンのキャベツの現行基準を、台湾の基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物が台湾からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社             | 156 | 回答 M 参照。  |



|     |   |                   |     |                          |
|-----|---|-------------------|-----|--------------------------|
| 295 | ジアフェンチウロンのケール、カリフラワー、上記以外のあぶらな科野菜、レタス、上記以外のゆり科野菜、セロリ、ほうれんそう、れもん、オレンジ、グレープフルーツ、西洋なしについて基準値案が示されていないが、これらの作物は台湾で基準値が設定されているので、台湾の基準値を採用してもらいたい。 | シンジェンタジャパン株式会社    | 156 | 回答 D 参照。                 |
| 296 | ジアフェンチウロンのすいか、メロン類果実、ライムについて基準値案が示されていないが、これらの作物はブラジルで基準値が設定されているので、ブラジルの基準値を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社    | 156 | 回答 D 参照。                 |
| 297 | ジアフェンチウロンのトマトの現行基準を、ブラジルの基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物がブラジルからの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社    | 156 | 今回、現行基準値は改正の対象とはなっていません。 |
| 298 | ジアフェンチウロンのねぎ、りんごについて基準値案が示されていないが、これらの作物は韓国で基準値が設定されているので、韓国の基準値を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社    | 156 | 回答 D 参照。                 |
| 299 | ジアフェンチウロンのはくさいの基準値案に、国内登録保留基準ではなく、台湾の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が台湾からの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社    | 156 | 回答 D 参照。                 |
| 300 | シアン化水素、メトキシクロールのとうもろこしについて平均値ではなく、カナダに基準値が設定されているので、カナダの基準値を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会          | 207 | 回答 J 参照。                 |
| 301 | ジウロン：アスパラガスでは、登録保留基準に基づいて 0.05ppm が提案されているが、米国及びカナダでは 7ppm が、豪州では 2ppm が設定されている。諸外国の基準値が大きく異なることから、米国及びカナダの基準値を採用し、7ppm が妥当と考える。              | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 67  | 回答 B 参照。                 |

|     |  |                   |     |   |
|-----|--|-------------------|-----|---|
| 302 | ジウロン: バナナ、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、綿実、さとうきびでは、登録保留基準に基づいた基準値が提案されているが、大部分を輸入に依存していると考えられることから、海外基準を参考にすべきと考える。            | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 67  | ご指摘のとおり、グレープフルーツ、レモンについては自給率が低く、基準参考国からの輸入が多いことから、類型 3-2-1 を適用して外国基準を採用することを検討します。その他の作物については、回答 B を参照してください。 |
| 303 | ジウロン: 下記の農薬(略)について今回パイナップルについて予定されている日本の基準値と異なるので、アメリカ政府の MRL 残留値も参考にして基準値を設定していただきたい。                             | キョーマン株式会社         | 163 | ご指摘のとおり、パイナップルについては自給率が低く、基準参考国からの輸入が多いことから、類型 3-2-1 を適用して外国基準を採用することを検討します。                                  |
| 304 | ジウロン: 上記以外の穀類では、登録保留基準に基づき、0.05ppm が提案されているが、米国で 1ppm、豪州で 0.1ppm が設定されている。これら 3カ国の基準値が異なることから、米国の基準値 1ppm が妥当と考える。 | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 67  | 回答 B 参照。  |
| 305 | ジエトフェンカルブ: りんご・オレンジ / 現行残留基準で基準値 (5.0ppm) が設定されており、実際の中国での栽培でも使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。             | アラハタ株式会社          | 107 | 回答 I 参照。  |

|     |  |                   |     |   |
|-----|--|-------------------|-----|---|
| 306 | <p>ジクロキサシリン:食品名 牛の肉(筋肉)、牛の肉(脂肪)、牛の肝臓、牛の腎臓内 容 暫定基準値は牛の肉(筋肉)で 0.03、牛の肉(脂肪)で 0.02、牛の肝臓・腎臓で 0.1 ですが、牛以外の哺乳類、家禽類の肉(筋肉及び脂肪)・肝臓・腎臓及び魚介類は全て 0.3 になっています。これは、基準値設定の根拠が牛は薬事、それ以外は全て海外の基準を流用しているという基準値の違いに原因があります。これらの数値を比較した場合、生産者や消費者は「なぜ、牛だけが他と比較して 10 分の 1 という厳しい基準が設定されたのか?」という疑問を持ち、「特定の理由から牛は厳しく規制された」というような誤解を与える恐れがあるのではないかと考えます。さらに、日本の場合、食肉消費量は牛肉より豚肉・鶏肉・魚介類が圧倒的に多く、ADI の観点からすると、牛肉だけ 10 分の 1 量に設定する意義が不明です。したがって、牛の基準値は筋肉・脂肪・肝臓・腎臓ともに 0.3 でよいのではないかと考えます。また、その他の内臓等という項目がありますが、どの範囲までの内臓を指しているのかを明記すべきと考えます。なお、対象動物以外の基準値の設定は不要と考えます。</p> | 三鷹製薬株式会社          | 172 | <p>回答 B を御参照下さい。また摂取量の多少が、直ちに基準値の大小を決めるものではなく、残留性が基になるものと考えます。なお、その趣旨等につき広く周知を図るため、ホームページ等を通じた広報、説明会の開催等を行っております。</p> |
| 307 | <p>ジクロホップメチル:牛・豚・羊・馬・山羊・鶏・あひる・七面鳥・うずら・いわしゃこ・上記以外の家禽の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等、社及び鶏・七面鳥・上記以外の家禽の卵では、豪州において基準値が 0.05ppm と設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値 0.05ppm を設定する必要があると考える。</p>  | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 66  | <p>回答 L 参照。</p>   |

|     |   |                                |     |   |
|-----|---|--------------------------------|-----|---|
| 308 | ジクロラン：すもも（ブルーを含む）：ジクロラン（223）<br>10 15 (US) 今回の基準値案(PR-MRL)が米国のそれより低いので、米国と同等値に設定して頂きたい。   | California Dried Plum Board    | 183 | 回答 S 参照。  |
| 309 | ジクロラン：玉ねぎの「Dicloran」は、コーデックス基準として「0.2ppm」が採用されている。しかしながら、「Dicloran」は参考諸外国で 5～10ppm であり、基準値の乖離が心配される。輸入を考慮した場合、諸外国基準との調整、整合性の関係で他の幾つかの農薬で採用された諸外国基準優先(対コーデックス基準比)の設定をお願いしたい。 | (株)日清製粉グループ本社                  | 210 | 回答 S 参照。  |
| 310 | ジクロランのグレープフルーツについて、コーデックスで基準値(10ppm)が設定されているので、暫定基準を設定してもらいたい。  | (社)日本青果物輸入安全推進協会               | 218 | 回答 H 参照。  |
| 311 | ジクロルプロップ：基準値案にジクロルプロップ及びジクロルプロップの EU 欄の記載がないので加えて欲しい。[原文英語]   | Nufarm Asia Sdn Bhd (Malaysia) | 36  | 回答 L 参照。  |
| 312 | ジクロルボス：IARC が 2B と評価している物質であるから、不検出とすべきである。   | 神山美智子                          | 158 | 回答 N 参照。  |
| 313 | ジクロルボス：牛、羊、馬及び山羊の肉(脂肪)について、米国基準値を採用して基準値案 0.02ppm を設定すべき。   | 日本曹達(株)                        | 117 | 回答 L 参照。  |
| 314 | ジクロルボス：豚の肉(脂肪)について、米国基準値がないため基準値案を削除すべき。  | 日本曹達(株)                        | 117 | ご指摘のとおり、修正します。  |
| 315 | ジクワット：米の Codex 基準は、10ppm の間違いではないか。   | シンジェンタジャパン株式会社                 | 156 | 日本の米の基準は「玄米」であり、コーデックス基準の「Rice. Husked」に当たります。従って、1ppm となります。 |
| 316 | ジコホール：なし、マルメロ：基準値案 3ppm を米国での基準値の 5ppm に上げる。米国から日本へこれらの作物は輸出されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社                  | 125 | 回答 M 参照。  |
| 317 | ジコホール：ぶどう：基準値案 3ppm を 1997 年に設定されているコーデックス基準値の 5ppm に上げる。ぶどうは米国から日本に輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社                  | 125 | 回答 M 参照。  |

|     |   |               |     |  |
|-----|---|---------------|-----|--|
| 318 | ジコホール:ペカン、くるみ:基準値案 0.01ppm(コーデックス)を米国での基準値の 5ppm に上げる。カナダから日本へこれらの作物は輸入されている。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 S 参照。   |
| 319 | ジコホール:もも:基準値案 3ppm をコーデックス基準値の 5ppm に上げる。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 M 参照。   |
| 320 | ジコホール:りんご、おうとう、すもも:基準値案 3ppm を米国での基準値の 5ppm に上げる。これらの果実は米国から日本に輸入されている。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | りんご、おうとう:回答 M 参照。すもも:回答 S 参照。  |
| 321 | ジコホール:化学構造式からみて、DDTと同様の毒性が考えられるものであり、アメリカ EPA は発がん性を指摘している。よって不検出とすべきである。仮に暫定基準値を設定するのであれば、EU 基準値を採用すべきであって、平均をとって 3ppm や 2ppm などの数値を採用することはやめるべきである。 | 神山美智子         | 158 | 回答 N 参照。   |
| 322 | ジスルホトン、プロパルギット又は BPPS、ヘプタクロル、ホレートのとうもろこしについて、コーデックス基準ではなく、豪州の基準を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会      | 207 | 回答 S 参照。   |
| 323 | ジチオカーバメート:セロリ:基準値案 0.4ppm をカナダでの残留基準および米国でのジネブ換算の基準値 5ppm (CS2 として 3ppm) に上げる。2002 年日本に輸入されたセロリの 94% は米国からの輸入。  | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 B 参照。   |
| 324 | ジチオカーバメート:だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キャベツ、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、上記以外のあぶらな科野菜:基準値案 0.4ppm をケールのコーデックス残留基準値である 15ppm に上げる。         | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | ケールの基準値をご指摘の作物に適用する理由はないものと考えます。   |
| 325 | ジチオカーバメートなど、系列名の表示では分かりにくいので、農薬単体名にして欲しい。   | (社)日本冷凍食品協会   | 27  | コーデックス基準では、「Dithiocarbamates」として一括標記されているため、その表記法に従って、脚注に対象となる農薬を記載しております。 |

|     |   |                |     |                         |
|-----|---|----------------|-----|-------------------------|
| 326 | ジチオカルバメート:玉ねぎの「Dithiocarbamate」は、コーデックス基準として「0.5ppm」が採用されているが、参考諸外国では 3～7ppm であり、基準値の乖離が心配される。輸入を考慮した場合、諸外国基準との調整、整合性の関係で他の幾つかの農薬で採用された諸外国基準優先(対コーデックス基準比)の設定をお願いしたい。 | (株)日清製粉グループ本社  | 210 | 回答 S 参照。                |
| 327 | ジチオカルバメートのとうもろこしについて、コーデックス基準ではなく、カナダの基準を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会       | 207 | 回答 S 参照。                |
| 328 | ジノカップ:ぶどう:基準値案 0.5ppm を EU で提案されている基準値の 1.0ppm に上げる。EU から日本へ「ぶどう」は輸出されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 S 参照。                |
| 329 | ジノプロスト:0.000 との表示であるが「検出されてはいけない」を意味するのでしょうか。   | ファイザー株式会社      | 149 | 基準値案はいずれも、0.0001ppm です。 |
| 330 | シハロトリン及びラムダーシハロトリンの基準値案が示されていないが、ブラジルに基準値(0.05ppm)が設定されているので、ブラジルの基準を採用してもらいたい。これは、ブラジルからの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 D 参照。                |
| 331 | ジフェコナゾールのとうもろこしの現行基準を、台湾の基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物が台湾からの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 M 参照。                |
| 332 | ジフェコナゾールのなたねについて平均値ではなくカナダの基準を採用してもらいたい。これは、この作物がカナダからの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 J 参照。                |
| 333 | ジフェコナゾールの上記以外のなす科野菜、きゅうり、上記以外の野菜について基準値案が示されていないが、これらの作物は韓国で基準値が設定されているので、韓国の基準値を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 D 参照。                |

|     |   |                          |     |               |
|-----|---|--------------------------|-----|---------------|
| 334 | ジフェコナゾールの未成熟えんどうについて基準値案が示されていないが、これらの作物はフランスで基準値が設定されているので、フランスの基準値を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社           | 156 | 回答 D 参照。      |
| 335 | ジフェコナゾール:カナダのなたね(Canola)の MRL は 0.03ppm であるが、日本は 0.02ppm である。[原文英語]   | Canola Council of Canada | 190 | 回答 J 参照。      |
| 336 | ジフェコナゾールの米について、基準値案が示されていないが、台湾で基準値(0.5ppm)が設定されているので、台湾の基準を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社           | 156 | 回答 D 参照。      |
| 337 | ジフェコナゾールのたまねぎ、なす、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、上記以外のかんきつ類果実、コーヒー豆について基準値案が示されていないが、ブラジルに基準値(0.05ppm)が設定されているので、ブラジルの基準を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社           | 156 | 回答 D 参照。      |
| 338 | ジフェコナゾールののにんにくについて基準値案が示されていないが、スペインに基準値(0.05ppm)が設定されているので、スペインの基準を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社           | 156 | 回答 D 参照。      |
| 339 | ジフラゾン、ニフルスチレン酸ナトリウム、クロラムフェニコール、インドスルファン:弊社商品の原材料に使用している農薬等において、今回の暫定基準案のリストに記載されていない物質です。対象はえび(ブラックタイガー)として暫定基準のリストに加えていただきたく考えます。インドネシアの稚えびを養殖する養殖場で使用されている抗生物質・合成抗菌剤・農薬です。稚えびから成魚までの養殖期間は約4ヶ月ほどであり、稚えびの時代に使用していても製品となる成魚には残留しないとされています。 | 日本水産株式会社                 | 155 | 回答 B を御参照下さい。 |

|     |  |                  |     |               |
|-----|--|------------------|-----|---------------|
| 340 | <p>ジフルフェニカン：鶏・あひる・七面鳥・うずら・いわしゃこ・上記以外<br/>の家禽の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等、及び鶏・七面鳥・上社<br/>記以外の家禽の卵では、豪州において基準値が 0.02ppm と設定さ<br/>れているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本<br/>化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今<br/>回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しか<br/>し、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が<br/>当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性が<br/>ある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値 0.02ppm を設定する<br/>必要があると考える</p>    | バイエルクロップサイエンス株式会 | 65  | 回答 L 参照。      |
| 341 | <p>ジフロキサシン：食品名：豚の筋肉、肝臓、腎臓、脂肪など<br/>内 容：暫定残留基準値は豚の肝臓や腎臓では EU 基準値 0.8ppm<br/>の 1 / 40 に相当する 0.02ppm で、外国基準値と大きな差がありま<br/>す。また日本では承認がなく外国基準が採用される牛の肝臓では<br/>基準値案が 1ppm で、同じ臓器でありながら豚では 0.02ppm と 50<br/>倍の差があり、筋肉でも 20 倍の差です。仮に豚肉を EU 加盟国か<br/>ら輸入する場合、EU の MRL0.4ppm をクリアするジフロキサシンの<br/>残留を含む食品を輸出してきても、日本の基準値 0.02ppm を越える<br/>残留が認められる場合が生じると危惧されます。</p> | 大日本製薬株式会社        | 154 | 回答 B を御参照下さい。 |
| 342 | <p>シプロコナゾールのマンゴーについて基準値案が示されていない<br/>が、この作物は南アフリカで基準値(0.05ppm)が設定されているの<br/>で、南アフリカの基準値を採用してもらいたい。</p>   | シンジェンタジャパン株式会社   | 156 | 回答 D 参照。      |
| 343 | <p>シプロジニルのいちごの現行基準を、米国の基準に変更してもらい<br/>たい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるため<br/>である。</p>   | シンジェンタジャパン株式会社   | 156 | 回答 M 参照。      |



|     |  |                |     |   |
|-----|--|----------------|-----|---|
| 344 | シプロジニルの乾燥ぶどうについて基準値案が示されていないが、この作物はオーストラリアで基準値(5ppm)が設定されているので、オーストラリアの基準値を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 加工食品については、コーデックス基準で定められている食品以外には、基準を設定しないこととしています。  |
| 345 | シプロジニルのたまねぎの現行基準を、カナダの基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物がカナダからの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 M 参照。  |
| 346 | シプロジニルのはくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、カリフラワ<br>ー、ブロッコリー、上記以外のあぶらな科野菜、ブルーベリー、クラ<br>ンベリー、ハックルベリー、上記以外のベリー類果実、上記以外の<br>ナッツ類について基準値案が示されていないが、これらの作物は米<br>国で基準値が設定されているので、米国の基準値を採用してもらい<br>たい。 | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | ご指摘のとおり、修正します。  |
| 347 | シプロジニルのピーマンについて基準値案が示されていないが、この作物はドイツで基準値が設定されているので、ドイツの基準値を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 D 参照。  |
| 348 | シヘキサチン: 基準値案では「不検出」となっているが、コーデックス<br>や EU,アメリカでは基準値が設定されている。「不検出」とした理由<br>如何。[原文英語]  | 南アフリカ大使館       | 91  | シヘキサチン及びアゾシクロチンについては、現行の基準値が「不検出」であって、改正しようとするものではありません。なお、本薬については、催奇形性を有するため、ADIを設定することができないものと考えます。 |
| 349 | シヘキサチン及びアゾシクロチン: 案では不検出となっているが、<br>際的に共通の基準である現行のコーデックスの MRL と同一の基準<br>を適用するよう要請する。  | 駐日大韓民国大使館      | 119 | 回答 M 参照。  |
| 350 | シベルメトリン: おくらの基準値は 0.01ppm になっているが、全ての<br>野菜の中で最も低い数値であり、日本人の摂取量、他の野菜にお<br>ける残留基準値を鑑みると、1~2ppm の間での設定が妥当である<br>と考えられる。他の野菜との整合性を考慮して欲しい。  | シーオン株式会社       | 32  | 回答 B 参照。  |

|     |  |  |     |  |
|-----|--|--|-----|--|
| 351 | シベルメトリン:マンゴー、パイナップルの基準値は 0.03ppm、上記以外の果実は 0.05ppm になっているが、日本人の摂取量、他の果実における残留基準値を鑑みると、1~2ppm の間での設定が妥当であると考えられる。他の果実との整合性を考慮して欲しい。                          | シーオン株式会社                               | 32  | 回答B参照。   |
| 352 | シベルメトリン:環境省が環境ホルモンの疑いがある物質リストに掲載している農薬であるから、現行基準を改め、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。  | 神山美智子                                  | 158 | 回答N参照。   |
| 353 | シベルメトリン:次の基準値の追加・見直しをして欲しい。アメリカFR(ばれいしょ、Root/Tuber group、Animal Mastle)、CODEX基準値(レタス、綿実、Other cruciferous vegetables)                                      | FMC Corporation(USA)                   | 102 | 回答M参照。   |
| 354 | シベルメトリンについては、オーストラリアの MRL を設定してもらいたい。  | 日本イーライリリー株式会社                          | 216 | 豪州の基準値は、既に参考対象となっております。  |
| 355 | シベルメトリンのはくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、カリフラワ、ブロッコリー、上記以外のあぶらな科野菜、レタス、ほうれんそうの現行基準を、米国の基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。                                      | シンジェンタジャパン株式会社                         | 156 | 回答M参照。   |
| 356 | シベルメトリンの米、エンダイブ、セロリについて平均値ではなく米国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社                         | 156 | 回答J参照。   |
| 357 | ジベレリン:Gibberellic acid と Gibberellin は、USA において、安全な物質とされトランスが設定されていないが、日本においては、チェリーに基準(0.2ppm)が設定されている。われわれはアメリカ政府にこのことを伝え、日本政府と問題について話し合ってもらよう要請する。[原文英語] | California Cherry Advisory Board(CCAB) | 130 | ジベレリンは、米国ではGRASとされていますが、日本では登録保留基準が設定されており、対象外物質としては登録できません。チェリー等個別食品に対して大きな問題がある場合は、資料を添付の上、個別具体的に申請してください。 |

|     |  |                |     |   |
|-----|--|----------------|-----|---|
| 358 | シマジンのアスパラガスについて基準値案が示されていないが、この作物はオーストラリアで基準値(0.1ppm)が設定されているので、オーストラリアの基準値を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 L 参照。  |
| 359 | シマジンのライム、上記以外のかんきつ類果実について、基準値案が示されていないが、これらの作物は米国で基準値が設定されているので、米国の基準値を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 H 参照。  |
| 360 | シマジンのレモン、オレンジ、グレープフルーツ、いちご、アーモンド、くるみについて平均値ではなく米国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 J 参照。  |
| 361 | ジメチピン:綿実油:コーデックスの綿実油の MRL には、Crude oil の 0.1ppm と edible oil の 0.02ppm がある。暫定基準値案に 0.1ppm が採用されていることから推察すると、暫定基準値は粗製油に適用されるのですか。粗製油か精製油かを明示して欲しい | 国立医薬品食品衛生研究所   | 203 | コーデックス基準の分類に基づき、粗製油と精製油について、分離して基準を設定するよう修正します。       |
| 362 | ジメトエート:かぶ類の根、キャベツ、たまねぎ、上記以外の野菜については、国内登録作物であるため、コーデックス基準ではなく、登録保留基準を暫定基準として優先すべきである。   | 住友化学工業株式会社     | 92  | コーデックス基準では不十分とする合理的な根拠があるのであれば、回答 G を参考に個別具体的にご提出下さい。 |
| 363 | ジラム:あんず / 日本の登録農薬であり、日本・USA で実際に使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考に登録保留基準は、「あんず」で基準値がなく、「もも」で 1ppm である。)                                | アヲハタ株式会社       | 107 | ジラムは「ジチオカルバメート」として暫定基準案を示しています。                       |
| 364 | シロマジンののはくさい、ねぎ、パセリ、セロリ、メロン類果実の現行基準を、米国の基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 M 参照。  |
| 365 | シロマジンのレタス、きゅうりの現行基準を、EU の基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物が EU からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 M 参照。  |

|     |   |                |     |          |
|-----|---|----------------|-----|----------|
| 366 | シロマジンの上記以外のせり科野菜について平均値ではなく米国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 J 参照。 |
| 367 | スピノサド:かんしょ、さといも類、やまいも、上記以外のいも類:基準値案 0.02ppm を米国での基準値の 1ppm(2002 年 9 月設定)に上げる。米国から日本に輸入されている。                                | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 M 参照。 |
| 368 | スピノサド:とうもろこし:基準値案 0.02ppm を米国での基準値の 1ppm(2002 年 6 月設定)に上げる。日本への 2002 年輸入されたとうもろこしの 81%は米国からの輸入。                             | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 M 参照。 |
| 369 | スピノサド:ばれいしょ:基準値案 0.02ppm を 2003 年 7 月に設定されたコーデックスの基準値 0.1ppm に上げる。  | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 M 参照。 |
| 370 | スピノサド:もも、ネクタリン、あんず、すもも、おうとう:基準値案 0.2ppm をオーストラリアでの基準値の 1ppm(2004 年 1 月豪州官報)に上げる。オーストラリアから日本に輸入されている。                        | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 M 参照。 |
| 371 | スピノサド:ライ麦:基準値案 0.1ppm を米国での基準値の 1ppm(2002 年 6 月設定)に上げる。米国から日本に輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 M 参照。 |
| 372 | スピノサド:小麦:基準値案 0.02ppm を米国(2002 年 6 月設定)、オーストラリア(2004 年 2 月豪州官報)での基準値の 1ppm に上げる。日本に輸入されて小麦の 57%及び 17%はそれぞれ米国及びオーストラリアからの輸入。 | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 M 参照。 |
| 373 | スピノサド:大麦:基準値案 0.02ppm を米国での基準値の 1ppm(2002 年 6 月設定)に上げる。日本への 2002 年輸入された大麦の 10%は米国からの輸入。                                     | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 M 参照。 |
| 374 | スピノサド:米(玄米):基準値案 0.1ppm を米国での基準値の 1ppm(2002 年 6 月設定)に上げる。日本への 2002 年輸入された米の 49%は米国からの輸入。                                    | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 B 参照。 |

|     |  |   |                 |  |
|-----|--|---|-----------------|--|
| 375 | スピノサドの哺乳動物については、オーストラリアの改定 MRL を考慮し、設定のない動物種は低い MRL 値の動物種、豚、羊を用いて設定してもらいたい。  | 日本イーライリリー株式会社   | 216             | 回答 B を御参照下さい。暫定基準の設定されていない、鹿、うさぎ、トナカイの筋肉については、No.46 の回答のとおり、食品分類を整理することとしています。                               |
| 376 | スピラマイシン類:スピラマイシン類については、鮭類養殖について実績があり、食品衛生法でも基準値が設定されているため、リスト対象とすべき。   | (社)日本冷凍食品協会   | 27              | 現行基準のある農薬等であって、基準値が設定されていない食品に暫定基準を設定する必要がない場合には、暫定基準第一次案の公表の対象とはしていません。これらの物質のリストについては別途厚生労働省ホームページに掲載しています |
| 377 | スピロキサミン:アメリカの Federal Register において、2003年12月10日、ホップに 50ppm が提案された。暫定基準への収載を願いたい。[原文英語]   | U.S. Hop Industry Plant Protection Committee  | 94              | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。  |
| 378 | スピロキサミン:ドイツでは MRL0.1ppm、USMRL50ppm(予定)である。2004年か2005年にドイツでは法制化される予定である。日本においても、ホップに基準を設定してもらいたい。[原文英語]   | Joh. Barth&Sohn GmbH&Co.KG  | 103             | 回答 D のとおり、暫定基準の設定にあたり参考とする国々を決めたところです。また、これらの国々においても、未だ正式な基準となっていないのであれば、暫定基準を設定することはできません。                  |
| 379 | スピロキサミン:ドイツでは農薬として現在登録申請中であり、近年中に登録されるので考慮して欲しい。[原文英語] (同旨 3 件)  | HVG<br>Hopfenverwertungsgenossenschaft e. G.,<br>Verband deutscher Hopfenpflanzer e.V.,<br>Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG(Germany) | 35<br>52<br>103 | 回答 D のとおり、暫定基準の設定にあたり参考とする国々を決めたところです。また、これらの国々においても、未だ正式な基準となっていないのであれば、暫定基準を設定することはできません。                  |
| 380 | スピロジクロフェン:登録保留基準が設定されているにもかかわらず、今回暫定基準案が示されていないので、加える必要があると考える。  | バイエルクロップサイエンス株式会社   | 76              | ご指摘のとおりですので、修正します。   |
| 381 | スペクチノマイシン:牛、豚のその他の内臓:資料がないため一律基準が適用されるが肝臓と同等(2ppm)に設定をお願いしたい。鶏のその他の内臓(薬事法 0.05ppm):その他の内臓は摂取する機会が少ないことから、肝臓と同等(2ppm)の設定をお願いしたい。その他の動物:これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定を | ファイザー株式会社   | 149             | 回答 E を御参照下さい。  |

|     |  |   |                 |  |
|-----|--|---|-----------------|--|
|     | ないでいただきたい。   |   |                 |  |
| 382 | 全ての化合物について、マイナーな臓器について基準値を設定すべきではない。   | 日本イーライリリー株式会社   | 216             | 回答Eをご参照ください。   |
| 383 | スルファジミジン：280スルファジミジン(sulfadimidine)と291スルファメタジン(sulfamethazine)とは同一物質では？   | 大阪府立公衆衛生研究所   | 7               | 同一物質ですので、修正します。  |
| 384 | スルファジミジン：豚のその他の内臓について、薬事法を参考にす<br>るのではなく、現行の他の臓器を参考にして 0.1ppm とすべきである。<br>る。   | 武田シェリングブライアニマルヘル<br>ス株式会社   | 97              | 暫定基準の設定にあたっては回答Bを御参照下さい。   |
| 385 | スルファジミジンについて、オーストラリアの MRL を設定してもら<br>いたい。  | 日本イーライリリー株式会社   | 216             | 回答Bを御参照下さい。  |
| 386 | スルフェントラゾン：次の基準値の追加をして欲しい。アスパラガス、<br>Bean, dried, とうもろこし、えんどう、ばれいしょ、さとうきび、キャベ<br>ツ、Horseradish、らっかせい、ひまわりの種、Peppermint, tops、<br>Spearmint, tops、Soybean seed：米国基準値の採用による基準値<br>の新設、いちご：米国期限付き基準値の採用による基準値の新<br>設、コーヒー豆、柑橘類果実、パイナップル：ブラジル基準値の採用<br>による基準値の新設。 | FMC Corporation(USA)  | 102<br>165      | アスパラガス、Bean, dried、とうもろこし、えんどう、ばれいしょ、さとうきび、キャベツ、<br>Horseradish、らっかせい、ひまわりの種、Peppermint, tops、Spearmint, tops、Soybean<br>seed：米国基準値(general)については、ご指摘のとおり修正します。いちご：回答 T 参<br>照。コーヒー豆、かんきつ類果実、パイナップル：回答 D 参照。 |
| 387 | スルホン酸銅：ドイツでは、銅(ホップ)に 1.000ppm の基準を置いて<br>いる。基準値案では 10ppm しかなく、再考を求める。[原文英語]<br>(同旨3件)  | HVG<br>Hopfenverwertungsgenossenschaft<br>e. G., · Verband deutscher<br>Hopfenpflanzer e.V., Joh.<br>Barth&Sohn GmbH&Co.<br>KG(Germany) | 35<br>52<br>103 | 回答 R 参照。   |

|     |  |         |     |   |
|-----|--|---------|-----|---|
| 388 | セトキシジム:牛、豚、羊、馬及び山羊のその他の内臓について、米国基準値 1ppm を追加して基準値案を 0.5ppm に修正すべき。     | 日本曹達(株) | 115 | ご指摘のとおり、修正します。  |
| 389 | セトキシジム:牛、豚、羊、馬及び山羊の腎臓について、米国基準値 1ppm を追加して基準値案を 0.5ppm に修正すべき。         | 日本曹達(株) | 115 | ご指摘のとおり、修正します。  |
| 390 | セトキシジム:牛、豚、羊及び馬の肝臓について、米国基準値 1ppm を追加して基準値案を 0.5ppm に修正すべき。            | 日本曹達(株) | 115 | ご指摘のとおり、修正します。  |
| 391 | セトキシジム:牛、羊、山羊及び上記以外の陸棲哺乳類の乳について、米国基準値 0.5ppm を追加して基準値案を 0.3ppm に修正すべき。 | 日本曹達(株) | 115 | ご指摘のとおり、修正します。  |
| 392 | セトキシジム:山羊の肝臓について、米国基準値 1ppm を追加して基準値案を 0.05ppm に修正すべき。                 | 日本曹達(株) | 115 | ご指摘のとおり、修正します。  |
| 393 | セトキシジム:鹿、兎、トナカイ及び上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を採用すべき。  | 日本曹達(株) | 115 | 鹿等の動物に豪州で使用が認められている、あるいは本薬の使用が認められている飼料を鹿等に給餌することが認められているのであれば、豪州の基準値が検出限界であっても参考としますが、当方では確認できません。 |
| 394 | セトキシジム:鹿、兎、トナカイ及び上記以外の陸棲哺乳類の肝臓について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。      | 日本曹達(株) | 115 | 鹿等の動物に豪州で使用が認められている、あるいは本薬の使用が認められている飼料を鹿等に給餌することが認められているのであれば、豪州の基準値が検出限界であっても参考としますが、当方では確認できません。 |
| 395 | セトキシジム:鹿、兎、トナカイ及び上記以外の陸棲哺乳類の腎臓について、豪州の基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。     | 日本曹達(株) | 115 | 鹿等の動物に豪州で使用が認められている、あるいは本薬の使用が認められている飼料を鹿等に給餌することが認められているのであれば、豪州の基準値が検出限界であっても参考としますが、当方では確認できません。 |
| 396 | セトキシジム:鹿、兎、トナカイ及び上記以外の陸棲哺乳類の肉(筋肉)について、豪州基準値を採用して基準値案 0.05ppm を設定すべき。   | 日本曹達(株) | 115 | 鹿等の動物に豪州で使用が認められている、あるいは本薬の使用が認められている飼料を鹿等に給餌することが認められているのであれば、豪州の基準値が検出限界であっても参考としますが、当方では確認できません。 |
| 397 | セトキシジム:小麦について、海外基準値を採用して基準値案 0.1ppm を設定すべき。                            | 日本曹達(株) | 115 | 回答D参照。  |

|     |  |                      |     |  |
|-----|--|----------------------|-----|--|
| 398 | セファピリン:動物用医薬品として承認されているのは、乳房注入剤<br>だけであります。乳房注入剤として使用可能な畜種は、牛の他羊、<br>山羊、トナカイ位と思われます。したがって、鶏や魚介類等の空欄<br>のところに一律基準値を適用するのは無理があると思われます。   | コーキン化学株式会社           | 174 | セファピリンについては、抗生物質ですので、回答Aの回答のとおり、規則(案)の第1<br>項が適用され、一律基準は適用されません。   |
| 399 | セフキノム:食品名 牛の肉(筋肉)、牛の肉(脂肪)、牛の肝臓、牛<br>の腎臓内 容 暫定基準値は、牛の肉(筋肉・脂肪)、牛の肝臓及<br>び牛の腎臓で 0.04、豚の肉(筋肉・脂肪)で 0.05、豚の肝臓で 0.1、<br>豚の腎臓で 0.2 になっています。日本の場合、食肉消費量は牛肉よ<br>り豚肉が多く、ADIの観点から牛の基準値は豚の基準値と同等でよ<br>いのではないかと考えます。さらに、牛、豚の肝臓及び腎臓の基準<br>値は 2.5 倍及び 5 倍の差があり、これらの数値を比較した場合、生<br>産者や消費者に対して「特定の理由から牛肉は厳しく規制された」<br>というような誤解を与える恐れがあるのではないかと考えます。な<br>お、その他の内臓等という項目がありますが、どの範囲までの内臓<br>を指しているのかを明記すべきと考えます。 | 三鷹製薬株式会社             | 171 | 回答Bを御参照下さい。また摂取量の多少が、直ちに基準値の大小を決めるものでは<br>なく、残留性が基になるものと考えます。また、その趣旨等につき広く周知を図るため、<br>ホームページ等を通じた広報、説明会の開催等を行っております。 |
| 400 | セフチオフル:牛、豚のその他の内臓(薬事法 0.05ppm):その他の<br>内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等(2ppm)の設定に<br>お願いしたい。鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓:測定<br>可能な 0.05ppm の設定をお願いしたい。その他の動物:これらの動<br>物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。   | ファイザー株式会社            | 149 | 暫定基準の設定に当たっては、回答Bを御参照下さい。また、その他の動物について<br>は、本剤は抗菌性物質であることから、回答Aのとおり、一律基準が適用になるものでは<br>ありません。                         |
| 401 | その他、フィリピン、チリでバナナ、マンゴー等に用いられている農<br>薬について、暫定基準を設定してもらいたい。   | (社)日本青果物輸入安全推進協<br>会 | 218 | 回答D参照。   |
| 402 | ターターエメチック:アメリカの 3.5ppm が反映されていない。[原文英<br>語]  | 南アフリカ大使館             | 91  | ご指摘のとおりですので、修正します。   |
| 403 | ターバシル:たけのこには残留基準が設定されていないが、第1次<br>案では現行基準として設定されている。   | デュボン株式会社             | 25  | ご指摘のとおりですので、修正します。   |
| 404 | 大豆について、フランスの基準を採用することを希望する。  | 油糧輸出入協議会             | 215 | 回答D参照。   |



|     |   |                   |     |   |
|-----|---|-------------------|-----|---|
| 405 | タイロシンについて、哺乳類は、薬事法の基準値については、承認当時の残留試験の検出限界値が 0.2～0.5ppm 程度であり、そのうちの最も低い 0.2ppm を採用してもらいたい。残留はこの値以下であり、ADI を十分下回っているため、0.2ppm は妥当と判断した。家禽についても、哺乳動物と同様の考え方とした。   | 日本イーライリリー株式会社     | 216 | 回答 B を御参照下さい。   |
| 406 | ダゾメット：日本での登録農薬であり、実際に日本で使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準（第一次案）に加えるべきである。（参考に登録保留基準は果実で 0.1ppm である）  | アラハタ株式会社          | 107 | 「メチルイソチオシアネート、ダゾメット及びメタム」として既に暫定基準案が示されています。  |
| 407 | ダノフロキサシン：牛、鶏のその他の内臓（薬事法 0.05ppm）：その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等（牛 0.4ppm、鶏 0.4ppm）の設定をお願いしたい。豚のその他の内臓（薬事法 0.05ppm）：その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等（0.05ppm）の設定をお願いしたい。その他の動物：これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。 | ファイザー株式会社         | 149 | 摂取量の多少が、直ちに基準値の大小を決めるものではなく、残留性が基になるものと考えます。ただし、回答 E にあるとおり、使用が認められている動物種については、暫定基準の設定について検討したいと考えています。 |
| 408 | チアクロプリド：2003 年 9 月 26 日付けで、米国において次の基準値が施設定されているので、採用して欲しい。綿実 0.02ppm、牛・羊・馬・山羊の筋肉 0.03ppm、牛・羊・馬・山羊の脂肪 0.02ppm、牛・羊・馬・山羊の肝臓 0.15ppm、牛、羊・馬・山羊の腎臓・その他の内蔵等 0.05ppm、牛・羊・山羊・上記以外の陸棲ほ乳類の乳 0.03ppm。               | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 64  | ご指摘の通り、修正いたします。   |
| 409 | チアベンダゾール：コーデックスをはじめとした諸外国で基準値が設定されているのに、採用されていない。おそらく、食品添加物として規制されていると推測されるが、我々の柑橘会社にとって、5ppm より大きい基準が設定されることが重要である。  | 南アフリカ大使館          | 91  | 回答 Q 参照。  |
| 410 | チアベンダゾール：食品添加物に指定されている殺菌剤であるから、まず、法的位置付けを整理するべきである。ばれいしよに 15 ppm などの数値を設定することは控えるべきである。   | 神山美智子             | 158 | 添加物と農薬の定義については、平成 15 年 5 月の法改正でも変更されておらず、ご要望に応えることは困難です。  |

|     |  |  |     |   |
|-----|--|--|-----|---|
| 411 | チアベンダゾール・オルトフェニルフェノール:チアベンダゾールとオルトフェニルフェノールは、添加物として取り扱うのか、この2つのMRLはどうなるのか。   | 南アフリカ大使館                                     | 91  | 回答Q参照。  |
| 412 | チアベンダゾールの米、小麦、大豆、小豆類について平均値ではなく米国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社                               | 156 | 回答J参照。  |
| 413 | チアベンダゾールのてんさい、マッシュルーム、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、上記以外のかんきつ類果実について基準値案が示されていないが、これらの作物はコーデックスで基準値が設定されているので、コーデックスの基準値を採用してもらいたい。 | シンジェンタジャパン株式会社                               | 156 | てんさい、マッシュルームについては回答H参照。また、柑橘類果実については、回答Q参照。   |
| 414 | チアベンダゾールのバナナについて基準値案が示されていないが、この作物はコーデックス、登録保留基準で基準値が設定されているので、その基準値を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社                               | 156 | 回答Q参照。  |
| 415 | チアベンダゾールのりんごについて、コーデックスで基準値が設定されているので、コーデックスの基準値を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社                               | 156 | 回答Q参照。  |
| 416 | チアマトキサム、トリベヌロンメチルとうもろこしについて基準値案が設定されていないが、豪州に基準値が設定されているので、豪州の基準値を採用してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会                                     | 207 | チアマトキサムの豪州基準値は、既に収載されています。また、トリベヌロンメチルの豪州基準値は、回答I参照。  |
| 417 | チアマトキサム:ホップの基準値 0.1ppm がない。これはアメリカのSection 18例外規定において使用が認められている農薬であり、近い将来正式に登録される予定なので、暫定基準への収載を願いたい。[原文英語]                                | U.S. Hop Industry Plant Protection Committee | 94  | 回答T参照。  |
| 418 | チアマトキサムについて、単独薬剤だけ使用する際には現行の基準で可能だが、自然に分解してチアマトキサムに変換するClothianidinを使用する際は残留基準を超えることが憂慮されるので、韓国基準の採用を要請する。                                 | 駐日大韓民国大使館                                    | 119 | チアマトキサムはクロチアニジンを含む形で登録保留基準や米国基準が設定されていることから、第1次案ではクロチアニジンを含めチアマトキサムの基準を設定しましたが、分析法等により個別に判断できることが確認出来たことから、チアマトキサムについては参考とした登録保留基準及び米国の基準に基づいて、チアマトキサムとクロチアニジンの和として基準を設定し、クロチアニジンについてはチアマトキサムの値を考慮し |

|     |  |                |   |
|-----|--|----------------|---|
|     |  |                | た基準を設定します。  |
| 419 | チアマトキサムの上記以外のなす科野菜について登録保留基準(2ppm)が設定されているので、その基準値を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 「上記以外のなす科野菜」は、登録保留基準上の分類では「第一葉菜類」に分類されま<br>す。従って、登録保留基準 1ppm が暫定基準値案として採用されています。  |
| 420 | チアマトキサム及びクロチアニジン:チアマトキサムとクロチアニジンの基準値設定について残留農薬等の暫定基準値(第1次案)では、チアマトキサムとクロチアニジンで共通の基準値を設定し、チアマトキサムとして基準値を管理することとなっている。チアマトキサムとクロチアニジンは作物中の残留量を個別に測定することが可能であること等の理由から、共通で基準値ではなく、個別の基準値設定が可能であると考えている。よって、チアマトキサムとクロチアニジンそれぞれの基準値を作成することを要望する。また、チアマトキサムの分析対象成分は、現行どおりチアマトキサム及びクロチアニジンとし、それぞれの分析成分の残留量は、チアマトキサムおよびクロチアニジンそれぞれの基準値で管理することを提案する。理由・チアマトキサムとクロチアニジンは、作物中の残留量を個別に測定する方法が確立されており、それぞれの分析対象化合物の残留量を個別に把握することが可能である。・チアマトキサムとクロチアニジンは、それぞれで安全性評価が行われており、個別の基準値を設定する科学的根拠がある。・チアマトキサム由来のクロチアニジン残留量は、クロチアニジンの残留基準値を設定することにより管理が可能である。 | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 チアマトキサムはクロチアニジンを含む形で登録保留基準や米国基準が設定されていることから、第1次案ではクロチアニジンを含めチアマトキサムの基準を設定しましたが、分析法等により個別に判断できることが確認出来たことから、チアマトキサムについては参考とした登録保留基準及び米国の基準に基づいて、チアマトキサムとクロチアニジンの和として基準を設定し、クロチアニジンについてはチアマトキサムの値を考慮した基準を設定します。 |

|     |   |  |     |   |
|-----|---|--|-----|---|
| 421 | チェリーについて、アメリカにあって、日本にない基準。少なくとも、12物質について、アメリカには基準があったが、今回のリストに載っていないものがあった。われわれは、これらの MRL が設定されるべき物質のリストを日本政府へ提出する。われわれは、日本政府が、USDA と共に、これらの物質のトレランスを設定することを望む。[原文英語](表略)   | California Cherry Advisory Board(CCAB) | 130 | リンデン( -BHC)は、BHC として基準を設定しています。臭化メチルは臭素として基準を設定しています。DSMA はヒ素であり、「いわゆる汚染物質」として処理されます。スルホサートはグリホサートとして基準を設定しています。ピペロニルブトキシドは回答Q参照。酒石酸アンチモニルカリウム、チオファネートメチルは、既にそれぞれ暫定基準案が示されています。クリオライト、シヘキサチン、ナプロパミド、キノリンについては回答H参照。 |
| 422 | チオファネートメチル:大豆、芽キャベツ、アスパラガス、トマト、未成熟いんげん、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、マンゴー、上記以外の果実、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、上記以外のナッツについては、基準値案がコーデックスに由来するが、国内使用のために登録保留基準値を参考とすべきである。 | 日本曹達(株)                                | 114 | 回答B参照。  |
| 423 | チオメトン:いちご・りんご・あんず / 現行残留基準値で基準値(0.05ppm)が設定されており、実際のチリの栽培にも使用されている農薬であり、チリ国で残留基準値を設定されているので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考にチリ国の残留基準値は0.5ppmである。)                              | アヲハタ株式会社                               | 107 | 回答I参照。  |
| 424 | チラム:カナダのなたね(Canola)の MRL は0,1ppm。日本は MRL を設定する必要がある。[原文英語]  | Canola Council of Canada               | 190 | チラムは、ジチオカーバメートとして基準が設定されています。   |
| 425 | チラム:日本での登録農薬であり、USA で実際に苺の栽培で用いられているので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。  | アヲハタ株式会社                               | 107 | チラムは、ジチオカーバメートとして基準が設定されています。   |
| 426 | ディルドリン及びアルドリン:昭和 46 年の農水省令により販売が制限された有機塩素系殺虫剤であり、環境省の環境ホルモンであると疑われる物質リストに掲載されている物質であるから、現行どおり不検出とすべきである。  | 神山美智子                                  | 158 | ディルドリン及びアルドリンについては、ADI が設定できることから、コーデックス基準や EU 基準を参考に基準を設定したところです。  |

|     |  |                            |     |                                     |
|-----|--|----------------------------|-----|-------------------------------------|
| 427 | デスメジファム:既に「デスメディファム」として本邦において農薬登録がされていることから、農薬名を「デスメディファム」に統一すべきと考え。   | バイエルクロップサイエンス株式会社          | 63  | ご指摘のとおり修正します。                       |
| 428 | テトラコナゾール:うめについて、作物残留試験結果(データ添付)に基づき、暫定基準値 2ppm を希望する。  | アリスタ ライフサイエンス(株)           | 213 | 回答M参照。                              |
| 429 | テトラコナゾール:おうとうについて、作物残留試験結果(データ添付)に基づき、暫定基準値 2ppm を希望する。  | アリスタ ライフサイエンス(株)           | 213 | 回答M参照。                              |
| 430 | テトラコナゾール:かきについて、作物残留試験結果(データ添付)に基づき、暫定基準 0.3ppm を希望する。   | アリスタ ライフサイエンス(株)           | 213 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。 |
| 431 | テトラコナゾール:にんにくについて、適用拡大予定の為、作物残留試験結果(データ添付)に基づき、暫定基準値 0.05ppm を希望する。  | アリスタ ライフサイエンス(株)           | 213 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。 |
| 432 | テトラコナゾール:ねぎについて、適用拡大予定の為、作物残留試験結果(データ添付)に基づき、暫定基準値 3ppm を希望する。   | アリスタ ライフサイエンス(株)           | 213 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。 |
| 433 | テトラコナゾール:ピーマンについて、イタリア基準値が 0.2ppm なので、暫定基準値 0.2ppm を希望する。  | アリスタ ライフサイエンス(株)           | 213 | 回答D参照。                              |
| 434 | テブコナコール:日本の MRL リスト(ホップ)にないが、ドイツ MRL30ppm、USMRL4ppm である。昨年よりドイツと EU において広く使用されている。USMRL を上げるようしているところである。昨年から、ドイツと EU で使用されている。日本においても、ホップに基準を設定してもらいたい。[原文英語] | Joh. Barth&Sohn GmbH&Co.KG | 103 | 回答R参照。                              |
| 435 | テブコナゾール、トリアゾホス、ピフェントリン、ピリミホスメチル、フルジオキシニルのとうもろこしの現行基準を、ブラジルの基準に変更してもらいたい。   | 飼料輸出入協議会                   | 207 | 回答M参照。                              |

|     |  |   |                 |   |
|-----|--|---|-----------------|---|
| 436 | テブコナゾール:ドイツでは、銅(ホップ)に30ppmの基準を置いてい<br>る。基準値案では0.01ppmしかなく、再考を求める。[原文英語]<br>(同旨3件)  | HVG<br>Hopfenverwertungsgenossenschaft<br>e. G., Verband deutscher<br>Hopfenpflanzer e.V., Joh.<br>Barth&Sohn GmbH&Co.<br>KG(Germany) | 35<br>52<br>103 | 回答R参照。  |
| 437 | テブコナゾール:にんにくでは、豪州(0.01ppm)とNZ(0.2ppm)におけ<br>る基準値の平均に基づき、0.1ppmが提案されているが、これらの社<br>国における基準値は大きく異なり、さらに豪州における基準値は検<br>出限界値に設定していることから、豪州における基準値を平均の対<br>象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値<br>として0.2ppmが妥当と考える。 | バイエルクロップサイエンス株式会<br>社   | 62              | 回答C参照。  |
| 438 | テブコナゾール:ホップの基準値4.0ppmがない。これはアメリカの<br>Section 18例外規定において使用が認められている農薬であり、近<br>い将来正式に登録される予定なので、暫定基準への収載を願いた<br>い。[原文英語]  | U.S. Hop Industry Plant Protection<br>Committee   | 94              | 回答T参照。  |
| 439 | テブコナゾールのグレープフルーツについて、コーデックスで基準<br>値(2ppm)が設定されているので、暫定基準を設定してもらいたい。  | (社)日本青果物輸入安全推進協<br>会  | 218             | ぶどう(Grape)には2ppmの基準がありますが、当該基準は確認できません。回答H参<br>照。 |
| 440 | テブチウロン:牛の肉(筋肉)、羊の肉(筋肉)、馬の肉(筋肉)、山羊<br>の肉(筋肉):それぞれの基準値案1ppmを米国での基準値の2ppm<br>に上げる。米国はこれらの肉の主要輸出国。   | ダウ・ケミカル日本株式会社   | 125             | 回答J参照。  |
| 441 | テブフェノジド:キウイ:基準値案0.5ppmをオーストラリアでの基準<br>値の2ppmに上げる。オーストラリアは日本へのキウイの主要輸<br>出国。  | ダウ・ケミカル日本株式会社   | 125             | 回答S参照。  |
| 442 | テブフェノジド:ぶどう:基準値案0.5ppmをオーストラリアでの現在<br>の基準値2ppmに上げる。オーストラリアから日本に輸入されてい<br>る。  | ダウ・ケミカル日本株式会社   | 125             | 回答M参照。  |

|     |  |                            |     |  |
|-----|--|----------------------------|-----|--|
| 443 | テブフェノジド:もも:基準値案 0.1ppm をオーストラリアでの基準値の1ppm に上げる。オーストラリアから日本に輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社              | 125 | 回答B参照。   |
| 444 | テブラロキシジム:鶏、あひる、七面鳥、うずら、がちょう、雉、いわしやこ及び上記以外の家禽の肝臓について、豪州基準値 0.1ppm を追加し、基準値案を 0.6ppm に修正すべき。   | 日本曹達(株)                    | 113 | ご指摘の通り、豪州の基準値が抜けているため、米国基準値との平均値を算出の上、該当箇所について修正します。   |
| 445 | テブラロキシジム:鹿の肉(筋肉)、兎の肉(筋肉)、トナカイの肉(筋肉)、上記以外の陸棲哺乳類の肉(筋肉)、鹿の肝臓、兎の肝臓、トナカイの肝臓、上記以外の陸棲哺乳類の肝臓、鹿の腎臓、兎の腎臓、トナカイの腎臓、上記以外の陸棲哺乳類の腎臓、鹿のその他の内臓等、兎のその他の内臓等、トナカイのその他の内臓等、上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等について、豪州基準値を採用して基準値案 0.1ppm を設定すべき。 | 日本曹達(株)                    | 113 | ご指摘の通り、豪州の基準値が抜けているため、米国基準値との平均値を算出の上、該当箇所について修正します。   |
| 446 | デルタメトリン:デルタメトリンについて、エンドウ(peas)、小豆(bears)、他の豆類(other pulses)に 0.1ppm の基準を設定していただきたい。[原文英語]  | PULSE CANADA               | 202 | 回答M参照。   |
| 447 | デルタメトリンの暫定基準値案(現行基準以外)が示されています。一方、現在基準が設定されているトラロメトリンはデルタメトリンとして検出されます。トラロメトリンとデルタメトリンの基準値が異なっていると、どちらを目的に試験したかで違反の取り扱いが変わってしまう可能性があります。デルタメトリンが検出された場合、どのように判断すればよいでしょうか?                                 | 永山敏広                       | 77  | 通常使われる方法においては、ご指摘のとおり、トラロメトリンとデルタメトリンは区別出来ません。現行基準値は改正しないという原則ですが、本件に限って両者を同一の表として合わせ、『トラロメトリン及びデルタメトリン』として再整備します。 |
| 448 | デルタメトリンはフィリピンでマンゴー、パパイヤに用いられており、JMPR でもADI 0.01 が設定されているので、暫定基準を設定しても会   | (社)日本青果物輸入安全推進協会           | 218 | 回答D参照。   |
| 449 | 銅:ドイツでは、コッパーに 1,000ppm の基準をおり、米国ではGRAS である。日本の MRL は 10ppm である。再考を求める。[原文英語]   | Joh. Barth&Sohn GmbH&Co.KG | 103 | 無機銅については、現在暫定基準案は設定しておりません。オキシ銅、ヒドロキシニルフェニル硫酸銅につきましては、無機銅とは異なる取り扱いとなっています。回答Fを参照してください。                            |

|     |   |           |     |   |
|-----|---|-----------|-----|---|
| 450 | <p>ドキシサイクリン:牛の筋肉(海外 0.1ppm)、肝臓(海外 0.3ppm)、腎臓(海外 0.6ppm):原案(海外基準)での設定でお願いしたい。牛のその他の内臓(薬事法 0.05ppm):その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等(0.3ppm)の設定でお願いしたい。</p> <p>豚の筋肉(薬事法 0.05ppm)、脂肪(薬事法 0.05ppm)、肝臓(薬事法 0.05ppm)、腎臓(薬事法 0.05ppm)、その他の内臓(薬事法 0.05ppm):原案(薬事法)の設定でお願いしたい。</p> <p>鶏の筋肉(薬事法 0.05ppm)、脂肪(薬事法 0.05ppm)、肝臓(薬事法 0.05ppm)、腎臓(薬事法 0.05ppm)、その他の内臓(薬事法 0.05ppm):原案(薬事法)の設定でお願いしたい。</p> <p>その他の動物:これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。</p> | ファイザー株式会社 | 149 | <p>回答Bを御参照下さい。また摂取量の多少が、直ちに基準値の大小を決めるものではなく、残留性が基になるものと考えます。なお、回答Eにあるとおり、使用が認められている動物種については、暫定基準の設定について検討したいと考えています。</p>    |
| 451 | <p>ドキシサイクリン:食品名:牛の肝臓、豚の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓 内容:暫定基準値は、薬事の値から設定された豚、鶏の肉(筋肉・脂肪)・肝臓・腎臓・その他の臓器等及びスズキ目では0.05、海外の値から設定された豚・鶏以外の動物では肉(筋肉)で0.1、肝臓・脂肪で0.3、腎臓で0.6になっています。これは、基準値設定の根拠が薬事並びに海外の基準を流用しているという基準値の違いに原因があり、これらの数値を比較した場合、生産者及び消費者に対して「なぜ、豚・鶏だけ他と比較して厳しい基準が設定されたのか?」という疑問を与え、「特定の理由から豚・鶏は厳しく規制された」というような誤解を招く恐れがあるのではないかと考えます。また、鶏のその他の内臓等という項目がありますが、どの範囲までの内臓を指しているのかを明記すべきと考えます。なお、対象動物以外の基準値の設定は不要と考えます。</p>                             | 三鷹製薬株式会社  | 168 | <p>回答Bを御参照下さい。また摂取量の多少が、直ちに基準値の大小を決めるものではなく、残留性が基になるものと考えます。</p> <p>また、その趣旨等につき広く周知を図るため、ホームページ等を通じた広報、説明会の開催等を行っております。</p> |



|     |  |           |     |  |
|-----|--|-----------|-----|--|
| 452 | ドジン:りんご/チリ国で使用が認められており,チリで実際の栽培にも使用されているので,この農薬を暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考にチリの残留基準値 5.0ppm である。)  | アラハタ株式会社  | 107 | 回答D参照。   |
| 453 | ドラメクチン:牛の筋肉(コーデックス 0.01ppm):国内における残留試験における検出限界は 0.03ppm である。それに基づき薬事案 0.03ppm での設定でお願いしたい。牛の脂肪(コーデックス 0.15ppm)、肝臓(コーデックス 0.1ppm)、腎臓(コーデックス 0.03ppm):原案(コーデックス)の設定でお願いしたい。牛のその他の内臓(薬事案 0.05ppm):原案(薬事法)の設定でお願いしたい。豚の筋肉(コーデックス 0.005ppm):国内における残留試験における検出限界は 0.03ppm である。それに基づき薬事法案 0.03ppm での設定でお願いしたい。豚の脂肪(コーデックス 0.15ppm)、肝臓(コーデックス 0.1ppm)、腎臓(コーデックス 0.03ppm):原案(コーデックス)の設定でお願いしたい。豚のその他の内臓(薬事法 0.03ppm):原案(薬事法)の設定でお願いしたい。鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓:牛及び豚と同様、検出限界の 0.03ppm で設定をお願いしたい。鶏のその他の内臓:牛及び豚と同様、薬事法(0.03ppm)の設定でお願いしたい。その他の動物:これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。 | ファイザー株式会社 | 149 | 回答Bを御参照ください。また、鶏については、国内、国外において参考とする基準が設定されておらず、使用もされていないと考えられることから、御要望にすることは困難です。                                 |
| 454 | トラロメトリン・デルタメトリン:トラロメトリンはデルタメトリンに代謝されるが、これは考慮されているのか。第1次案では、トラロメトリンに基準が設定されていても、デルタメトリンに基準が設定されていない食品が数多くあり、矛盾が生じるのではないかと。代謝物に別途基準がある農薬については、代謝率・毒性面を考慮し基準値を設定していただきたい。   | サントリー株式会社 | 98  | 通常使われる方法においては、ご指摘のとおり、トラロメトリンとデルタメトリンは区別出来ません。現行基準値は改正しないという原則ですが、本件に限って両者を同一の表として合わせ、『トラロメトリン及びデルタメトリン』として再整備します。 |
| 455 | トリアジメホン、トリアジメノール:代謝物に別途基準がある農薬については、代謝率・毒性面を考慮して基準値を設定していただきたい。  | サントリー株式会社 | 98  | トリアジメホンはトリアジメノールに代謝され、トリアジメホンとして使用した場合であってもトリアジメノールとして残留する可能性があることから、トリアジメノールにはトリアジメホンの基準値との整合性を考慮した基準値を採用します。     |

|     |  |                            |     |   |
|-----|--|----------------------------|-----|---|
| 456 | トリアジメノール:ドイツでは、硫黄(ホップ)に 10ppm の基準を置いている。基準値案は 5ppm であり、再考を求める。[原文英語]   | Joh. Barth&Sohn GmbH&Co.KG | 103 | 回答 R 参照。  |
| 457 | トリアジメノール:とうもろこしでは、豪州(0.01ppm)、米国(0.05ppm)と NZ(1ppm)における基準値の平均に基づき、0.4ppm が提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なることから、平均値を採用することは不適切と思われる。よって、NZ 基準値を採用して 1ppm が妥当と考える。   | バイエルクロップサイエンス株式会社          | 61  | 回答 B 参照。  |
| 458 | トリアジメノール:米、そばでは、豪州(0.01ppm)と NZ(1ppm)における基準値の平均に基づき、0.5ppm が提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらに豪州における基準値は検出限界値に設定していることから、豪州における基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として 1ppm が妥当と考える。   | バイエルクロップサイエンス株式会社          | 61  | 回答 C 参照。  |
| 459 | トリアジメホン:さやえんどう(未成熟えんどう)においては、登録保留基準が 1ppm と設定されているのに、Codex 基準(0.05ppm)が採用されている。本農薬は、さやえんどうのうどん粉病防除に有効であることを勘案すると、登録保留基準を採用すべきである。また、トリアジメホンは代謝によりトリアジメノールが生成されることが知られているため、と同様、トリアジメホンに基準が設定されている食品については、トリアジメノールに付いても個別の基準の設定を行うべきと考える。 | 株式会社ニチレイ                   | 85  | 回答 B 参照。また、トリアジメホンはトリアジメノールに代謝され、トリアジメホンとして使用した場合であってもトリアジメノールとして残留する可能性があることから、トリアジメノールにはトリアジメホンの基準値との整合性を考慮した基準値を採用します。回答 P もご参照ください。 |
| 460 | トリアジメホン:ねぎ、ピーマン、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、上記以外のうり科野菜、すいか、メロン類果実、まくわうり、未成熟えんどう、上記以外の野菜、マンゴーにおいて、コーデックス基準が採用されているが、日本において審査された登録保留基準値を採用すべきである。   | バイエルクロップサイエンス株式会社          | 60  | 回答 B 参照。  |

|     |   |                                     |             |  |
|-----|---|-------------------------------------|-------------|--|
| 461 | トリアジメホン：上記以外の穀類では、CODEX基準に基づいて0.1ppm が提案されている。CODEX基準の規制対象化合物はトリアジメホン本体のみであるが、登録保留基準の規制対象化合物には、代謝物トリアジメノールが含まれている。残留基準の規制対象化合物にトリアジメノールを含む場合、トリアジメノールのCODEX基準である0.2ppmを採用すべきと考える。   | バイエルクロップサイエンス株式会社                   | 60          | トリアジメホンはトリアジメノールに代謝され、トリアジメホンとして使用した場合であってもトリアジメノールとして残留する可能性があることから、トリアジメノールにはトリアジメホンの基準値との整合性を考慮した基準値を採用します。回答Pもご参照ください。 |
| 462 | トリアジメホン：米、てんさいでは、EU(0.1ppm)と豪州(てんさいにおいては米国)(0.5ppm)における基準値の平均に基づき、0.3ppm が提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらにEUにおける基準値は検出限界値に設定していることから、EUにおける基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として0.5ppmが妥当と考える。  | バイエルクロップサイエンス株式会社                   | 60          | 回答C参照。   |
| 463 | トリアジメホン・トリアジメノール：トリアジメホンはトリアジメノールに代謝されるが、これは考慮されているのか。第1次案では、トリアジメホンに基準が設定されていても、トリアジメノールに基準が設定されていない食品が数多くあり、トリアジメノールが検出されることで違反となる場合が予想される。従って、登録保留基準が合計値で設定されていたように、元の農薬と代謝後の農薬との合計値に対して基準値を設定すべきである。また、別個に基準値を設定すべき理由がある場合でも、元の農薬に基準値が設定されている食品については、少なくとも、代謝後の農薬にも、毒性等を考慮した上で、基準値を設定すべきではないか。(同旨3件)(添付資料略) | 兵庫県立健康環境科学研究所<br>株式会社ニチレイ・サントリー株式会社 | 30<br>85・98 | トリアジメホンはトリアジメノールに代謝され、トリアジメホンとして使用した場合であってもトリアジメノールとして残留する可能性があることから、トリアジメノールにはトリアジメホンの基準値との整合性を考慮した基準値を採用します。回答Pもご参照ください。 |
| 464 | トリアレート：カナダのなたね(Canola)のMRLは0.1ppm。日本はMRLを設定する必要がある。[原文英語]   | Canola Council of Canada            | 190         | 回答H参照。   |
| 465 | トリアレート：米国の基準値 てんさい 0.1ppmがリストされていない。  | 日本モンサント株式会社                         | 111         | 回答T参照。   |
| 466 | トリクロピル：あんず：スペインでの基準値の0.1ppmを適用する。   | スダウ・ケミカル日本株式会社                      | 125         | 回答D参照。   |

|     |  |                  |     |  |
|-----|--|------------------|-----|--|
|     | ペインから日本にあんずが輸入されている。   |                  |     |  |
| 467 | トリクロピル:みかん:スペインでの基準値の1ppmを適用する。スペインから日本にみかんが輸入されている。   | ダウ・ケミカル日本株式会社    | 125 | 回答D参照。   |
| 468 | トリクロピル:もも:スペインでの基準値の0.1ppmを適用する。スペインから日本にももが輸入されている。   | ダウ・ケミカル日本株式会社    | 125 | 回答D参照。   |
| 469 | トリクロピル:牛のその他の内臓等、羊のその他の内臓等、山羊のその他の内臓等:基準値案3ppmをオーストラリアでの基準値の5ppmに上げる。オーストラリアからこれらのその他の内臓等は日本に輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社    | 125 | 回答J参照。   |
| 470 | トリクロピル:牛の肝臓、羊の肝臓、山羊の肝臓:基準値案2ppmをオーストラリアでの基準値の5ppmに上げる。オーストラリアはこれら肝臓の日本への主要輸出国。   | ダウ・ケミカル日本株式会社    | 125 | 回答J参照。   |
| 471 | トリクロピル:牛の腎臓、羊の腎臓、山羊の腎臓:基準値案2ppmをオーストラリアでの基準値の5ppmに上げる。オーストラリアはこれら腎臓の日本への主要輸出国。   | ダウ・ケミカル日本株式会社    | 125 | 回答J参照。   |
| 472 | トリクロピル:牛の肉(脂肪)、羊の肉(脂肪)、山羊の肉(脂肪):基準値案0.1ppmをオーストラリアでの基準値の0.2ppmに上げる。オーストラリアはこれらの肉の日本への主要輸出国。  | ダウ・ケミカル日本株式会社    | 125 | 回答J参照。   |
| 473 | トリクロルホン・ジクロルボス:トリクロルホンはジクロルボスに代謝されるが、これは考慮されているのか。第1次案では、トリクロルホンに基準が設定されていても、ジクロルボスに基準が設定されていない食品が数多くあり、矛盾が生じるのではないかと。代謝物に別途基準がある農薬については、代謝率・毒性面を考慮して基準値を設定していただきたい。 | サントリー株式会社        | 98  | 回答M参照。なお、ご指摘の点については、トリクロルホンの代謝を考慮した上で、トリクロルホンに基準を設定している品目のほぼ全てにジクロルボスの基準が設定されています。 |
| 474 | トリデモルフ:当該農薬は、エクアドルのバナナ生産地において使用されているものですが、現在日本には基準値の設定が無い場合、日本向けバナナの生産には使用されておりませんが、米国及  | (社)日本青果物輸入安全推進協会 | 118 | 回答D参照。   |

|     |  |                            |     |  |
|-----|--|----------------------------|-----|--|
|     | びヨーロッパ向けのバナナには使用されているため、バナナにおける残留基準値の設定をお願いします。  |                            |     |  |
| 475 | トリフルラリン:芽キャベツ:基準値案 0.1ppm を米国での基準値の2ppm に上げる。芽キャベツは米国から日本に輸入されている。   | ダウ・ケミカル日本株式会社              | 125 | 回答M参照。   |
| 476 | トリフルラリン:同じく環境省リスト掲載物であるから、現行基準も改め、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。  | 神山美智子                      | 158 | 回答M参照。   |
| 477 | トリフロキシストロピン:ドイツでは、トリフロキシストロピン(ホップ)に 30ppm の基準を置いている。基準値案は 10ppm であり、再考を求める。[原文英語]  | Joh. Barth&Sohn GmbH&Co.KG | 103 | 回答R参照。   |
| 478 | トリルフルアニド:チリ国で基準が定められている農薬であり、実際のチリでの栽培でも使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考にチリの残留基準は 3.0ppm である)   | アラハタ株式会社                   | 107 | 回答D参照。   |
| 479 | ナラシンの家禽については、オーストラリアにおいて他の臓器、筋肉が 0.1ppm であったこと、米国の組織残留許容量(STC)が筋肉の 0.6ppm に対し脂肪は 1.2ppm であったことから、筋肉の 0.1ppm を参照することで十分安全性は担保できると判断した。よって、全ての家禽について、筋肉、脂肪については、0.1ppm、肝臓、腎臓については、0.3ppm を採用してもらいたい。 | 日本イーライリリー株式会社              | 216 | 回答Eのとおり、暫定基準の設定の参考とした国で使用が認められている動物種については、検討したいと考えております。なお、肝臓、腎臓については、暫定基準を 0.3ppm とすることとしています。  |
| 480 | ナラシンの哺乳動物は定量限界である 0.05ppm を採用してもらいたい。  | 日本イーライリリー株式会社              | 216 | 牛の脂肪につきましては、回答Eのとおり、暫定基準の設定の参考とした国で使用が認められている動物種については、検討したいと考えております。また、牛以外の哺乳類については、国内、国外において参考とする基準が設定されておらず、使用もされていないと考えられることから、御要望にすることは困難です。 |

|     |   |                                   |     |   |
|-----|---|-----------------------------------|-----|---|
| 481 | ニトロタールイソプロピル:この防かび剤に提案された MRLs は、ニュージーランドで pip fruit に設定されている基準をもとに設定されたことを理解している。ニュージーランドでは本製品の登録が更新されず、ニュージーランドの生産者は今後使用しないので、暫定 MRL リストからこの農薬を削除されるのが適当と思われる。                                | New Zealand Food Safety Authority | 186 | ご指摘の通り、修正します。   |
| 482 | 日本において現行基準があり、米国の小麦の貨物についても、既に広範囲に検査され、残留しないことが確認されている化学物質(クロピライド、ジスルフオン、リニユロン、ピペロニルブトキシド、シフルスリン、ジウロン、メタラキシル、ジカンバ、エテホン、メトプレン(exempt)、ジクロルボス及びナレド、イマザリル、パラチオン)について米国 MRL より高いので、再考を求める[原文英語]。    | U.S. wheat associates             | 217 | 回答M参照。  |
| 483 | ネオマイシン:牛、豚のその他の内臓:資料がないため一律基準が適用されるが、その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等(0.5ppm)の設定をお願いしたい。鶏のその他の内臓(薬事法 0.05ppm):その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等(0.5ppm)の設定をお願いしたい。その他の動物:これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。 | ファイザー株式会社                         | 149 | 摂取量の多少が、直ちに基準値の大小を決めるものではなく、残留性が基になるものと考えます。ただし、回答Eにあるとおり、使用が認められている動物種については、暫定基準の設定について検討したいと考えています。 |
| 484 | ハイグロマイシンについて、豚、家禽類、卵(使用されている動物種)について、当時の検出限界値 0.05ppm を採用してもらいたい。   | 日本イーライリリー株式会社                     | 216 | 暫定基準の設定に当たっては、回答Bを御参照下さい。   |
| 485 | パラコート:カナダのなたね(Canola)のMRLは0,1ppm、日本はMRLを設定する必要がある。[原文英語]  | Canola Council of Canada          | 190 | 回答B参照。  |
| 486 | パラコートのいちごについて国内登録保留基準ではなく、米国の基準を採用してもらいたい。これは、この作物が米国からの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社                    | 156 | 回答J参照。  |
| 487 | パラコートの大豆、小豆類、アスパラガス、の基準値案に米国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入  | シンジェンタジャパン株式会社                    | 156 | 回答S参照。  |

|     |   |                   |     |   |
|-----|---|-------------------|-----|---|
|     | が想定されるためである。  |                   |     |   |
| 488 | パラコートの子実について基準値案が示されていないが、この作物はEU で基準値(0.1ppm)が設定されているので、EU の基準値を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社    | 156 | 回答L参照。                                      |
| 489 | パラコートの子実について、米国で基準値変更を申請中であり、2006年までに基準値の変更が行われると考えられることから、国内登録保留基準値ではなく、米国の基準値を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社    | 156 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。         |
| 490 | パラコートの子実について基準値案が示されていないが、この作物はコーデックス、登録保留基準で基準値が設定されているので、その基準値を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社    | 156 | 既に基準値案が示されています。                             |
| 491 | パラチオンメチル：牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等・及び乳では、豪州において基準値が0.05ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの食品中における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値 0.05ppm を設定する必要があると考える。 | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 59  | 回答L参照。                                      |
| 492 | バリダマイシン：今回は記載されていないが、海外では使用実態があるため、個別基準の設定を行うべきである。日本で登録もある。  | 株式会社ニチレイ          | 88  | 回答Bのとおり、国内及び参考とした国で、基準がない場合には暫定基準を設定していません。 |
| 493 | ハロキシホップ：てんさい：ドイツでの残留基準値の 0.2ppm を採用する。  | ダウ・ケミカル日本株式会社     | 125 | 回答D参照。                                      |
| 494 | ハロキシホップ：トマト：ハンガリーでの残留基準値の 0.05ppm を適用する。  | ダウ・ケミカル日本株式会社     | 125 | 回答D参照。                                      |
| 495 | ハロキシホップ：なたね：ドイツでの残留基準値の 0.2ppm を適用する。   | ダウ・ケミカル日本株式会社     | 125 | 回答D参照。                                      |

|     |   |               |     |                  |
|-----|---|---------------|-----|------------------|
|     | る。  |               |     |                  |
| 496 | ハロキシホップ:ばれいしょ:ドイツでの残留基準値の0.1ppmを採用する。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答D参照。           |
| 497 | ハロキシホップ:ひまわり:フランスでの残留基準値の0.1ppmを採用する。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答D参照。           |
| 498 | ハロキシホップ:ブルーベリー:オーストラリアで2003年12月に公表された残留基準値の0.05ppmに上げる。2002年に日本に輸入されたブルーベリーの22%はオーストラリアからの輸入。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答L参照。           |
| 499 | ハロキシホップ:もも、ネクタリン、あんず、おうとう:オーストラリアで2003年12月に公表された残留基準値の0.02ppmを適用する。オーストラリアはこれらの作物を日本に輸出している。  | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答L参照。           |
| 500 | ハロキシホップ:レタス、アスパラガス、アーティチョーク、にんじん、ほうれん草、メロン:イタリアでの残留基準値の0.1ppmを適用する。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答D参照。           |
| 501 | ハロキシホップ:玉ねぎ:スイスでの残留基準値の0.1ppmを適用する。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答D参照。           |
| 502 | ハロスルフロンメチル:米国では大豆の基準値を1999年5月に削除した。   | 日本モンサント株式会社   | 111 | 既に基準値案に反映されています。 |
| 503 | ハロスルフロンメチル:米国で設定されている次の基準値がリストされていない。米 0.05ppm、とうもろこし 0.05ppm、上記以外の穀類 0.05ppm、さとうきび 0.05ppm、きゅうり 0.5ppm、かぼちゃ 0.5ppm、なたね 0.05ppm、ぎんなん 0.05ppm、くり 0.05ppm、ペカン 0.05ppm、アーモンド 0.05ppm、くるみ 0.05ppm、その他のナッツ類 0.05ppm。 | 日本モンサント株式会社   | 111 | 回答M参照。           |



|     |  |                      |            |  |
|-----|--|----------------------|------------|--|
| 504 | ハロスルフロンメチル: 米国及び豪州により設定された基準値に不足分があるので、下記の基準値追加を提案する。また、基準値が設定されていないものの削除(括弧で示した)を提案する。  | 日産化学工業株式会社           | 188        | ご指摘のアメリカの基準は、現行基準があり今回暫定基準値設定の対象となっていないか、既に基準値案に示されています。ただし、上記以外の野菜については、ご指摘のとおりですので修正します。また、オーストラリアの基準値については、全て検出限界値または暫定基準値であり、回答Lを参照してください。 |
| 505 | ピアラホス: なつみかん / 日本で登録されており、実際に日本で使われている農薬なので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考に登録保留基準には基準値が無い。)  | アラハタ株式会社             | 107        | ピアラホスは、抗生物質としての活性があるため、抗生物質に係る規則が準用されます。   |
| 506 | ピクロラム: 牛のその他の内臓等、豚のその他の内臓等、羊のその他の内臓等、馬のその他の内臓等、山羊のその他の内臓等: 基準値案 3ppm をオーストラリアでの残留基準値である 0.05ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社        | 125        | 回答J参照。   |
| 507 | ピクロラム: 牛の肝臓、豚の肝臓、羊の肝臓、馬の肝臓、山羊の肝臓: 基準値案 3ppm をオーストラリアでの残留基準値である 5ppm に上げる。日本にオーストラリアから輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社        | 125        | 回答J参照。   |
| 508 | ピフェントリン: 次の基準値の追加・見直しをして欲しい。アーティチョーク(1.0ppm)、キャベツ(4.0ppm)、アーモンドの殻: 米国基準値の採用による基準値の新設、Mustard green: 米国期限付き基準値の採用による基準値の新設、さとうきび、Corn(stored grain): ブラジル基準値の採用による基準値の新設。 | FMC Corporation(USA) | 102<br>165 | アーティチョーク、キャベツ: 回答M参照。「アーモンドの殻」については、一般的に食用としないことから参考にはしておりません。Mustard green: 回答 T 参照。Corn(stored grain): 回答 D 参照。                              |
| 509 | ピベトロメジンのキャベツ、芽キャベツ、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、上記以外のあぶらな科野菜の現行基準を、米国の基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社       | 156        | 回答 M 参照。   |
| 510 | ピベトロメジンのはくさいについて平均値ではなく米国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社       | 156        | 回答 J 参照。   |

|     |   |                            |            |  |
|-----|---|----------------------------|------------|--|
| 511 | ピペロニルブトキシド:ピペロニルブトキシドについては、今回参考<br>にされた国及びコーデックス(ステップ3~CXL レベル)において基<br>準値が設定されているが、一次案には、全ての農作物において基<br>準値が設定されていない。各種農産物への基準設定をお願いした<br>い。 参考資料 (同旨2件)  | 日清製粉株式会社、(株)日清製<br>粉グループ本社 | 209<br>210 | 回答 Q 参照。   |
| 512 | ピペロニルブトキシド:加えて、オーストラリアはピペロニルブトキシ<br>ドをフルーツに 8ppm の MRL を設定しており、日本においても、改正<br>食品衛生法において、フルーツに対する基準の採用を考慮してもら<br>いたい。[原文英語]   | オーストラリア政府(DAFF)            | 199        | 回答 Q 参照。   |
| 513 | ピペロニルブトキシド:食品衛生法に基づく規格基準品目に暫定と<br>して基準値が示されている EDB(0.1ppm)、旧食糧庁自主設定品目<br>に指定されているピペロニルブトキシド(20.0ppm)と二硫化炭素<br>(10.0ppm)の扱いが、何処にも示されていないので説明願いたい。<br>なお、アメリカ(Wheat、Post-H)、オーストラリア共に基準値があり、<br>20.0ppm となっている。 添付資料2、3 | 製粉協会                       | 208        | EDBについては、ご指摘のとおりですので修正します。ピペロニルブトキシドについ<br>ては、回答 Q 参照。二硫化炭素は、ジチオカルバメートとして基準値が設定されていま<br>す。 |
| 514 | ピペロニルブトキシドのピナップルについて、米国で基準値<br>(8ppm)が設定されているので、暫定基準を設定してもらいたい。   | (社)日本青果物輸入安全推進協<br>会       | 218        | 回答 Q 参照。   |
| 515 | ピラクロストロピン:CWB(カナダ小麦局)の資料によると、基準値が<br>設定されており、0.2ppm となっている。 添付資料1   | 製粉協会                       | 208        | 2003年6月現在のカナダ政府の基準値表によると、ピラクロストロピンの基準は確認<br>できません。回答 H 参照。                                 |
| 516 | ピラクロストロピン:アメリカ基準 0.02ppm だけがリストに記載され、<br>それが暫定基準として採用されているが、カナダにも 0.2ppm の基<br>準があり、暫定基準設定の参考に取り上げていただきたい。 参<br>考資料 (同旨2件)  | 日清製粉株式会社、(株)日清製<br>粉グループ本社 | 209<br>210 | 2003年6月現在のカナダ政府の基準値表によると、ピラクロストロピンの基準は確認<br>できません。回答 H 参照。                                 |
| 517 | ピラフルフェンエチル:以下につき暫定基準の作り方に従い、海外<br>基準を反映願います。 米国/綿実 (Cotton undelinted seed)<br>0.04 ppm (暫定基準値案 無) (米国/大豆 0.01 ppm (暫定基準<br>値案 無))  | 日本農薬株式会社                   | 140        | ご指摘のとおりですので、修正します。   |

|     |   |                   |     |  |
|-----|---|-------------------|-----|--|
| 518 | <p>ピランテル:馬の筋肉(薬事法 0.5ppm)脂肪(薬事法 0.5ppm)、肝臓(薬事法 0.5ppm)、腎臓(薬事法 0.5ppm)、その他の内臓(薬事法 0.5ppm):原案(薬事法)の設定でお願いしたい。</p> <p>牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓:測定可能な 0.5ppmでの設定でお願いしたい。</p> <p>豚の筋肉(海外 1ppm)、肝臓(海外 10ppm)、腎臓(海外 10ppm):原案(海外基準)の設定でお願いしたい。</p> <p>豚の脂肪:脂肪は肉と分離しがたいため筋肉と同等の(1ppm)の設定をお願いしたい。</p> <p>豚のその他の内臓:その他の内臓は摂取する機会が少ないことから肝臓と同等(10ppm)の設定をお願いしたい。</p> <p>鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓:測定可能な 0.5ppmに設定をお願いしたい。</p> <p>その他の動物:これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。</p> | ファイザー株式会社         | 149 | <p>暫定基準の設定に当たっては、No124 の回答を参照してください。豚については、回答Eのとおり、暫定基準の設定の参考とした国で使用が認められている動物種については、検討したいと考えております。しかし、牛、鶏については、国内、国外において参考とする基準が設定されておらず、使用もされていないと考えられることから、御要望にすることは困難です。</p> |
| 519 | <p>ピリデート:牛・豚・羊・馬・山羊・鶏・あひる・七面鳥・うずら・いわしゃこ・上記以外の家禽の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等、牛、山羊、羊、上記以外の陸棲哺乳類の乳、鶏・七面鳥・上記以外の家禽の卵では、豪州において基準値が 0.2ppm と設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値 0.2ppm を設定する必要があると考える。</p>  | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 58  | <p>回答 L 参照。</p>  |

|     |   |                   |      |   |
|-----|---|-------------------|------|---|
| 520 | ピリモホスメチル:パンに設定されている3品目の農薬のうち、ピリモホスメチルが小麦粉には基準値がない、という矛盾がある。   | 社団法人日本パン工業会       | 191  | パンに設けられている基準値については、コーデックス委員会において削除が検討されていることから、暫定基準を設定しないこととします。  |
| 521 | ピリモホスメチルの米、上記以外の穀類についてコーデックスで基準値が設定されているので、コーデックスの基準値を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社    | 156  | 回答 M 参照。  |
| 522 | ピリモホスメチルのとうもろこしの現行基準を、米国の基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社    | 156  | 回答 M 参照。  |
| 523 | ピリメタニル:牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等・及び乳では、豪州において基準値が 0.05ppm(乳にあっては 0.01ppm)と設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの食品中における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物をこれらの家畜が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値 0.05ppm(乳にあっては 0.01ppm)を設定する必要があると考える。 | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 57-2 | 回答 L 参照。  |
| 524 | ピリメタニルのキーウィについて、コーデックスで基準値(10ppm)が設定されているので、暫定基準を設定してもらいたい。   | (社)日本青果物輸入安全推進協会  | 218  | 回答 H 参照。  |
| 525 | ピルリマイシン:牛の筋肉(海外 0.2ppm)、脂肪(海外 0.08ppm)、肝臓(海外 0.6ppm)、腎臓(海外 0.3ppm)乳(海外 0.3ppm):原案(海外基準)の設定でお願いしたい。牛のその他の内臓:資料がないため一律基準が適用されるが肝臓と同等(0.6ppm)の設定をお願いしたい。豚、鶏の筋肉、脂肪、肝臓、心臓、脂肪、その他の臓器:測定可能な 0.05ppm に設定をお願いしたい。その他の動物:これらの動物   | ファイザー株式会社         | 149  | 回答 E のとおり、暫定基準の設定の参考とした国で使用が認められている動物種については、検討したいと考えております。しかし、豚、鶏については、国内、国外において参考とする基準が設定されておらず、使用もされていないと考えられることから、御要望にそうことは困難です。 |

|     |  |                |     |   |
|-----|--|----------------|-----|---|
|     | を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。  |                |     |   |
| 526 | ピロキロン:登録保留基準が設定されている以下の作物に対し基準値の設定を希望する。水稲:基準値案 0.2ppm   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | ご指摘のとおりですので、修正します。  |
| 527 | ピロキサロンの米について基準値案が示されていないが、これらの作物は登録保留基準で基準値が設定されているので、登録保留基準の基準値を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | ご指摘のとおり、修正します。  |
| 528 | ピクロゾリン:アメリカEPAのアール・グレイ氏が、動物実験で男性ホルモンかく乱性(母体摂取により雄仔の腹部に女性性器ができる)が証明された物質で、農薬登録も失効し、登録保留基準も取り消された。したがって、すべて不検出とすべき農薬である。 | 神山美智子          | 158 | 回答Nを参考にしてください。なお、国内の登録保留基準は、安全上の問題から取り消されたのではなく、別の理由で取り下げられたもので、それに基づいて登録を削除したものです。 |
| 529 | ファミキサドン:「みかん以外のかんきつ類」には登録保留基準が設定されていないが、第1次案では「上記以外のかんきつ類果実」として2ppmが設定されている。   | デュボン株式会社       | 25  | ご指摘のとおりですので、修正します。  |
| 530 | ファミキサドン:レタス・ピーマン等で、アメリカのFederal Registerの基準(2003.07.02)が反映されていないので、反映をお願いします。  | デュボン株式会社       | 25  | ご指摘のとおりですので、修正します。  |

|     |  |                          |  |
|-----|--|--------------------------|--|
| 531 | <p>フェナミホス:カリフラワー、ブロッコリー、たまねぎ、牛・豚・羊・馬・山羊・鶏・あひる・七面鳥・うずら・いわしゃこ・上記以外の家禽の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等では、豪州において基準値が0.05ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.05ppmを設定する必要があると考える。</p>   | <p>バイエルクロップサイエンス株式会社</p> | <p>57-2 回答 L 参照。</p>   |
| 532 | <p>フェントロチオン:牛の肉(筋肉)、あひるの肉(筋肉)について<br/> フェントロチオンの動物用医薬品としての初回承認は昭和40年であり、その後2回の再評価を受けている。現在承認されている効能・効果ならびに用法・用量は第一回の再評価(昭和61年)の後に変更されたもので、本内容は第2回の再評価後(平成5年)も変更されていない。一方、今回の暫定基準値(登録値)の根拠になっている牛の残留性試験は、昭和40年代に実施されたものであり、現在の承認内容(用法・用量ならびに休薬期間)の根拠となる試験とはなっていない。すなわち、畜体への適用方法が現承認内容の直接噴霧ではなく、本剤を散布した牧草を通じて摂取させた場合の残留性を調べた試験である。従って、フェントロチオンの暫定基準値として今回引用されている試験の検出限界を当てはめるのは不相当と思われるので、替わって一律基準値を用いるべきであると考え。また、暫定値一覧表にある「あひるの肉(筋肉)」の数値は、「鶏の肉(筋肉)」に該当する数値の誤植と思われる。(以上については、農林水産省に提出した資料を添付する)</p> | <p>住友化学工業株式会社</p>        | <p>200 農林水産省動物用医薬品主管課長から提出のあったものは、薬事法の承認の際の定量限界値又は検出限界値であって、それらは用法、用量により異なるものではないと考えます。なお、「あひるの肉(筋肉)」につきましては、御指摘のとおり「鶏の肉(筋肉)」の誤りでしたので、訂正いたします。</p> |

|     |  |                          |     |                 |
|-----|--|--------------------------|-----|-----------------|
| 533 | <p>フェニトロチオン：現行基準の根拠とされているADIは算出方法が間違っており、再度検討されるべき物質である。また小麦に設定されている現行基準は、まったく科学的根拠のないもので、取り消されるべきものである。また小麦に10ppmなどという数値を設定したため、他の食品に配分すべきADIはなくなっている。したがって、現行基準を見直した上で、再度暫定基準を設定するか、当面は、不検出もしくは検出限界をもって暫定基準とすべきである。</p>  | <p>神山美智子</p>             | 158 | <p>回答 N 参照。</p> |
| 534 | <p>フェノキサプロップエチル：鶏・あひる・七面鳥・うずら・いわしゃこ・上記以外の家禽の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓等では、豪州において基準値が0.1ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.1ppmを設定する必要があると考える。</p> | <p>バイエルクロップサイエンス株式会社</p> | 57  | <p>回答 L 参照。</p> |
| 535 | <p>フェノキサプロップエチル：鶏の卵、七面鳥の卵、上記以外の家禽の卵では、豪州において基準値が0.02ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれら家禽の卵から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値0.02ppmを設定する必要があると考える。</p>                        | <p>バイエルクロップサイエンス株式会社</p> | 57  | <p>回答 L 参照。</p> |

|     |   |            |     |                                    |
|-----|---|------------|-----|------------------------------------|
| 536 | フェノブカルブ: オレンジ・なつみかん / 日本の現行残留基準に基準値(7ppm)が有り、日本で登録されており、尚且つ、実際に日本で使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。  | アラハタ株式会社   | 107 | 回答 I 参照。                           |
| 537 | フェントエート: かき: 基準値案は 0.1 であるが、JPP ネットの農薬基準値データベースでは残留基準値 0.2 となっている。  | 日産化学工業株式会社 | 184 | 登録保留基準を確認しましたところ、0.1ppm と確認しております。 |
| 538 | フェンピロキシメート: 海外の基準値で今回の暫定基準と齟齬のあるものは次の通り: イタリア、スペイン / もも 0.3 ppm (基準値案 0.1 ppm) スペイン / ネクタリン、アプリコット 0.3 ppm (基準値案 無) スペイン / いちご 1 ppm (基準値案 0.5 ppm) ドイツ、オーストリア / プラム(すもも) 0.1 ppm (基準値案 無) そのうち、以下につき暫定基準の作り方に従い、海外基準を反映願います。スペイン / ネクタリン、アプリコット 0.3 ppm ドイツ、オーストリア / プラム(すもも) 0.1 ppm なお、もも、いちごの暫定基準は、イタリア、スペインからの輸出の妨げとなるので、海外基準に合わせて頂きたい。  | 日本農薬株式会社   | 141 | 回答 D 参照。                           |
| 539 | フェンピロキシメート: 上記以外の野菜: 審議中の残留基準値案 5 ppm では、農林水産省の農薬登録を取得している「モロヘイヤ」、「しそ」につき、現在の使用方法(使用時期)を維持できなくなる(下表参照)。従って、8ppm または 10ppm への変更を要請する。なお、「モロヘイヤ」につきましては、秋田県より登録取得の強い要望があり、秋田県と共同で登録取得に必要な試験(略)を実施した経緯がある。モロヘイヤ フェンピロキシメートおよび代謝物(Z 異性体)の合計値残留基準値 5 ppm の場合、使用時期を“収穫前日”から“収穫 7 日前まで”に変更しなければならない。しそ フェンピロキシメートおよび代謝物(Z 異性体)の合計値残留基準値 5 ppm の場合、使用時期を“収穫 21 日前まで”から“収穫 28 日前まで”に変更しなければならない。 | 日本農薬株式会社   | 141 | 今回のパブリックコメントの趣旨とは異なります。            |



|     |  |               |     |                                     |
|-----|--|---------------|-----|-------------------------------------|
| 540 | フェンブコナゾール:アーモンド:米国で提案されている残留基準値の0.05ppmを適用する。米国から日本へ「アーモンド」は輸入されている。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。 |
| 541 | フェンブコナゾール:あんず:基準値案0.5ppmを日本の登録保留基準値である5.0ppmに上げることを強く求める。あんずはりんご、もも等と混植されていて、りんご、ももの病害を防除する時期に同時に薬剤が散布される恐れがある。従って現在の登録保留基準値である5.0ppmの設定を求める。                                      | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答B参照。                              |
| 542 | フェンブコナゾール:おうとう:基準値案1ppmを日本で登録保留基準値である5.0ppmに上げることを強く求める。現在の適正使用基準はこの登録保留基準値の下に設定されている。本剤はおうとうの「灰星病」に有効な剤である。おうとうの重要病害である「灰星病」の防除は収穫前日までの防除が必要であり、収穫前日までの使用で1ppmを超えるおそれがある。         | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答B参照。                              |
| 543 | フェンブコナゾール:オレンジ:米国で提案されている残留基準値の1.0ppmに上げる。日本に米国から多量に輸入されている。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。 |
| 544 | フェンブコナゾール:グレープフルーツ:米国での暫定基準値0.5ppmを適用する。日本に米国から多量に輸入されている。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答T参照。                              |
| 545 | フェンブコナゾール:てんさい:米国での暫定基準値の0.2ppmを適用する。  | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答H参照。                              |
| 546 | フェンブコナゾール:バナナ:基準値案0.05ppmを日本での登録保留基準値1.0ppmに上げることを強く求める。日本に輸入されているバナナの79%はフィリピンからの輸入であり、本剤はバナナの病害である「sigatoka」「black leaf streak」を対象に収穫前日まで使用されています。使用状況を鑑みればコーデックスの0.05ppmでは低すぎる。 | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答B参照。                              |

|     |  |                      |     |  |
|-----|--|----------------------|-----|--|
| 547 | <p>フェンブコナゾール:ぶどう:基準値案 1ppm を日本での登録保留基準値 5ppm に上げることを強く求める。現在の適正使用基準はこの登録保留基準値の下に設定されている。本剤はぶどうの「黒とう病」「うどんこ病」に使用されている。適正使用基準(収穫30日までの使用、使用回数3回以内)での残留試験で 1ppm を超えているデータもあるので、5ppm の設定を求める。最大残留値は 30 日 / 3 回で 1.14ppm。</p>                             | <p>ダウ・ケミカル日本株式会社</p> | 125 | <p>回答 B 参照。なお、国際基準と登録保留基準のGAPの相違、それぞれのGAPにおける残留の相違とその必要性について、資料を提出してください。その資料を見て判断する用意があります。</p> |
| 548 | <p>フェンブコナゾール:ペカン:基準値案 0.05ppm を米国での期限付き基準値の 0.1ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。</p>  | <p>ダウ・ケミカル日本株式会社</p> | 125 | <p>回答 T 参照。</p>  |
| 549 | <p>フェンブコナゾール:りんご:基準値案 0.1ppm を日本での登録保留基準値 1ppm に上げることを強く求める。りんごの現在の適性使用基準(収穫14日前までの使用、使用回数3回以内)はこの登録保留基準値の下に設定されている。適正使用基準での残留試験で 0.1ppm を超えているので、是非にも 1ppm の設定を求める。本剤はりんごの「黒星病」「うどんこ病」の防除剤である。最大残留値は 14 日 / 3 回で 0.439ppm。</p>                      | <p>ダウ・ケミカル日本株式会社</p> | 125 | <p>回答 B 参照。なお、国際基準と登録保留基準のGAPの相違、それぞれのGAPにおける残留の相違とその必要性について、資料を提出してください。その資料を見て判断する用意があります。</p> |
| 550 | <p>フェンブコナゾール:日本なし、西洋なし、マルメロ:基準値案 0.1ppm を日本での登録保留基準値 1ppm に上げることを強く求める。「なし」の適性使用基準(収穫7日前までの使用、使用回数3回以内)はこの登録保留基準値の下に設定されている。適正使用基準での残留試験で 0.1ppm を超えているので、是非にも 1ppm の設定を求める。本剤はなしの「黒星病」「赤星病」「輪紋病」の防除に使用される薬剤であり、なしでの最大残留値は 30 日 / 3 回で 0.175ppm。</p> | <p>ダウ・ケミカル日本株式会社</p> | 125 | <p>回答 B 参照。なお、国際基準と登録保留基準のGAPの相違、それぞれのGAPにおける残留の相違とその必要性について、資料を提出してください。その資料を見て判断する用意があります。</p> |

|     |   |                   |      |  |
|-----|---|-------------------|------|--|
| 551 | <p>フェンプロバトリン・シロマジン・クロルフェナピル:これらの薬物は、豆類(大豆、小豆類、えんどう等)について個別基準が設定されているが、未成熟豆類(えだまめ、未成熟いんげん、未成熟えんどう等)はいずれも一律基準となっている。海外では、未成熟豆類についても上記豆類と全く同様の目的でこれらの農薬が使用されている実態があり、「豆類」と同様に個別基準の設定を行うべきである。</p>  | 株式会社ニチレイ          |      | 83<br>食品分類は、コーデックスの分類に準拠して作成しています。コーデックスの分類では、例えば"Beans(dry)"と"Beans, except Broad Bean and Soya Bean (green pods and immature seeds)"と、同じ豆類でも基準が分かれており、日本においてもこれらを一つにする必要性はないものと考えられます。 |
| 552 | <p>フェンヘキサミド:牛・豚・羊・馬・山羊の脂肪では、豪州において基準値が 0.05ppm と設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値 0.05ppm を設定する必要があると考える。</p> | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 56-2 | 回答 L 参照。   |
| 553 | <p>フェンヘキサミド:鱗茎類に保留基準 0.1ppm が設定されている。上記以外のゆり科野菜には、鱗茎類に分類される作物が含まれることから、上記以外のゆり科野菜に保留基準に基づく 0.1ppm を設定することが妥当と考える。</p>   | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 56-2 | 登録保留基準の「鱗茎類」には、食品衛生法の食品分類「たまねぎ」及び「にんにく」をもって当てることとしております。   |
| 554 | <p>フェンメジファム:既に「フェンメディファム」として本邦において登録がされていることから、農薬名を「フェンメディファム」に統一すべきと考える。</p>   | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 56   | ご指摘のとおり、修正します。   |

|     |  |  |     |                   |
|-----|--|--|-----|-------------------|
| 555 | フェンメジファミン:牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉・肝臓・腎臓・その他の内臓・乳、及び上記以外の陸棲哺乳類の乳では、豪州において基準値が0.1ppmと設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれらの食品中から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値 0.1ppm を設定する必要があると考える。                                    | バイエルクロップサイエンス株式会社                                      | 56  | 回答 L 参照。          |
| 556 | フタライド:農林水産省の農薬登録名が「フサライド」になっているので、統一して欲しい。   | 呉羽化学工業株式会社   | 29  | ご指摘のとおり、修正します。    |
| 557 | フツ化スルフルル:フツ化スルフルルはダウ・アグロサイエンスが創生したフツ素系化合物であり、日本では種類名「フツ化スルフルルくん蒸剤」名称「バイケーン」として木材のカミキリ類、キクイムシ類、マツキボシゾウムシ類のくん蒸のために農薬登録されている剤で、穀物の貯蔵害虫を駆除するために臭化メチルの代替剤として期待されるくん蒸剤です。本剤は今回の第1次案には含まれておりませんが、米国では2004年1月22日に下記作物に残留基準値(略)が設定されました。日本は下記作物の輸入を米国に大きく依存していることを考慮し、日本においても同作物に米国での残留基準値と同じ暫定残留基準値を設定をしていただくようお願いします。 | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 126 | ご指摘のとおり、修正します。    |
| 558 | ぶどうの基準値について、17つのアメリカの基準について、暫定基準案にないことが判明している。アメリカ政府を通じて、リストをお届けするので、ご査収、再検討願いたい。[原文英語]  | Bryant Christie Inc.(California table grape comission) | 100 | 現在、当該資料は頂いておりません。 |
| 559 | ぶどうの基準値について、アメリカで基準値がないのに、日本で設定されていた例が1例見つかった。この化合物は安全であり、基準値の削除を政府を通じて要求するのでご留意願いたい。[原文英  | Bryant Christie Inc.(California table grape comission) | 100 | 現在、当該資料は頂いておりません。 |

|     |  |               |   |
|-----|--|---------------|---|
|     | 語]   |               |   |
| 560 | <p>ブプロフェジン：海外の基準値で今回の暫定基準と齟齬のあるものは次の通り：米国/レタス(Head) 期限 04 年末 5 ppm (基準値案 無) レタス(Leaf) 期限 04 年末 13 ppm (基準値案 無) 未成熟いんげん? (Bean, snap, succulent) 0.02 ppm (基準値案 無) (米国、豪州/みかん、オレンジ、その他柑橘 2 ppm (基準値案 0.3 ppm))そのうち、以下につき暫定基準の作り方に従い、海外基準を反映願います。レタス(結球) 期限 04 年末 5 ppm (基準値案 無) レタス(非結球) 期限 04 年末 13 ppm 米国、豪州/みかん、オレンジ、その他柑橘 2 ppm の基準にも配慮下さい。</p> | 日本農薬株式会社      | 142 米国の基準には期限付きのものがありますが、これらについては回答 T を参照してください。また、柑橘類につきましては、回答 B を参照してください。                     |
| 561 | <p>ブプロフェジン：オレンジ、上記以外のかんきつ類果実：登録保留基準値 2ppm、コーデックス基準 0.5ppm が存在し、コーデックス基準が採用されている。しかし、本化合物は国内でかんきつに登録があり、コーデックス基準を採用した基準値案 0.5ppm では、ネーブル(オレンジ)、すだち、かぼす(上記以外のかんきつ類果実)等の登録内容に影響を及ぼす。登録保留基準を採用し、2ppm への変更を要請します。</p>   | 日本農薬株式会社      | 142 回答 B 参照。なお、国際基準と登録保留基準の GAP の相違、それぞれの GAP における残留の相違とその必要性について、資料を提出してください。その資料を見て判断する用意があります。 |
| 562 | <p>ブプロフェジン：オレンジ：基準値案 0.5ppm をオーストラリアでの残留基準値の 2ppm に上げる。オーストラリアから日本に輸入されているオレンジは全輸入オレンジ量の 2% に相当する。</p>   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 回答 S 参照。  |
| 563 | <p>ブプロフェジン：上記以外のかんきつ科野菜と上記以外の野菜に関して本化合物は、国内で“ふき”に登録されている。“ふき”は、上記以外のかんきつ科野菜に属すると理解する。“ふき”が、きく科野菜に属するのであれば、下記の通り基準値案の変更を要請します。上記以外のかんきつ科野菜 5ppm ふきの登録保留基準より</p>   | 日本農薬株式会社      | 142 ご指摘のとおりですので、修正します。  |

|     |   |                |     |  |
|-----|---|----------------|-----|--|
| 564 | <p>プロフェジン:日本なし、西洋なし:第二大粒果実類の登録保留基準が採用されているが、本化合物において、なしの登録保留基準2ppm が設定されている。日本なし、西洋なしの基準値案につき、2ppm への変更を要請します。</p>  | 日本農薬株式会社       | 142 | ご指摘のとおりですので、修正します。   |
| 565 | <p>プラジクアンテル:食品名: 馬の肉(筋肉)、馬の肉(脂肪)、馬の肝臓、馬の腎臓、馬のその他の内臓等</p> <p>内容: 欧州医薬品審査庁(EMA)が1998年1月に公表したサマリーレポート(EMA/MRL/337/98-FINAL)によると、本物質の ADI は0-0.17 mg/kg bw です。標識化合物を用いて、馬に対する推奨用量である 1 mg/kg bw を1回経口投与した試験において、投与後8時間における総残留量は、肝臓 2.44 µg/g、腎臓 1.62 µg/g、筋肉 0.14 µg/g及び脂肪0.12 µg/gでした。また、投与後24時間における総残留量は、肝臓0.36 µg/g、腎臓0.18 µg/g、筋肉0.02 µg/g及び脂肪 0.01 µg/g でした。この結果から、投与後8時間における可食部位中残留物の1日摂取量は379 µgと計算され、毒性学的 ADI の4%以下でした。同様に投与後24時間における可食部位中残留物の1日摂取量は51 µgと計算され、毒性学的 ADI の1%以下でした。従って、EU では馬における本物質の使用によって消費者の安全性にかかわるような可食部位中の残留が認められないことから、MRL の設定は不要との結論になっています。残留農薬の暫定基準(第1次案)には本物質の馬由来食品中の残留基準値が記載されていませんが、この資料を参考にして、例えば上記の投与後8時間の残留量の値(ADI の4%以下)等を採用して記載していただければと存じます。</p> | メリアル・ジャパン株式会社  | 151 | 御要望については、EUにおける評価レポートが確認できたことから、筋肉;0.05ppm、肝臓及び腎臓;0.5ppm、脂肪及びその他の内臓等:0.03ppmと設定したいと考えます。 |
| 566 | <p>プリミスルフロンメチルのとうもろこしについて平均値ではなく米国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。</p>  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 J 参照。   |

|     |   |                          |     |  |
|-----|---|--------------------------|-----|--|
| 567 | フルアジナム: 現行基準値が存在しないのに記載されているのはおかしい。   | 海外貨物検査株式会社               | 10  | 暫定基準1次案には、現在審議中(平成15年10月28日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会了承済み)の基準値が含まれています。フルアジナムもこれに該当します。 |
| 568 | フルアジホップ-p-ブチルは、フルアジホップと考えてよいのか。   | 井上靖之                     | 9   | フルアジホップ-p-ブチルは、フルアジホップとして基準値が設定されています。   |
| 569 | フルアジホップ及びフルアジホップ-p-ブチル: 同じ MRL を両農薬に設定すべきだ。[原文英語]   | Canola Council of Canada | 190 | フルアジホップ-p-ブチルは、フルアジホップとして基準値が設定されています。   |
| 570 | フルオロイミド: 物質名: フルオロイミドでこれまで統一されている。  | 日本農薬株式会社                 | 144 | ご指摘のとおりですので、修正します。   |
| 571 | フルキンコナゾール: 小麦、日本なし及び西洋なし、鶏・あひる・七面鳥・うずら・いわしゃこ・上記以外の家禽の筋肉(脂肪)・肝臓・腎臓・その他の内臓等、鶏の卵、七面鳥の卵、上記以外の家禽の卵: 豪州において 0.02ppm の基準値が設定されている。この基準値は豪州における本化合物の定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、豪州においてはこれらに本化合物が登録されているため、本化合物を含有する農薬を施用した結果、当該基準値未満の濃度でこれらの食品中に本化合物が検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値 0.02ppm を設定する必要があると考える。 | バイエルクロップサイエンス株式会社        | 55  | 回答 L 参照。   |
| 572 | フルジオキソニルのクレソン、はくさい、キャベツ、ケール、上記以外のあぶらな科野菜について国内登録保留基準ではなく、米国の基準を採用してもらいたい。これは、この作物が米国からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社           | 156 | 回答 B 参照。   |
| 573 | フルジオキソニルのさといもについて米国において基準値を申請中であり、2006年までに基準値の設定が行われると考えられることから、米国の基準値を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社           | 156 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。  |

|     |  |                |     |  |
|-----|--|----------------|-----|--|
| 574 | フルジオキソニルの上記以外のなす科野菜について登録保留基準(2ppm)が設定されているので、登録保留基準を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 「上記以外のなす科野菜」は、登録保留基準上の分類では「第一葉菜類」に分類されます。従って、登録保留基準 1ppm が暫定基準値案として採用されるべきところですが、記載がないので修正いたします。 |
| 575 | フルジオキソニルのすいか、メロン類果実、まくわうりについて平均値ではなく米国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 既に米国の基準 0.01ppm が、基準値案に記載されています。   |
| 576 | フルジオキソニルのたまねぎ、ねぎの現行基準を、カナダの基準に変更してもらいたい。これは、この作物がカナダからの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 M 参照。   |
| 577 | フルジオキソニルのなたねについて平均値ではなくカナダの基準を採用してもらいたい。これは、この作物がカナダからの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 J 参照。   |
| 578 | フルジオキソニルのなつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、上記以外のかんきつ類果実について米国において基準値を申請中であり、2006年までに基準値の設定が行われると考えられることから、米国の基準値を採用してもらいたい。 | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。  |
| 579 | フルジオキソニルのピーマンについて平均値ではなく EU の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が EU からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 J 参照。   |
| 580 | フルジオキソニルのマンゴーについて基準値案が示されていないが、これらの作物は台湾で基準値が設定されているので、台湾の基準値を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 D 参照。   |
| 581 | フルジオキソニルのもも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとうの現行基準を、米国の基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。                                     | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 M 参照。   |



|     |   |                       |     |  |
|-----|---|-----------------------|-----|--|
| 582 | フルジオキサニルのりんご、西洋なし、キウイーについて基準値案が示されていないが、これらの作物は米国において基準値を申請中であり、2006年までに基準値の設定が行われると考えられることから、米国の基準値を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社        | 156 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。  |
| 583 | フルジオキサニルのレタスの現行基準を、米国の基準に変更してもらいたい。これは、この作物が米国からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社        | 156 | 回答 M 参照。   |
| 584 | フルシトリネート：綿実油：コーデックスでは綿実にフルシトリネートの MRL が定められている(コーデックスホームページ情報、1999年現在)が暫定基準にないのは、なぜですか。   | 国立医薬品食品衛生研究所          | 203 | 2003年現在の情報では、フルシトリネートの MRL は、いずれの作物においても設定されていません。回答 H 参照。   |
| 585 | フルトラニル：米国 / 米(grain) 7 ppm (基準値案 2 ppm)と米国の輸入が制限されるので、修正願います。   | 日本農薬株式会社              | 139 | 回答 M 参照。   |
| 586 | フルニキシン：牛の基準について、平成15年6月に薬事法に基づく国内承認を取得したことから、基準値を参考として取り入れるべきである。豚については、申請準備中の試験の測定限界を採用してもらいたい。  | 武田シェリングブラウアニマルヘルス株式会社 | 97  | 回答 B のとおり、動物用医薬品の承認時における定量限界値については、農林水産省動物用医薬品主管課長より提示があったものを参考としているところです。また、回答 U のとおり、平成16年2月5日食安発第 0205001 号にて厚生労働省医薬食品局食品安全部長より各都道府県知事等へ通知した「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に従い要請を提出いただくこととなります。 |
| 587 | フルニキシン：食品名：馬の肉(筋肉・脂肪)、馬の肝臓、馬の腎臓、馬のその他の内臓等、牛の肉(筋肉・脂肪)、牛の肝臓、牛の腎臓、牛のその他の内臓等、<br>内容：日本では、牛と馬に承認されているにもかかわらず、牛用では外国基準値が、馬用では定量限界値が採用されて、暫定残留基準が設定されています。これは、基準作成に際し、参考とした情報が平成15年6月現在のものであり、その後に牛用製剤が承認されたためと拝察します。問題と考えられるのは、特に牛の肝臓で、基準値は0.2ppmと、馬の肝臓の0.05ppmの4倍の許容が許されてい | 大日本製薬株式会社             | 154 | 回答 V のとおり、摂取量の多少が、直ちに基準値の大小を決めるものではなく、残留性が基になるものと考えます。   |

|     |   |                              |  |
|-----|---|------------------------------|--|
|     | <p>ます。実際の摂取量を考えた場合、馬肉よりも牛肉の方が多量で、且つ連続して摂取すると考えられるため、牛における残留基準値案は見直されるべきだと考えます。</p>  |                              |  |
| 588 | <p>フルニキシン:豚の基準値について、豚の MRL が EU で非常に低いのは、食生活の違いかもしれないが、アメリカで基準値がなく、日本でも腎臓を肝臓以上に食することは考えられないので、肝臓と同じ値を参考にすべきである。</p>   | <p>武田シェリングプラウアニマルヘルス株式会社</p> | <p>97 回答 E のとおり、暫定基準の設定の参考とした国で使用が認められている動物種については、検討したいと考えております。</p> |
| 589 | <p>フルバリネート:ビーマンの基準値:0.5ppm を 1.5ppm への変更を要望します。ビーマンの基準値を 1993.9.14:告示、1994.4.1:施行時の 1.5ppm</p>  | <p>日本農薬株式会社</p>              | <p>143 回答 M 参照。</p>  |
| 590 | <p>フルバリネート:海外の基準値を基に追加及び変更を要望します。<br/>         ・ とうもろこし:スペインの基準値を基に 0.1ppm を設定。<br/>         ・ だいず:スペインの基準値を基に 0.1ppm を設定。<br/>         ・ 小豆類:スペインの基準値を基に 0.1ppm を設定。<br/>         ・ えんどう:スペインの基準値を基に 0.1ppm を設定。<br/>         ・ そらまめ:スペインの基準値を基に 0.1ppm を設定。<br/>         ・ らっかせい:スペインの基準値を基に 0.1ppm を設定。<br/>         ・ 上記以外の豆類:スペインの基準値を基に 0.1ppm を設定。<br/>         ・ てんさい:イタリアの基準値を基に 0.5ppm を設定。<br/>         ・ ブロッコリー:オーストラリアの基準値を基に 0.5ppm を設定。<br/>         ・ 上記以外のアブラナ科野菜:オーストラリアの基準値を基に 0.5ppm を設定。</p> | <p>日本農薬株式会社</p>              | <p>143 回答 D 参照。</p>  |

|     |   |                       |     |   |
|-----|---|-----------------------|-----|---|
| 591 | フルメキン:フルメキンの残留を全食品において禁止する提案に関する、特に強い懸念を抱いている。EU では、フルメキンに関する MRL が卵と蜂蜜以外のあらゆる食糧生産動物について設定されており、それをたとえ暫定的にも日本において禁止する科学的理由は存在しない。さらにフルメキンはフルオロキノロン系抗生物質の中で、唯一不検出が提案されており、その他のフルオロキノロン系抗生物質については、暫定基準が設定されている。 | EU                    | 205 | フルメキンにつきましては、平成15年2月の JECFA において ADI が取り消されたことから、同年10月に公表した第一次案では、別表1に掲載していましたが、本年2月に開催された JECFA において、再度審議され、ADI が設定されたことから、別表1からは削除することとし、暫定基準を設定することとします。 |
| 592 | フルロキシピル、メソミル、トリアジメホン、イマザモックス、スピノサド、マンコゼブ、チアベンダゾールの小麦の基準値案が、米国の基準値より低い。その差も大きい。再考を求める[原文英語]。   | U.S. wheat associates | 217 | フルロキシピル:回答 J 参照。メソミル、マンコゼブ:回答 S 参照。トリアジメホン、チアベンダゾール:回答 B 参照。スピノサド:回答 M 参照。イマザモックス:イマザモックスアンモニウム塩として基準が設定されており、既にアメリカ基準が採用されています。                            |
| 593 | フルロキシピル:ホップ:EU での残留基準値の 0.1ppm を適用する。   | ダウ・ケミカル日本株式会社         | 125 | 回答 L 参照。  |
| 594 | フルロキシピル:牛の筋肉、山羊の筋肉、馬の筋肉、羊の筋肉、豚の筋肉:基準値案 0.08ppm を米国、オーストラリアでの基準値の 0.1ppm に上げる。   | ダウ・ケミカル日本株式会社         | 125 | 回答 B 参照。  |
| 595 | フルロキシピル:牛の腎臓、山羊の腎臓、馬の腎臓、豚の腎臓、羊の腎臓:基準値案 1ppm を米国での基準値の 1.5ppm に上げる。  | ダウ・ケミカル日本株式会社         | 125 | 回答 B 参照。  |
| 596 | フルロキシピル:牛の肉(脂肪)、山羊の肉(脂肪)、馬の肉(脂肪)、羊の肉(脂肪)、豚の肉(脂肪):基準値案 0.08ppm を米国での基準値の 0.1ppm に上げる。  | ダウ・ケミカル日本株式会社         | 125 | 回答 B 参照。  |
| 597 | フルロキシピル:牛の乳、山羊の乳、羊の乳、上記以外の陸棲哺乳類の乳:基準値案 0.08ppm を 2003 年 5 月改定された米国での基準値の 0.3ppm に上げる。   | ダウ・ケミカル日本株式会社         | 125 | ご指摘の通り、平均値算出用の値を 0.3ppm に上げることとします。   |
| 598 | フルロキシピル:大麦、小麦、上記以外の穀類:基準値案 0.3ppm を米国での基準値の 0.5ppm に上げる。日本への小麦及び大麦の米国からの輸入量は全輸入量のそれぞれ 57%及び 10%に相当する。また、米国はオート麦の日本への主要輸出国。  | ダウ・ケミカル日本株式会社         | 125 | 回答 J 参照。  |

|     |   |                   |     |  |
|-----|---|-------------------|-----|--|
| 599 | フルロキシビル:茶:EUでの残留基準値の0.1ppmを適用する。  | ダウ・ケミカル日本株式会社     | 125 | 回答 L 参照。   |
| 600 | フルロキシビル:卵:オーストラリアでの残留基準値の0.01ppmを適用する。オーストラリアは日本への卵の主要輸出国。  | ダウ・ケミカル日本株式会社     | 125 | 回答 L 参照。   |
| 601 | プロクロラズ:基準値案では、レモン、ライム、グレープフルーツに10ppm、その他の柑橘類に5ppmが提案されているが、我々の情報では、コーデックスは基準値5ppmがオレンジにしか適用されておらず、EUにおいて全ての柑橘類に10ppmが設定されている。従って、その他の柑橘類には、10ppmを適用すべきである。[原文英語]                              | 南アフリカ大使館          | 91  | コーデックスの分類、「Oranges, Sweet, Sour」には、オレンジ及び上記以外の柑橘類果実、が該当するとしています。 |
| 602 | プロクロラズ:上記以外のナッツ類では、EU(0.1ppm)と豪州(0.5ppm)における基準値の平均に基づき、0.3ppmが提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらにEUにおける基準値は検出限界値に設定していることから、EUにおける基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として0.5ppmが妥当と考える。        | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 55  | 回答 C 参照。   |
| 603 | プロクロラズ:米(玄米)、とうもろこし、そばでは、EU(0.05ppm)とNZ(0.3ppm)における基準値の平均に基づき、0.2ppmが提案されているが、これらの国における基準値は大きく異なり、さらにEUにおける基準値は検出限界値に設定していることから、EUにおける基準値を平均の対象とすることは不適切と思われる。よって、これらの作物の基準値として0.3ppmが妥当と考える。 | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 55  | 回答 C 参照。   |
| 604 | プロスルフロン:米国で基準値が設定されている以下の作物に対し基準値の設定を希望する。小麦:基準値案 0.01ppm 大麦:基準値案 0.01ppm ライ麦:基準値案 0.01ppm とうもろこし:基準値案 0.01ppm そば:基準値案 0.01ppm 上記以外の穀類:基準値案 0.01ppm   | シンジェンタジャパン株式会社    | 156 | ご指摘のとおりですので、修正致します。  |
| 605 | プロスルフロンの小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、上記以外の穀類について基準値案が示されていないが、これらの作物は米   | シンジェンタジャパン株式会社    | 156 | 回答 T 参照。   |

|     |  |                   |     |          |
|-----|--|-------------------|-----|----------|
|     | 国で基準値が設定されているので、米国の基準値を採用してもらいたい。  |                   |     |          |
| 606 | プロスルホカルブ:オランダで基準値が設定されている以下の作物に対し基準値の設定を希望する。オランダは EU 加盟国であり、基準値設定に際してはEU 同様科学的な根拠に基づいて設定される。また、本剤は現在 EU 基準値としての設定予定である。小麦:基準値案 0.01ppm 大麦:基準値案 0.01ppm ばれいしょ:基準値案 0.01ppm | シンジェンタジャパン株式会社    | 156 | 回答 D 参照。 |
| 607 | プロスルホカルブの小麦、大麦、ばれいしょについて基準値案が示されていないが、これらの作物はオランダで基準値が設定されており、EUとしての基準値設定が予定されているため、オランダの基準値を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社    | 156 | 回答 D 参照。 |
| 608 | プロパキザホップ:本化合物は、豪州において基準値が設定されているのに、採用されていない。これら基準値は、豪州における本化合物の食品における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物は豪州国内で登録されていることから、豪州の基準値に基づき、基準値を設定すべきである。            | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 76  | 回答 L 参照。 |
| 609 | プロパニル:なまず:米国での基準値(2002年6月設定)である0.5ppmを適用する。日本に米国から輸入されている。   | ダウ・ケミカル日本株式会社     | 125 | 回答 H 参照。 |
| 610 | プロパニル:牛のその他の内臓等:米国での基準値(2002年6月設定)である1ppmを適用する。米国は日本へのこれら肉の主要輸出国。  | ダウ・ケミカル日本株式会社     | 125 | 回答 L 参照。 |
| 611 | プロパニル:牛の肉(筋肉)、豚の肉(筋肉)、羊の肉(筋肉)、馬の肉(筋肉)、山羊の肉(筋肉):米国での基準値(2002年6月設定)である0.05ppmを適用する。米国は日本へのこれら肉の主要輸出  | ダウ・ケミカル日本株式会社     | 125 | 回答 L 参照。 |

|     |   |               |     |          |
|-----|---|---------------|-----|----------|
|     | 国。  |               |     |          |
| 612 | プロパニル:牛の肉(脂肪)、豚の肉(脂肪)、羊の肉(脂肪、馬の肉(脂肪)、山羊の肉(脂肪):米国での基準値(2002年6月設定)である0.1ppmを適用する。米国は日本へのこれら肉の主要輸出国。   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 L 参照。 |
| 613 | プロパニル:牛の乳、羊の乳、山羊の乳、上記以外の陸棲の哺乳類の乳:米国での基準値(2002年6月設定)である0.05ppmを適用する。米国は日本へのこれらの乳の主要輸出国。  | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 L 参照。 |
| 614 | プロパニル:鶏のその他の内臓等、あひるのその他の内臓等、七面鳥のその他の内臓等、うずらのその他の内臓等、がちょうのその他の内臓等、雉のその他の内臓等、いわしゃこのその他の内臓等、上記以外の家禽のその他の内臓等:米国での基準値(2002年6月設定)である0.5ppmを適用する。米国は日本へのこれらの肉類の輸出の主要国。 | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 L 参照。 |
| 615 | プロパニル:鶏の肉(筋肉)、あひるの肉(筋肉)、七面鳥の肉(筋肉)、うずらの肉(筋肉)、がちょうの肉(筋肉)、雉の肉(筋肉)、いわしゃこの肉(筋肉)、上記以外の家禽の肉(筋肉):米国での基準値(2002年6月設定)である0.1ppmを適用する。米国は日本へのこれら肉の主要輸出国。                    | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 L 参照。 |
| 616 | プロパニル:鶏の肉(脂肪)、あひるの肉(脂肪)、七面鳥の肉(脂肪)、うずらの肉(脂肪)、がちょうの肉(脂肪)、雉の肉(脂肪)、いわしゃこの肉(脂肪)、上記以外の家禽の肉(脂肪):米国での基準値(2002年6月設定)である1ppmを適用する。米国は日本へのこれら肉の主要輸出国。                      | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 L 参照。 |
| 617 | プロパニル:鶏の卵、七面鳥の卵、上記以外の家禽の卵:米国での基準値(2002年6月設定)である0.3ppmを適用する。日本に米国から輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答 L 参照。 |

|     |  |                          |     |   |
|-----|--|--------------------------|-----|---|
| 618 | プロパニル:豚のその他の内臓等、羊のその他の内臓等、馬のその他の内臓等、山羊のその他の内臓等:米国での基準値(2002年6月設定)である0.8ppmを適用する。米国は日本へのこれら肉の主要輸出国。   | ダウ・ケミカル日本株式会社            | 125 | 回答 L 参照。  |
| 619 | プロパニル:米(玄米):基準値案 0.1ppm を米国での新しい基準値(2002年6月設定)の10ppmに上げる。日本に米国から輸入されている。日本に輸入されている米の49%は米国からの輸入。   | ダウ・ケミカル日本株式会社            | 125 | 回答 B 参照。  |
| 620 | プロパモカルブ、メチオカルブ、ポリカーバメート、プロパモカルブ、メチオカルブ、ジエトフェンカルブ、ジネブ:日本でも、世界でも広く使用されている殺菌剤マンゼブ(登録保留基準あり)、マンネブ(登録保留基準)、ポリカーバメート(登録保留基準)、プロパモカルブ(残留基準)、メチオカルブ(残留基準)、ジエトフェンカルブ(残留基準)、ジネブ(登録保留基準)がリストから落ちているがなぜか。これら化合物類の総称等でポジティブリストに載っているならばその旨の説明が必要であり、載っていないならば良く使用される農薬なので載せていただきたい。 | キッコーマン株式会社               | 164 | これらの物質は、全て「残留基準が既に定められている物質のうち、暫定基準を設定しなかった物質一覧」に掲載されているか、暫定基準値案中で別の名前(または、同一名でグループ化)で登録されています。表の脚注、または表題(物質名)に、対象物質名が明記されています。 |
| 621 | プロパモカルブ:現行残留基準で基準値(0.1ppm)が設定されており、実際の日本の栽培にも使用されている農薬であり、チリ国で残留基準値を設定されているので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考にチリ国の残留基準値は0.1ppmである。)   | アヲハタ株式会社                 | 107 | 回答 I 参照。  |
| 622 | プロパモカルブ:食品名 トマト 内容 現行残留基準で「トマト」に基準値1.0ppmがあり、トルコ国で実際に使用している農薬なので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。   | アヲハタ株式会社                 | 178 | 回答 I 参照。  |
| 623 | プロピコナゾール:カナダのカノーラ油(Canola)のMRLは0.1ppmであるが、日本は0.05ppmである。[原文英語]   | Canola Council of Canada | 190 | 回答 M 参照。  |
| 624 | プロピコナゾールの米について米国において基準値を申請中であり、2006年までに基準値の設定が行われると考えられることが  | シンジェンタジャパン株式会社           | 156 | 回答 M 参照。  |

|     |   |                |     |          |
|-----|---|----------------|-----|----------|
|     | ら、米国の基準値を採用してもらいたい。   |                |     |          |
| 625 | プロピコナゾールの上記以外の豆類の現行基準を、米国の基準に変更してもらいたい。これは、この作物が米国からの輸入が想定されるためである。                   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 M 参照。 |
| 626 | プロピコナゾールの大豆の現行基準を、カナダの基準に変更してもらいたい。これは、この作物がカナダからの輸入が想定されるためである。                      | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 M 参照。 |
| 627 | プロピコナゾールのバナナの現行基準を、米国、オーストラリアの基準に変更してもらいたい。これは、この作物が米国からの輸入が想定されるためである。               | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 M 参照。 |
| 628 | プロピザミド: あんず、すもも、ネクタリン: 基準値案 0.06ppm を米国での基準値の 0.1ppm に上げる。米国は日本へのあんず、すもも、ネクタリンの主要輸出国。 | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 J 参照。 |
| 629 | プロピザミド: ぶどう: 基準値案 0.06ppm を米国での基準値の 0.1ppm に上げる。米国は日本へのぶどうの主要輸出国。                     | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 J 参照。 |
| 630 | プロピザミド: ブラックベリー、ブルーベリー: 基準値案 0.04ppm を米国での基準値の 0.05ppm に上げる。米国は日本へのこれらの作物の主要輸出国。      | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 J 参照。 |
| 631 | プロピザミド: もも: 基準値案 0.06ppm を米国での基準値の 0.1ppm に上げる。米国は日本へのももの主要輸出国。                       | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 J 参照。 |
| 632 | プロピザミド: りんご: 基準値案 0.06ppm を米国での基準値の 0.1ppm に上げる。米国は日本へのりんごの主要輸出国。                     | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 J 参照。 |
| 633 | プロピザミド: 上記以外のベリー類: 基準値案 0.06ppm を米国での基準値の 0.1ppm に上げる。米国は日本へのベリー類の主要輸出国。              | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 J 参照。 |
| 634 | プロピザミド: 西洋なし: 基準値案 0.06ppm を米国での基準値の 0.1ppm に上げる。米国は日本への西洋なしの主要輸出国。                   | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答 J 参照。 |



|     |  |                |     |                                     |
|-----|--|----------------|-----|-------------------------------------|
| 635 | プロピネブ:日本で登録された農薬であり、実際の日本の栽培にも使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考に登録保留基準は果実で 0.7ppm である。参考に現行残留基準値「りんご」はない。)   | アラハタ株式会社       | 107 | プロピネブは、「ジチオカルバメート」として基準値案が提示されています。 |
| 636 | プロフェノホスのさといも類について国内登録保留基準ではなく、台湾の基準を採用してもらいたい。これは、この作物が台湾からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 B 参照。また、回答 D もご参照下さい。            |
| 637 | プロフェノホスのだいこん類、はくさい、ケール、上記以外のあぶらな科野菜、レタス、たまねぎ、ねぎ、アスパラガス、上記以外のゆり科野菜、にんじん、セロリ、なす、きゅうり、かぼちゃ、すいか、上記以外のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、未成熟えんどう、レモン、グレープフルーツ、上記以外のかんきつ類果実について基準値案が示されていないが、これらの作物は台湾で基準値が設定されているので、台湾の基準値を採用してもらいたい。 | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 D 参照。                            |
| 638 | プロフェノホスのてんさいについて、登録保留基準が設定されているので、登録保留基準を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 B 参照。                            |
| 639 | プロフェノホスのホップ、豚の肝臓、豚のその他の内臓について基準値案が示されていないが、これらの作物は EU で基準値が設定されているので、EU の基準値を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 L 参照。                            |
| 640 | プロフェノホスのりんご、ごまの種子について基準値案が示されていないが、これらの作物は韓国で基準値が設定されているので、韓国の基準値を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答 D 参照。                            |
| 641 | プロフェノホスの芽キャベツ、カリフラワー、未成熟いんげん、オレンジについて基準値案が示されていないが、これらの作物はコーデックスで基準値が設定されているので、コーデックスの基準値を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | ご指摘のコーデックス基準値は、全て削除されています。          |

|     |   |                       |     |  |
|-----|---|-----------------------|-----|--|
| 642 | プロヘキサジオンカルシウム塩:食品名 :りんご、西洋なし、らっかせい 内容 :プロヘキサジオンカルシウム塩はUSAにおいてリンゴおよびラッカセイに使用実態があり、それらが輸入される可能性があることから、日本での暫基準設定に際しては使用実態を鑑み、USAでの基準値 (MRL) それぞれ 3ppm、1 ppm を採用頂きたくお願い致します。 | クマイ化学工業株式会社           | 166 | 回答 J 参照。   |
| 643 | プロメトリンのとうもろこしについて国内登録保留基準ではなく、米国の基準を採用してもらいたい。これは、この作物が米国からの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社        | 156 | 回答 B 参照。   |
| 644 | プロモプロピレートもメロン類果実、まくわうりについて登録保留基準が設定されているので、登録保留基準を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社        | 156 | 回答 B 参照。   |
| 645 | フロルフェニコール:スズキ目について、たまたま測定限界が低く、薬事法に基づく基準値は0.03ppmとなっているが、食の安全性の観点から見て、他の魚種より低い MRL を設定するのはおかしいと考える。よって、0.2ppm を提案する。  | 武田シェリングブラウアニマルヘルス株式会社 | 97  | 回答 B を御参照下さい。回答 V のとおり、摂取量の多少が、直ちに基準値の大小を決めるものではなく、残留性が基になるものと考えます。                        |
| 646 | フロルフェニコール:その他の魚介類について、国内より1オーダー高い MRL を設けるのは、日本の場合返って危険ではないか。具体的に魚種名がない場合、無理に設定すべきではないと考える。   | 武田シェリングブラウアニマルヘルス株式会社 | 97  | 暫定基準の設定については、回答 B を御参照下さい。なお、魚介類の分類については、No.46 の回答のとおり整理することとしています。                        |
| 647 | 米国において、マネブに大豆の基準があるが、暫定基準案にはない。   | 油糧輸出入協議会              | 215 | 当該基準は当方では確認できません。しかし、マネブ(ジチオカーバメートとして基準値案が示されています)の大豆の基準には、登録保留基準が既に採用されています。回答 B をご参照下さい。 |
| 648 | 米国において、ラムダシハロトリンに大豆の基準があるが、暫定基準案にはない。238.のシハロトリンと同じなのか。   | 油糧輸出入協議会              | 215 | ラムダ・シハロトリンは、シハロトリンとして基準値案が提案されています。  |
| 649 | ヘキサクロロベンゼン: IARC が 2 B と評価した物質であり、環境省が平成14年度に優先してリスク評価に取り組む物質としている環境ホルモン疑いがある物質であるから、不検出もしくは検出限界を   | 神山美智子                 | 158 | 回答 N 参照。   |

|     |  |                             |     |  |
|-----|--|-----------------------------|-----|--|
|     | 暫定規制値とすべきである。  |                             |     |  |
| 650 | ヘキシチアゾクス:そら豆について、コーデックス 基準を採用して基準値案を 0.5ppm に修正すべき。  | 日本曹達(株)                     | 112 | コーデックス基準の「Common Bean(pods and/or immature seeds)」は、未成熟いんげんに分類されます。従って、そら豆にはコーデックス基準は存在しません。 |
| 651 | ヘキシチアゾクス:トマトについて、国内使用のために登録保留基準値を参考にすべき。   | 日本曹達(株)                     | 112 | 回答 B 参照。   |
| 652 | ペノミル:すもも(プルーンを含む):ペノミル(138) 0.5 15(US) 今回の基準値案(PR-MRL)が米国のそれより低いので、米国と同等値に設定して頂きたい。  | California Dried Plum Board | 183 | 回答 S 参照。   |
| 653 | ヘプタクロル:IARC が 2B と評価している物質であり、環境省の環境ホルモンリスト掲載物であるから不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。   | 神山美智子                       | 158 | 回答 N 参照。   |
| 654 | ペルメトリン:カナダのカノーラ油(Canola)の MRL は 0.1ppm であるが、日本は 0.05ppm である。[原文英語]   | Canola Council of Canada    | 190 | 回答 M 参照。   |
| 655 | ペルメトリン:環境省の環境ホルモンリスト掲載物であるから、現行のポストハーベスト使用を前提とした基準を改め、原則として不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。   | 神山美智子                       | 158 | 回答 M 参照。   |
| 656 | ペルメトリン:次の基準値の追加・見直しをして欲しい。アメリカCFR (アルファルファ、セロリ、Leafy Vegetables wxcept Brassica、レタス、マッシュルーム、Other composite vegetables、もも、Pistachio、ほうれんそう、トマト)、CODEX基準値(オリーブ) | FMC Corporation(USA)        | 102 | 回答 M 参照。   |
| 657 | ペルメトリンのカリフラワー、きゅうり、かぼちゃ、メロン類果実、まぐわり、上記以外のナッツ類の現行基準を、米国の基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社              | 156 | 回答 M 参照。   |
| 658 | ペルメトリンのなたねの現行基準を、カナダの基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物がカナダからの輸入が想定されるた   | シンジェンタジャパン株式会社              | 156 | 回答 M 参照。   |

|     |   |                          |   |
|-----|---|--------------------------|---|
|     | めである。   |                          |   |
| 659 | <p>ベンツイミダゾール系の内寄生虫用剤であるフェバンテル(FBT)、フェンベンダゾール(FBD)、オックスフェンダゾール(OFD)の3剤は、組織残留物が類似していることから、食品中に残留する薬物の安全性評価は、これら3剤を1つのグループとして設定している。このように、グループで ADI が設定されている物質には、グループ MRLs という設定がなされている。更に、ベンツイミダゾール系の内寄生虫用剤にはアルベンダゾール、チアベンダゾール、フェンベンダゾールなどもあり、これらベンツイミダゾール系の内寄生虫用剤の毒性学的作用には、共通性がある。したがって、これらの MRLs については、個別のベンツイミダゾール系薬剤ごとに設定するのではなく、一括したグループ MRLs を採用すべきである。同様なことはアベルメクチン系統の抗菌性物質であるアバメクチン、イベルメクチン、モキシデクチン、エブルノメクチン、ドラメクチンについても行われるべきであると考え。</p> | 日本生活協同組合連合会              | 189<br><p>ご指摘のベンツイミダゾール系・アベルメクチン系物質につきましては、コーデックス及び諸外国においても個別物質について基準が設定されております。なお、JECFA においてグループ ADI が設定され、Codex において、グループ MRL が設定されている物質につきましては、グループ MRL を設定しております。</p> |
| 660 | <p>ボスカリド:この農薬は新たにカナダで登録され、カナダの MRL が同時に設定されるので、日本は、なたね(Canola)に MRL を設定する必要がある。[原文英語]</p>   | Canola Council of Canada | 190<br><p>ボスカリドは、現在正式な残留農薬基準の設定手続き中です。また、未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。</p>  |
| 661 | <p>ホセチル:「未成熟えんどう」と「上記以外のナッツ類」の基準値は米国の基準値を参考として提案されており、これらの数値はホセチル社のみに対する基準値である。したがって、規制対象化合物をホセチルと亜リン酸にすることは妥当ではない。</p>   | バイエルクロップサイエンス株式会社        | 54-2<br><p>ホセチルは登録保留基準を参考としていることから、暫定基準の対象化合物を登録保留基準の規制対象化合物であるホセチルと亜リン酸としていますが、ご指摘の作物はホセチルのみを基準とする米国基準であるので、脚注に「(未成熟えんどう及び上記以外のナッツ類を除く。)」を追加します。</p>                     |

|     |   |                   |      |  |
|-----|---|-------------------|------|--|
| 662 | ホセチル:「未成熟えんどう」と「上記以外のナッツ類」以外の基準値は、現行基準または登録保留基準を参考として提案されている。ホセチルの現行基準及び登録保留基準の規制対象化合物はホセチルと亜リン酸であるが、亜リン酸が肥料として使用されていることから、暫定基準の規制対象化合物はホセチルのみとすることが妥当と考える。 | バイエルクロップサイエンス株式会社 | 54-2 | ホセチルは登録保留基準を参考としていることから、暫定基準の対象化合物を登録保留基準の規制対象化合物であるホセチルと亜リン酸としていますが、ご指摘の作物はホセチルのみを基準とする米国基準であるので、脚注に「(未成熟えんどう及び上記以外のナッツ類を除く。)」を追加します。 |
| 663 | ホセチルアルミニウムは、ホセチルと考えてよいのか。   |                   | 井上靖之 | 9ホセチルとして考えます。  |
| 664 | ホップについて、チェコの基準を採用してもらいたい。[原文英語]   | Zetec Hop Co.Ltd  |      | 148回答R参照。  |
| 665 | ポリオキシシン:日本での登録農薬であり、日本や中国で実際に使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考に中国での残留基準はいちごにない。参考に登録保留基準は「いちご」にない。)   | アヲハタ株式会社          |      | 107ポリオキシシンは、抗生物質としての活性があるため、抗生物質に係る規則が準用されます。  |
| 666 | ホルクロールフェヌロン:ホルクロールフェヌロンについて、ホルクロールフェヌロンの誤記ではないか。  | 協和発酵工業株式会社        |      | 5ご指摘のとおりですので、修正致します。   |
| 667 | ホルベット:あずきについて、暫定基準値案の設定はないが、当社で予備的に行った作物残留試験の結果から、分析値は0.08ppmであったことから、暫定基準値を0.3ppmとすることを希望する。   | アリスタ ライフサイエンス(株)  |      | 213未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。   |
| 668 | ホルベット:きゅうりについて、現行の残留基準値は2ppmであるが、当社で行った作物残留試験によると5ppmが適当である。日本では果菜類の作残は収穫前日のデータが要求されており、海外と比較して高い分析値が出やすい。日本での実用を考慮して5ppmへの引き上げを希望する。                       | アリスタ ライフサイエンス(株)  |      | 213回答M参照。  |

|     |   |  |                 |                                     |
|-----|---|--|-----------------|-------------------------------------|
| 669 | ホルペット:ドイツでは、銅(ホップ)に 120ppm の基準を置いている。基準値案では 0.01ppm しかなく、再考を求める。[原文英語] (3 件)  | HVG Hopfenverwertungsgenossenschaft e. G., Verband deutscher Hopfenpflanzer e.V., Joh. Barth&Sohn GmbH&Co. KG(Germany) | 35<br>52<br>103 | 回答 R 参照。                            |
| 670 | ホルペット:トマトについて、残留基準値は 3ppm であるが、当社で行った作物残留試験によると 5ppm が適当である。日本では、果菜類の作残は収穫前日のデータが要求されており、海外と比較して高い分析値が出やすい。日本での実用を考慮して 5ppm への引き上げを希望する。                      | アリスタ ライフサイエンス(株)   | 213             | 回答 M 参照。                            |
| 671 | ホルペット:はくさいについて、暫定基準値案の設定はないが、当社で作物残留試験の結果から、暫定基準を 5ppm とする事を希望する。   | アリスタ ライフサイエンス(株)   | 213             | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。 |
| 672 | ホルペット:ばれいしょについて、残留基準値は 0.02ppm であるが、当社で予備的に行った作物残留試験によると 0.01ppm であった。また、コーデックス委員会では現行の 0.02ppm から 0.1ppm への引き上げを検討している。これらを考慮に入れ、0.1ppm への引き上げを希望する。         | アリスタ ライフサイエンス(株)   | 213             | 回答 M 参照。                            |
| 673 | ホルペット:ぶどうについて、現行の残留基準値の 2ppm は、当社で行った作物残留試験の結果と大きな乖離がみられた。農薬登録はぶどうの晩腐病、べと病での申請を予定しているが、小粒種でもこれらの病害の被害は激しく農薬散布を必要としており、広く本農薬が処理できるよう暫定基準を 25ppm へ引き上げることを希望する。 | アリスタ ライフサイエンス(株)   | 213             | 回答 M 参照。                            |
| 674 | ホルペット:ホップの基準値 120.0ppm がない。これが、2004 年までに、アメリカでインポートトレランス制度に基づいた基準が設定される予定であり、暫定基準への収載を願いたい。[原文英語]   | U.S. Hop Industry Plant Protection Committee   | 94              | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。 |

|     |   |                            |     |                                     |
|-----|---|----------------------------|-----|-------------------------------------|
| 675 | ホルペット: 茶について、暫定基準値案の設定はないが、当社で行った作物残留試験の結果から、分析値は2.5ppmであったことから、暫定基準値を5ppmとすることを希望する。   | アリスタ ライフサイエンス(株)           | 213 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。 |
| 676 | ホルペット: 日本の MRL リスト(ホップ)にないが、ドイツ MRL120ppm、US の MRL120ppm である。ホルペットは昨年よりドイツと EU において広く使用されている。日本においても、ホップに基準を設定してもらいたい。[原文英語]  | Joh. Barth&Sohn GmbH&Co.KG | 103 | 回答R参照。                              |
| 677 | マラチオン: マラチオンの残留基準値は低すぎる。最低基準値を少なくとも1ppm 上げるべきである。マラチオンは、穀物にかびが繁殖するのを抑制するために、穀物エレベーターで使われているため、残留農薬として大豆から検出される可能性がある。散布後すぐにスプレーされた面と接触することになる大豆は、場合によっては、これが一部付くこともある。EPA の基準値は8ppm であり、0.5ppm とする日本の基準値案よりずっと高く設定されている。1998年に行った試験では、総検体の41%から 0.003-0.191ppm のレベルで残留農薬が検出されている。 | アメリカ大豆協会                   | 194 | 回答M参照。                              |
| 678 | マラチオン: マラチオンの豆類におけるコーデックスの残留基準値は8ppm であるが、日本は0.5ppm であり、コーデックスの基準に近づけることを提案する。もし、8ppm が採用できないのであれば、中間の3ppm を望む。これは、カナダの数値である。[原文英語]   | PULSE CANADA               | 202 | 回答M参照。                              |
| 679 | マラチオン: 環境省環境ホルモンリスト掲載物であり、フェニトロチオン同様、ポストハーベスト使用を前提とした小麦の8ppm などの基準値があるので、他に振り分けるADIはないことになる。よって現行基準を改め、さらに原則として不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。  | 神山美智子                      | 158 | 回答M参照。                              |

|     |  |               |     |  |
|-----|--|---------------|-----|--|
| 680 | <p>マルボフロキサシン:牛の筋肉(海外0.2ppm)脂肪(海外0.05ppm)、<br/>         肝臓(海外0.2ppm)、腎臓(海外0.2ppm)、乳(海外0.08ppm):原案<br/>         (海外基準)での設定でお願いしたい。</p> <p>牛のその他の内臓:その他の内臓は摂取する機会が少ないことから<br/>         肝臓と同等(0.2ppm)の設定をお願いしたい。</p> <p>豚の筋肉(海外0.2ppm)脂肪(海外0.05ppm)、肝臓(海外0.2ppm)、<br/>         腎臓(海外0.2ppm):原案(海外基準)での設定でお願いしたい。</p> <p>豚のその他の内臓:その他の内臓は摂取する機会が少ないことか<br/>         ら肝臓と同等(0.2ppm)の設定をお願いしたい。</p> <p>鶏の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、その他の内臓:測定可能な0.05ppm<br/>         に設定をお願いしたい。</p> <p>その他の動物:獣医師の治療時に休薬期間の設定に対し、参考にな<br/>         るデータが無いこと及びこれらの動物は摂取する機会が少ないこ<br/>         とから設定をしないでいただきたい。</p> | ファイザー株式会社     | 149 | <p>暫定基準の設定にあたっては、回答Bを参照してください。牛と豚のその他の内臓につ<br/>         いては、回答Eにあるように、使用が認められている動物種については、暫定基準の設<br/>         定について検討したいと考えています。鶏については、国内、国外において参考とする<br/>         基準が設定されておらず、使用もされていないと考えられることから、御要望にそうこ<br/>         とは困難です。</p> |
| 681 | <p>マンゼブ:上記以外のせり科野菜:基準値案0.4ppmを米国でのジ<br/>         ネブ換算の基準値2ppm(CS2として1ppm)に上げる。米国から高<br/>         麗人参が日本に輸出されている。</p>   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答B参照。   |
| 682 | <p>マイクロブタニル:アーモンド:基準値案0.08ppmを米国での残留基準<br/>         値である0.1ppmに上げる。日本に米国から輸入されている。</p>   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答J参照。   |
| 683 | <p>マイクロブタニル:おうとう:基準値案4ppmを米国での残留基準値<br/>         (Section 180.443)である5ppmに上げる。日本に輸入されている「お<br/>         うとう」の主要産国は米国。</p>  | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答M参照。   |
| 684 | <p>マイクロブタニル:バナナ:基準値案2ppmを米国での残留基準値<br/>         (Section 180.443)4ppmに上げる。</p>   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答M参照。   |
| 685 | <p>マイクロブタニル:ホップ:基準値案2ppm(コーデックス)を米国での残<br/>         留基準値である5ppmに上げる。</p>   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答S参照。   |



|     |   |               |     |        |
|-----|---|---------------|-----|--------|
| 686 | マイクロブタニル:もも、ネクタリン、あんず、すもも:基準値案 1ppm を米国での残留基準値である 2ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。                                   | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答M参照。 |
| 687 | マイクロブタニル:牛の肝臓:基準値案 0.01ppm を米国での基準値である 1ppm に上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。  | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答S参照。 |
| 688 | マイクロブタニル:牛の腎臓、牛のその他の内臓等:基準値案 0.01ppm を米国での基準値である 0.2ppm に上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。                              | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答S参照。 |
| 689 | マイクロブタニル:牛の肉(筋肉):基準値案 0.01ppm を米国での基準値である 0.1ppm に上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。                                     | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答S参照。 |
| 690 | マイクロブタニル:牛の肉(脂肪)、豚の肉(脂肪)、羊の肉(脂肪)、馬の肉(脂肪筋肉)、山羊の肉(脂肪):基準値案 0.04ppm を米国での基準値である 0.05ppm に上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。 | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答J参照。 |
| 691 | マイクロブタニル:上記以外のベリー類果実:基準値案 1ppm を米国での残留基準値である 2ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答M参照。 |
| 692 | マイクロブタニル:豚のその他の内臓等、羊のその他の内臓等、馬のその他の内臓等、山羊のその他の内臓等:基準値案 0.09ppm を米国での基準値である 0.2ppm に上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。    | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答J参照。 |
| 693 | マイクロブタニル:豚の肝臓、羊の肝臓、馬の肝臓、山羊の肝臓:基準値案 0.4ppm を米国での基準値である 1ppm に上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。                           | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答J参照。 |
| 694 | マイクロブタニル:豚の腎臓、羊の腎臓、馬の腎臓、山羊の腎臓:基準値案 0.09ppm を米国での基準値である 0.2ppm に上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。                        | ダウ・ケミカル日本株式会社 | 125 | 回答J参照。 |

|     |  |                        |            |   |
|-----|--|------------------------|------------|---|
| 695 | <p>マイクロタニル:豚の肉(筋肉)、羊の肉(筋肉)、馬の肉(筋肉)、山羊の肉(筋肉):基準値案 0.05ppm を米国での基準値である 0.1ppm に上げる。米国はこれらの肉の日本への主要輸出国。</p>   | ダウ・ケミカル日本株式会社          | 125        | 回答 J 参照。  |
| 696 | <p>メコプロップ:Mecoprop(除草剤)については、カナダにおいて一律基準 0.1ppm が採用されている。しかし、今回の基準案で農薬名としてリストアップされていない。参考資料(同旨 2 件)</p>  | 日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社 | 209<br>210 | ご照会の物質は、現段階では、一律基準の対象となります。必要があれば、別途、資料を添えてポジティブリスト対象外の要請をしてください。 |
| 697 | <p>メソミル・チオジカルブ:なつみかんの果実全体、上記以外のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なしにおいて、コーデックス基準が採用されているが、日本において審査された登録保留基準値を採用すべきである。</p>  | バイエルクロップサイエンス株式会社      | 54         | コーデックス基準では不十分とする合理的な根拠があるのであれば、回答 G を参考に個別具体的にご提出下さい。             |
| 698 | <p>メソミル・チオジカルブ:ばれいしょ、たまねぎ、すいかについて、類型 1-1 ではなく類型 1-2 を適用し、登録保留基準を採用して欲しい。</p>   | デュボン株式会社               | 25         | コーデックス基準では不十分とする合理的な根拠があるのであれば、回答 G を参考に個別具体的にご提出下さい。             |
| 699 | <p>メソミル・チオジカルブ:鶏の卵、七面鳥の卵、上記以外の家禽の卵では、豪州において基準値が 0.02ppm と設定されているのに、採用されていない。この基準値は、豪州における本化合物のこれらの家禽の卵における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物をを施用した作物を家禽が摂取した結果、本化合物が当該基準値未満の濃度でこれら家禽の卵から検出される可能性がある。従って、豪州の基準値に基づき、基準値 0.02ppm を設定する必要があると考える。</p> | バイエルクロップサイエンス株式会社      | 54         | 回答 L 参照。  |
| 700 | <p>メタアルデヒド:今回は記載されていないが、海外では使用実態があるため、個別基準の設定を行うべきである。日本で登録もある。</p>  | 株式会社ニチレイ               | 88         | No.614 として、基準値案が示されています。  |
| 701 | <p>メタミドホス:アスパラガス、おぐらの基準値は 0.2ppm になっているが、日本人の摂取量、他の野菜における残留基準値を鑑みると、1ppm での設定が妥当であると考えられる。他の野菜との整合性を</p>   | シーオン株式会社               | 32         | 暫定基準値の設定方法については、回答 B を参照してください。                                   |

|     |   |                  |     |  |
|-----|---|------------------|-----|--|
|     | 考慮して欲しい。  |                  |     |  |
| 702 | メタミドホス:えだまめについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(0.5ppm)を要望する(データ添付)。                                   | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 当該作物については、登録保留基準がないことから、暫定基準の設定が出来ません。 |
| 703 | メタミドホス:かきについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(2ppm)を要望する(データ添付)。                                       | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 当該作物については、登録保留基準がないことから、暫定基準の設定が出来ません。 |
| 704 | メタミドホス:かぶ類の根について、オルトラン粒剤が既登録であるため、新規設定(0.3ppm)を希望する(データ添付)。                                       | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 当該作物については、登録保留基準がないことから、暫定基準の設定が出来ません。 |
| 705 | メタミドホス:かぶ類の葉について、オルトラン粒剤の本作物における作物残留試験結果(データ添付)に基づき、厚生労働省案0.7ppmから1ppmへの変更を要望する。                  | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。    |
| 706 | メタミドホス:ごぼうについて、オルトラン水和剤、粒剤が既登録であるため、新規設定(0.5ppm)を要望する。  | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 当該作物については、登録保留基準がないことから、暫定基準の設定が出来ません。 |
| 707 | メタミドホス:しょうがについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(0.05ppm)を要望する(データ添付)。                                  | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 当該作物については、登録保留基準がないことから、暫定基準の設定が出来ません。 |
| 708 | メタミドホス:だいこん類(ラディッシュを含む)の根について、オルトラン水和剤、粒剤が既登録であるため、新規設定(0.3ppm)を希望する(データ添付)。                      | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 当該作物については、登録保留基準がないことから、暫定基準の設定が出来ません。 |
| 709 | メタミドホス:だいこん類(ラディッシュを含む)の葉について、オルトラン水和剤、粒剤の本作物における作物残留試験結果(データ添付)に基づき、厚生労働省案0.5ppmから1ppmへの変更を要望する。 | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。    |
| 710 | メタミドホス:たまねぎについて、オルトラン水和剤が既登録であるため、新規設定(0.1ppm)を要望する(データ添付)。                                       | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 当該作物については、登録保留基準がないことから、暫定基準の設定が出来ません。 |
| 711 | メタミドホス:とうもろこしについて、オルトラン水和剤、粒剤の本作物における作物残留試験結果(データ添付)に基づき、厚生労働省案0.1ppmから0.3ppmに変更を希望する。            | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。    |

|     |  |                  |     |                                     |
|-----|--|------------------|-----|-------------------------------------|
| 712 | メタミドホス：にんにくについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(0.1ppm)を要望する(データ添付)。  | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。 |
| 713 | メタミドホス：ぶどうについて、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(1ppm)を要望する(データ添付)。   | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。 |
| 714 | メタミドホス：レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)について、オルトラン水和剤の本作物(サラダ菜)、及びオルトラン粒剤の本作物(レタス)における作物残留試験結果(データ添付)に基づき、現行の残留基準値 1ppm から 2ppm への変更を要望する。 | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 回答M参照。                              |
| 715 | メタミドホス：小豆類について、オルトラン水和剤が既登録であるため、新規設定(0.5ppm)を希望する(データ添付)。   | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。 |
| 716 | メタミドホス：上記以外のきく科野菜について、オルトラン水和剤の本作物(ふき)における作物残留試験結果(データ添付)に基づき、厚生労働省案 0.5ppm から 1ppm への変更を要望する。                             | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。 |
| 717 | メタミドホス：上記以外の果実類について、オルトラン水和剤の本作物(いちじく)における作物残留試験結果(データ添付)に基づき、現行の残留基準値 0.1ppm から 2ppm への変更を要望する。                           | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 回答M参照。                              |
| 718 | メタミドホス：茶について、オルトラン水和剤が本作物に既登録であるため、新規設定(3ppm)を要望する(データ添付)。   | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。 |
| 719 | メタミドホス：未成熟いんげんについて、オルトラン水和剤の本作物における作物残留試験結果(データ添付)に基づき、新規設定(2ppm)を要望する。  | アリスタ ライフサイエンス(株) | 213 | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。 |
| 720 | メタラキシル：日本で登録されており、実際に日本・中国で使用されている農薬であるので、この農薬も暫定基準(第一次案)に加えるべきである。(参考に登録保留基準は「果実」で 1ppm である。)(参考に中国残留基準値項目はあるが、杏は設定無し。)   | アヲハタ株式会社         | 107 | No.609 に既に基準値案が示されています。             |

|     |  |     |  |
|-----|--|-----|--|
| 721 | メタラキシル及びメフェノキサムの米、大豆、ばれいしょ、キャベツ、芽キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー、アスパラガス、にんじん、トマト、ピーマン、上記以外のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン類果実、まくわうり、未成熟えんどう、上記以外の野菜、ラズベリー、アボガド、ひまわりの種子、綿実について登録保留基準が設定されているので、登録保留基準を採用してもらいたい。 | 156 | コーデックス基準では不十分とする合理的な根拠があるのであれば、回答 G を参考に個別具体的にご提出下さい。  |
| 722 | メタラキシル及びメフェノキサム：基準値がどちらの農薬に換算するのか脚注の記載がない。   | 203 | 「両物質はアイソマーであって、分析法では区別できない。メフェノキサムはメタラキシルの異性体であり、メタラキシルとして基準を設定することとする。」旨を脚注に明記します。              |
| 723 | メタラキシル及びメフェノキサムの小麦、大麦、とうもろこし、上記以外の穀類、らっかせい、エンダイブ、レタス、たまねぎ、ねぎ、パセリ、セロリ、ほうれんそうの基準値案に米国の基準に変更してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。  | 156 | 小麦、大麦、とうもろこし、上記以外の穀類、らっかせい、レタス、たまねぎ、ほうれんそうについては、回答S参照。エンダイブ、ねぎ、パセリ、セロリについては、回答B参照。               |
| 724 | メチダチオンのかぼちゃ、マッシュルームの基準値案に韓国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が韓国からの輸入が想定されるためである。  | 156 | 回答D参照。   |
| 725 | メチダチオンの小麦、大麦、ライ麦、牛の乳(脂肪)、羊の乳(脂肪)、山羊の乳(脂肪)、上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)、鶏の卵(卵黄)、七面鳥の卵(卵黄)、上記以外の家禽の卵(卵黄)について基準値案が示されていないが、これらの作物はEUで基準値が設定されているので、EUの基準値を採用してもらいたい。                                      | 156 | 回答L参照。   |
| 726 | メチダチオンのだいこん類、アーティチョーク、きゅうり、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、アボガド、パイナップル、ベにばなの種子、なたね、ペカン、アーモンド、くるみ、上記以外のナッツ類、茶、について登録保留基準が設定されているので、登録保留基準を採用してもらいたい。                                       | 156 | コーデックス基準では不十分とする合理的な根拠があるのであれば、回答 G を参考に個別具体的にご提出下さい。また、なつみかんの果実全体につきましては、かんきつ類果実との整合性を考慮したものです。 |

|     |   |                |     |                                   |
|-----|---|----------------|-----|-----------------------------------|
| 727 | メチダチオンのマルメロ、牛の乳、羊の乳、山羊の乳、上記以外の陸棲哺乳類の乳の基準値案にEUの基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物がEUからの輸入が想定されるためである。                                       | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答L参照。                            |
| 728 | メチダチオンのみかんの基準値案に米国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。  | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答S参照。                            |
| 729 | メチダチオンのレタス、マンゴーの基準値案にオーストラリアの基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物がオーストラリアからの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答B参照。                            |
| 730 | メチダチオンの牛の肝臓、豚の肝臓、羊の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、羊の腎臓、牛のその他の内臓等、豚のその他の内臓等、羊のその他の内臓等について基準値案が示されていないが、これらの作物はFAOで基準値が設定されているので、FAOの基準値を採用してもらいたい。 | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 回答H参照。                            |
| 731 | メチダチオンの植物油について基準値案が示されていないが、これらの作物はオーストラリアで基準値が設定されているので、オーストラリアの基準値を採用してもらいたい。   | シンジェンタジャパン株式会社 | 156 | 加工食品については、Codex基準意外は今回参考としておりません。 |
| 732 | メトキシフェニド: あんず: 基準値案 2ppm を米国での基準値である 3ppm に上げる。   | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答B参照。                            |
| 733 | メトキシフェニド: おうとう: 基準値案 2ppm を米国での基準値である 3ppm に上げる。日本に輸入されている「おうとう」の主要産国は米国。   | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答B参照。                            |
| 734 | メトキシフェニド: すいか: 米国での基準値である 0.3ppm を適用する。2002年日本に輸入されたすいかの19%は米国からの輸入。  | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | ご指摘の通り、修正いたします。                   |
| 735 | メトキシフェニド: ネクタリン: 基準値案 2ppm を米国での基準値である 3ppm に上げる。日本に米国から輸入されている。  | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | 回答B参照。                            |
| 736 | メトキシフェニド: メロン: 米国での基準値である 0.3ppm を適用する。2002年日本に輸入されたメロンの29%は米国からの輸入。  | ダウ・ケミカル日本株式会社  | 125 | ご指摘の通り、修正いたします。                   |

|     |   |  |       |   |
|-----|---|--|-------|---|
| 737 | メトスラム:本化合物は、豪州において基準値が設定されているのに、採用されていない。これら基準値は、豪州における本化合物の食品における定量限界値と等しいため、今回の暫定基準設定の際には参照されていないと推察される。しかし、本化合物は豪州国内で登録されていることから、豪州の基準値に基づき、基準値を設定すべきである。                          | バイエルクロップサイエンス株式会社  | 76    | 回答L参照。  |
| 738 | メトラクロール:海外での使用はほとんど S-メトラクロールであることから、S-メトラクロールの記載を追加することを希望する。  | シンジェンタジャパン株式会社   | 156   | S - メトラクロールについて、当方では確認できません。構造式を含めた資料をご提出下さい。                           |
| 739 | メトラクロール及び S - メトラクロールのとうもろこし、ねぎの基準値案に申請中の米国の基準を採用してもらいたい。これは、これらの作物が米国からの輸入が想定されるためである。   | シンジェンタジャパン株式会社   | 156   | 未だ正式な基準となっていないものについて、参考とすることはできません。                                     |
| 740 | メピコートクロリド :本有効成分の暫定基準(第 1 次案)の作物名「茶」では、基準値案も登録保留基準も記載がない。しかしながら本有効成分は「茶」において、農薬登録保留基準 10ppm が設定されており、暫定基準(第 1 次案)の登録保留基準の欄に記載が無いのは間違いであり記載されるべきである。また、現行登録保留基準 10ppm を基準値案に移行すべきと考える。 | BASF アグロ株式会社   | 138   | ご指摘のとおりですので、修正致します。   |
| 741 | もし現状の基準値のまま暫定基準が施行されると、将来、ドイツから日本へのホップの輸出に(ドイツの生産量の 1 割を占める)重大な問題が生じると考えられる。基準の設定に当たっては、ドイツの現行基準が適用できるよう、参考にして欲しい。[原文英語] (同旨 2 件)   | HVG<br>Hopfenverwertungsgenossenschaft<br>e. G., · Verband deutscher<br>Hopfenpflanzer e.V.(Germany) | 35・52 | 回答R参照。  |
| 742 | モネンシンの家禽については、主要な家禽である鶏の値に準拠して、その他の家禽についても設定してもらいたい。  | 日本イーライリリー株式会社  | 216   | 畜水産食品の分類については、No.46 の回答のとおり整理することとしており、七面鳥の基準をもって、その他の家禽の基準としたいと考えています。 |
| 743 | モネンシンの哺乳動物については、主要動物種以外についても、通常の定量限界 0.05ppm を採用してもらいたい。  | 日本イーライリリー株式会社  | 216   | 畜水産食品の分類については、No.46 の回答のとおり整理することとしており、山羊の基準をもって、その他の哺乳類の基準としたいと考えています。 |

|     |   |                         |     |   |
|-----|---|-------------------------|-----|---|
| 744 | モノクロトホス:未成熟いんげんは、CODEX基準を採用して暫定基準値 0.2ppm となっているが、体重 50kg の人が1日に 150g 以上食べると、ADI0.0006mg/kg/day を超えてしまう。登録保留基準では 0.05ppm となっており、実態に即しているのではないか。   | 兵庫県立健康環境科学研究所           | 31  | 今回の暫定基準値の作成にあたっては、ADIを個別に評価している余裕がないことから、回答Bの要領に従って行っているところです。また、TMDI方式による試算では、マーケットバスケット調査との比較からも、過剰な摂取予測となることが確かめられています。            |
| 745 | モノクロトホス:綿実油:コーデックスでは綿実にモノクロトホスのMRL が定められている(コーデックスホームページ情報、1999年現在)が、暫定基準にないのは、なぜですか。   | 国立医薬品食品衛生研究所            | 203 | 綿実には既に 0.1ppm の基準値が設定されています。  |
| 746 | ラクタミンの牛について、米国でトレランスが設定され、オーストラリアで豚の MRL が設定されたので、採用してもらいたい。  | 日本イーライリリー株式会社           | 216 | 平成16年2月5日食安発第 0205001 号にて厚生労働省医薬食品局食品安全部長より各都道府県知事等へ通知した「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に従い提出いただいておりますので、本基準の設定について検討する予定としています。 |
| 747 | リニュロン:リニュロンのばれいしょの日本MRL案は0.1ppmであり、USのMRLは1.0ppmである。USのトレランスが考慮されることを望む。[原文英語]  | National Potato Council | 187 | コーデックス基準では不十分とする合理的な根拠があるのであれば、回答 G を参考に個別具体的にご提出下さい。   |
| 748 | リニュロンのとうもろこしについて、登録保留基準ではなく、ブラジルの基準を採用してもらいたい。  | 飼料輸出入協議会                | 207 | 回答D参照。  |
| 749 | リンコマイシン:牛の筋肉(海外 0.2ppm)、脂肪(海外 0.05ppm)、肝臓(海外 0.4ppm)、腎臓(海外 0.9ppm)、その他の内臓(海外 0.2ppm):原案(海外基準)での設定でお願いしたい。豚の筋肉(コーデックス 0.2ppm)、脂肪(コーデックス 0.1ppm)、肝臓(コーデックス 0.5ppm)、腎臓(コーデックス 1.5ppm):原案(コーデックス基準)での設定でお願いしたい。豚のその他の内臓(薬事法 0.05ppm):その他の内臓は摂取する機会が少ないことからコーデックスの肝臓(0.5ppm)と同等の設定でお願いしたい。鶏の筋肉(コーデックス 0.2ppm)、脂肪(コーデックス 0.1ppm)、肝臓(コーデックス 0.5ppm)、腎臓(コーデックス 0.5ppm):原案(コーデックス基準)での設定でお願いしたい。鶏のその他の内臓(薬事法 0.02ppm):その他の内臓 | ファイザー株式会社               | 149 | 暫定基準の設定については、回答Bを参照してください。また No.46 の回答にもあり、畜水産食品の分類については、整理したいと考えます。  |



|     |   |                             |     |   |
|-----|---|-----------------------------|-----|---|
|     | は摂取する機会が少ないことからコーデックスの肝臓と同等(0.5ppm)の設定でお願いしたい。その他の動物:これらの動物を摂取する機会が少ないことから設定をしないでいただきたい。  |                             |     |   |
| 750 | リン化アルミニウム:残留に関する審査の際には、米国等における本農薬の考え方、状況をもとに、同様のお考えを導入していただきたい。   | リン化アルミニウム工業会(デゲシユ・ジャパン株式会社) | 206 | リン化アルミニウムは、リン化水素として基準値案が示されています。  |
| 751 | ルフェヌロンの上記以外のなす類について基準値案が示されていないが、これらの作物は韓国で基準値が設定されているので、韓国の基準値を採用してもらいたい。  | シンジェンタジャパン株式会社              | 156 | 回答D参照。  |
| 752 | レイシは、現行の残留農薬基準にはカテゴリーがあるのに、暫定基準には掲載されていない。将来、日本向けレイシの残留農薬検査は、現行の基準のみをクリアすればよいと解釈していいか。(国民待遇原則に合致することにもなる)[台湾製日本語翻訳]   | 中華民国行政院                     | 81  | 「レイシ」は、ムクロジ科レイシ属の果実であり、「その他の果実」に分類されます。現行基準、暫定基準に関わらず、「その他の果実」の基準全てが適用されることとなります。 |
| 753 | 亜リン酸(Phosphorous acid):オーストラリアは、亜リン酸と亜リン酸塩がUSAにおける一般的に安全と見なされている(GRAS)という条件から、除外されていることに注意する。この化合物は近年、APVMAよりFSANZへMRLを必要としない物質とするよう、勧告された。日本において、この物質の取扱はどのようになっているのか。[原文英語] | オーストラリア政府(DAFF)             | 199 | 回答O参照。  |

|     |  |                             |     |        |
|-----|--|-----------------------------|-----|--------|
| 754 | <p>塩酸ホルメタネート: すもも( プルーンを含む ): 塩酸ホルメタネート<br/>(103) 1 2(US) 今回の基準値案 (PR-MRL)<br/>が米国のそれより低いので、米国と同等値に設定して頂きたい。</p>   | California Dried Plum Board | 183 | 回答J参照。 |
| 755 | <p>下記表 1 の農薬について、りんごについて中国、チリで使用されて<br/>いる農薬であり、日本のポジティブリストにも乗せて戴きたい。もし<br/>残留基準値が設定できない場合でも、ポジティブリストという呼び方<br/>なので、掲載されていない農薬は使用してはいけないと思うヒトが<br/>多いと考えられるのでリストに載せていただきたい。表 1 No 化合<br/>物名 使用国名 1 Isoprocarb 中国 2 Chlorobenzilate 中国 3<br/>Dimetryn 中国 4 Thenylchlor 中国 5 Fenazaquin チリ</p> | キョーマン株式会社                   | 160 | 回答D参照。 |
| 756 | <p>下記表2の農薬(略)についても、パイナップルの輸出国であるフィリ<br/>ピンで使用許可された農薬であり、日本のポジティブリストにも乗せ<br/>て戴きたい。もし残留基準値が設定できない場合でも、ポジティブリ<br/>ストという呼び方なので、掲載されていない農薬は使用してはいけ<br/>ないと思うヒトが多いと考えられるのでリストに載せていただきたい。</p>  | キョーマン株式会社                   | 163 | 回答D参照。 |
| 757 | <p>下記表2の農薬についても、トマトについてイタリア、アメリカで使用<br/>許可された農薬であり、日本のポジティブリストにも乗せて戴きた<br/>い。もし残留基準値が設定できない場合でも、ポジティブリストとい<br/>う呼び方なので、掲載されていない農薬は使用してはいけないと思<br/>うヒトが多いと考えられるのでリストに載せていただきたい。表 2<br/>(略)</p>  | キョーマン株式会社                   | 161 | 回答D参照。 |
| 758 | <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、第1種特<br/>定化学物質(難分解性、蓄積性、長期毒性あり)に指定されている<br/>物質であり、環境省が平成14年度優先してリスク評価に取り組む<br/>としている物質であるから、不検出もしくは検出限界を暫定基準値<br/>とすべきである。</p>   | 神山美智子                       | 158 | 回答N参照。 |

|     |   |             |     |   |
|-----|---|-------------|-----|---|
| 759 | <p>基準値案は、「カルベンダジム換算で示している」との脚注にも係わらずカルベンダジム換算されていない。参考基準値の中でコーデックス、豪州、加国、NZ はカルベンダジム換算だが、登録保留基準と米国はチオファネートメチルとしての基準値である。従って、登録保留基準と米国基準を参考とする場合は、換算係数(分子量比: 191.2/342.4=0.558)を掛けて基準値を設定すべきである。</p>   | 日本曹達(株)     | 114 | ご指摘のとおり、修正します。                            |
| 760 | <p>現行の農薬の残留基準は、発酵茶(ウーロン茶・紅茶)は70農薬、不発酵茶(緑茶)80農薬であるが、今回の暫定基準には133農薬(暫定基準128+不検出5)となっている。その他の農薬は一律基準となるのか?</p>   | 三井物産株式会社    | 136 | 現行基準は、暫定基準施行後もそのまま適用されます。                 |
| 761 | <p>項目によっては、「さけ」「ます」「その他鮭類」となっているものと、「ます」が無かったり、「その他鮭類」がなかったりするものがある。各項目を統一し、またそれぞれの定義を明確にして欲しい。</p>   | (社)日本冷凍食品協会 | 27  | 魚介類の分類につきましては、No.46 の回答のとおり、整理することとしています。 |
| 762 | <p>残留する代謝物又は分解物が同一であるものについては、当該代謝物また分解物につき基準を作成する、また、農薬等の成分が異なるものの分析対象となる物質が同一とならざるを得ないものについては、その分析対象物ごとに基準を作成する(案)となっていますが、例えば、「カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチル」は一括しての基準値、「カルボスルファン及びカルボフラン」の場合は個別の基準値、「アラニカルブ、メソミル及びチオジカルブ」は「アラニカルブ」と「メソミル及びチオジカルブ」の組み合わせによる基準値案が示されています。カルベンダジムのコーデックス基準では、農産物ごとに由来する元の農薬が規定されています。なお、ベノミルはカルベンダジムとして検出されますが、カルベンダジム、チオファネートメチル、カルボスルファン、カルボフラン、アラニカルブ、メソミル及びチオジカルブは、条件により一部分解等は見られますが、そのまま検出できます。上記の例で、カルボスルファン、カルボフラン及びアラニカルブについては個別の暫定基準が設定された理由</p> | 永山敏広        | 77  | 回答 P をご参照ください。                            |

|  |                            |  |
|--|----------------------------|--|
| <p>を教えてください。また、上に例示したような単独で測定可能な農薬を一括りにした場合、今後同様な農薬が開発された場合は、この括りの中で規制されるのでしょうか？</p>   |                            |  |
| <p>763 次の農薬がリストに載っていないので、加えて欲しい。(カスガマイシン、クロルベンズロン、ジアンガンマイシン、バリダマイシン、ブタクロール、ポリオキシン、リバリリン、Thilphanate-methyl、ゼータシペルメトリン)</p>   | <p>(社)日本冷凍食品協会</p>         | <p>27 登録保留基準、薬事法における承認の際の定量限界、コーデックス基準及び参考としている5カ国に基準がない農薬については、今回暫定基準の作成対象としておりません。また、ゼータシペルメトリンについては、シペルメトリンの基準で対応することとしており、脚注で明記します。</p> <p>なお、基準値設定等の要望がある場合には、別途、要請制度を設けておりますので、必要な書類を添えて要請していただくこととなります。</p> |
| <p>764 次の物質及び食品についてリストへの掲載を希望する。(フルメキン(えび)、スルファメラジン、スルファジミジン、スルファジメトキシリン、スルファキノキサリン、ピリメタリン、ナイカルバジン、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン(うなぎ、うなぎ目)、オキサリリン酸、スルファモノメトキシリン(うなぎ)) (同旨2件)</p> | <p>マル八株式会社・(社)日本冷凍食品協会</p> | <p>26・27 暫定基準の設定については、回答Bを参照してください。また、フルメキンについては、No.856の回答を御参照ください。</p>  |

|     |   |                 |     |   |
|-----|---|-----------------|-----|---|
| 765 | 臭化メチル:国際的に徐々に使用されなくなっているが、オーストラリアは臭化メチルについて、穀類に50ppmのMRLを設定しており、植物防疫所で植物衛生の目的で用いられている。それ故に、オーストラリアは、日本が臭化メチルの基準値を50ppmに設定することを望む。[原文英語]   | オーストラリア政府(DAFF) | 199 | 臭化メチルは、臭素として暫定基準案が示されております。また、臭素においては現行の基準値が定められており、今回改正の対象ではありません。   |
| 766 | 臭素:「臭素」の定義が明確でない。「臭素及び臭化メチル」との記載にするか、欄外に「臭素、無機及び有機臭化物の総和を臭素換算として示す」との記載が望ましいと考えられる。   | 小川 邦彦           | 15  | 「臭素」に含まれる農薬は「臭化メチル」のみであることから、農薬名を「臭素(臭化メチル)」とし、脚注に「臭素として測定する」旨を記すこととします。  |
| 767 | 臭素:1. 厚生労働省が作成した“臭素”の残留暫定値案は、Codex基準値の無いものには、外国基準値を参考とするとなっておりますが、今回の暫定基準値案では臭素残留量(米国・ニュージーランド)と臭化メチル残留量(豪州・EU)の基準の異なった値を平均しています。外国基準値を参考にして暫定基準値を設定する場合、臭素残留量の平均値の採用をお願いいたします。             | メチルプロマイド工業会     | 167 | 臭化メチルも、分析法として臭化物イオンの量を持って判定することから、両者は区別できません。しかしながら、臭化メチルの基準値と無機物としての臭素の基準値とは、単純平均することに無理があると思われることから、ご指摘のとおり、臭素としての基準値の平均値として、基準値案を示すこととします。 |
| 768 | 臭素:3. 日本は島国で台風も多く、土壌中には天然の臭素が含まれているので、栽培作物中には少なからず臭素が含まれております。地域・土質によって、天然由来の臭素値が異なります。当然その地において作物を栽培すると臭素残留を示します。地域によっては、この天然由来の臭素によって今回の暫定値を上回る事が懸念されます。この天然由来の臭素に関してどのように考慮されるかお聞かせ願います。 | メチルプロマイド工業会     | 167 | 臭素は現行基準も既に設定されており、その際、日本における作物残留試験も実施されております。今回の基準値案は、日本の現行基準と比べても極端に低いわけではなく、これまでも極端に高い値が検出されたとする事例もないことから、特に問題はないものと考えられます。                 |
| 769 | 従来、登録保留基準として群で基準が決められていた作物群すべてについても、基準を設定して欲しい。   | (社)日本冷凍食品協会     | 27  | 登録保留基準につきましては、全てを網羅しているつもりではありますが、万が一見落としていたところがあれば、ご指摘頂ければと考えます。   |
| 770 | 大葉(しそ)は、国内外においても、農薬使用実態・残留性の面から、「その他作物」として設定するのは不適切である。個別に設定して欲しい。  | 宮下 隆            | 44  | 今回のパブリックコメントの趣旨とは異なります。   |

|     |  |                 |     |  |
|-----|--|-----------------|-----|--|
| 771 | 動物用医薬品の場合、50 ppb を基準に残留試験を実施しており、それに基づいて休薬期間を設定しているため、今回の暫定基準値についても現行の 50 ppb 又はそれ以上に設定して頂きたく存じます。また、このため一律基準値が 50 ppb より小さい値に設定された場合は、定量法が確立していないものや測定できない臓器等が出てくるのが考えられます。一例として、当社で使用しているチアムリンについては、豚の胆汁における検出限界を 50 ppb に設定しておりますが、暫定基準(案)(豚のその他の内臓等に該当?)では 40 ppb に設定されているため、検出不能になってしまう可能性があります。以上のことから、現行の分析方法及び検出限界の考え方を取り入れて頂きたく再度のご検討を要望致します。 | 日本全薬工業株式会社      | 181 | 具体的に暫定基準の設定については、回答Eを御参照下さい。チアムリンの豚における暫定基準については、農林水産省動物用医薬品主管課長から提出された、承認時における検出又は定量限界を基に設定したもので、御要望を踏まえた設定としているものです。 |
| 772 | 銅、鉛や硫黄などの化合物など、古典的な農薬として使用されているものは開発された化合物ではないが、どのように取扱うのか。  | 日本紅茶協会          | 214 | 回答F参照。   |
| 773 | 二硫化炭素:オーストラリアは二硫化炭素について、穀類に 10ppm のMRLを設定しており、燻煙剤として使用されている。このため、日本にオーストラリアの MRL を採用してもらいたい。[原文英語]   | オーストラリア政府(DAFF) | 199 | 回答 Q 参照。   |
| 774 | 弊社商品の原材料に使用している農薬等において、今回の暫定基準案のリストに記載されていない物質を下記(略)致します。暫定基準のリストに加えていただきたく考えます。メキシコ・ニュージーランド・中国・台湾で使用実績のある農薬(表略)です。   | 日本水産株式会社        | 155 | 回答 D 参照。また、ニュージーランドにおいて基準がある農薬等につきましては、既に暫定基準案において参考にさせて頂いております。   |

|     |  |                            |     |  |
|-----|--|----------------------------|-----|--|
| 775 | <p>本案で示された19物質の飼料添加物の他に、飼料安全法では11物質の抗菌性飼料添加物が指定されております(別表3)。これらがポジティブリストに収載されない場合には、「検出されてはならない」とされ、消費者などに前述の19物質に比べて、安全性に問題があるのではとの誤解を与えることが懸念されます。したがって、本案に未収載の抗菌性飼料添加物についても、第一次案に収載されている品目と同様に収載をお願いいたします(別表4-1及び4-7)。なお、未収載の11物質のうち、キタサマイシン、チオペプチン、ハイグロマイシンB及びポリナクチンの4物質については、我が国で現在既に使用されておらず、今後の使用も見込まれないことから、指定を取り消す方針が農林水産省から出されているため、別表4から除外しました。</p> | (社)日本科学飼料協会                | 197 | <p>動物用医薬品や飼料添加物の暫定基準の設定に当たっては、説明文書の2の注1に記載しているとおり、農林水産省動物用医薬品主管課長から提示された承認又は指定時における各品目の定量限界値を参考としています。御指摘のあった7品目については、暫定基準第一次案の提示以降に、別途、農林水産省動物用医薬品主管課長から提示されていることから、暫定基準に追加し、第2次案として公表したいと考えています。</p> |
| 776 | <p>輸出国(フィリピン国)にて使用されている可能性があり(登録があり、アスパラガスに使用される可能性がある)、BT(殺虫剤)、Buprofezine(殺虫剤、コーデックスのADI 0.01)、Copper Hydroxide(殺菌剤)、Pattasuim salt of fatty acid(殺虫剤)、Profenofos(殺虫剤、コーデックスのADI 0.01)、Propineb(殺菌剤、コーデックスのADI 0.007)について、暫定基準値を設定していただきたくお願いいたします。</p>  | (社)日本青果物輸入安全推進協会           | 204 | <p>回答D参照。</p>  |
| 777 | <p>輸入トマト加工品について、イタリア、アメリカ現地での調査では下記(略)の農薬が使用されていますが、今回トマトについて予定されている日本の基準値と異なるので、イタリア政府のMRL残留値も参考にして基準値を設定していただきたい。</p>  | キッコマン株式会社                  | 161 | <p>回答D参照。</p>  |
| 778 | <p>硫黄:ドイツでは、硫黄(ホップ)に100ppmの基準を置いている。再考を求める。[原文英語]</p>  | Joh. Barth&Sohn GmbH&Co.KG | 103 | <p>回答R参照。</p>  |
| 779 | (別紙参照)   | シンジェンタジャパン株式会社             | 156 |  |

|     |  |             |     |   |
|-----|--|-------------|-----|---|
| 780 | <p>1. 食品中に残留する農薬等の暫定基準(第1次案) 暫定基準</p> <p>第1次案の設定 (1)作成方法 国内の農薬取締法に基づく登録<br/> 保留基準(動物用医薬品にあっては、薬事法に基づく承認時の定<br/> 量限界等)のほか、</p> <p>2) the registration withholding limits under the Agricultural<br/> Chemicals Law (for veterinary drugs, limits of quantification or<br/> determination (LOD) established at authorization under the<br/> Pharmaceutical Affaires Law; 3)the MRLs in foreign countries<br/> that...</p> <p>JECFA、JMPRではlimit of quantificationという用語を使用してい<br/> る。Limitは単数形でよい。</p> <p>Limit of detection(検出限界)との混同を避ける必要がある。</p> | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考させていただきます。                            |
| 781 | <p>2. ADIの設定できない農薬等の取扱いについて</p> <p>発がん性等の理由によりADIを設定できないものについては、従来<br/> より農作物に対する基準を「不検出」としていることから、新たに設<br/> 定する他の食品に対する基準も「不検出」とする。</p> <p>When an ADI cannot be established due to carcinogenicity or other<br/> reasons, the provisional MRLs should be established as “Not<br/> Detected (ND),” according to the manner that has so far been used.</p> <p>2つの文書ともに、発がん性等の理由からADIを設定できないと記<br/> 載されている。しかし、この文書では、これら薬剤を使用してはいけ<br/> ないものであるのか若しくは使用しても良いが、検出されていけな<br/> いのか、明確に分からない。(総括的意見の6に記載)</p>  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考させていただきます。                            |
| 782 | <p>3. 外国基準の採用について</p> <p>英語版の基準値案の-&gt; 矢印と判別できない。(その他英文の矢<br/> 印はすべて判別できない)</p>   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 英語版のPCでは「」の文字が表示できないため、「->」にて代用したところです。 |



|  |                    |                          |
|--|--------------------|--------------------------|
| <p>7834 . 外国基準の採用について 他の外国基準がない場合であつて、EU 等において検出限界をもって基準を設定していることが明らかなものについては、我が国のポジティブリスト制においては一律基準を採用することとし、暫定基準を設定しない。iii When only EU or one of these four countries sets a numerical value that is the LOD as the MRL, a certain uniform level that does not pose any adverse health effect should be applied in the positive list system. LOD は Limit of detection (検出限界)と修正すること。英文には、<sup>3</sup>does not pose any adverse; (健康影響を及ぼさない)が記載されている。日本文の方にも、この趣旨を明記すべきである。</p>           | <p>日本生活協同組合連合会</p> | <p>189 参考にさせていただきます。</p> |
| <p>7845 . 参考とした基準に関する情報 注 1<br/>.....定量限界値を参考とする。<br/>limits of quantification or determination (LOD) provided by.....<br/>limit of quantification に統一すること。</p>  | <p>日本生活協同組合連合会</p> | <p>189 参考にさせていただきます。</p> |
| <p>7856 . 加工食品に係る基準設定について<br/>コーデックスにおける基準を設けているものは、暫定基準を設定する。それ以外の加工食品については、個別に基準を設けず、原則として、規格基準に合格した原材料を用いて製造され又は加工された食品は、流通可能とする。<br/>Provisional MRLs for processed foods will be established only when コーデックス MRLs are established for them. Individual MRLs will not be established for other processed foods; processed foods can be distributed as long as they are made of ingredients that meet standards under the Food Sanitation Law.<br/>英文と日本文の内容が統一されていない。統一した記載にすべきである。</p> | <p>日本生活協同組合連合会</p> | <p>189 参考にさせていただきます。</p> |

|   |                    |                          |
|---|--------------------|--------------------------|
| <p>7867. その他</p> <p>暫定基準の意見聴取期間等において、暫定ではなく本来の基準の設定が要請される場合も想定される。</p> <p>In light of comments obtained during the given period, formal MRLs (MRLs established pursuant to regular formalities) might be established before the enforcement of the positive list system.</p> <p>英文と日本語の内容が統一されていない。統一した記載にすべきである。</p>   | <p>日本生活協同組合連合会</p> | <p>189 参考にさせていただきます。</p> |
| <p>7878. 図</p> <p>英語版の図は文字が明瞭でなく、読み取ることが困難である。</p> <p>* 外国基準 : 申出があった国(米、EU、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ)の基準</p> <p>* * Foreign Standards: Standards in foreign countries that have been based upon Scientific toxicity evaluation.</p> <p>英文と日本語の内容が統一されていない。統一した記載にすべきである。</p> <p>*** When no provisional MRLs are established, a certain level of uniform limit that dose not pose adverse health effects is applied.</p> <p>日本語の説明文がない。</p> | <p>日本生活協同組合連合会</p> | <p>189 参考にさせていただきます。</p> |
| <p>7889. (類型)</p> <p>1.の日本語が抜けている。</p> <p>3.の日本語が抜けている。</p> <p>5.の日本語が抜けている。</p>  | <p>日本生活協同組合連合会</p> | <p>189 参考にさせていただきます。</p> |

|   |                    |                         |
|---|--------------------|-------------------------|
| <p>789 9 . ( 類型 ) 各分類ごとの食品の基準の整合性に配慮したもの 6、<br/>Harmonization within the food category is done. 英文と日本語の内容が統一されていない。統一した記載にすべきである。</p>   | <p>日本生活協同組合連合会</p> | <p>189 参考させていただきます。</p> |
| <p>790 9 . ( 類型 )<br/>類型に動物用医薬品および飼料添加物の図を記載すべきである ( 現行は農薬のみ説明 ) 。</p>  | <p>日本生活協同組合連合会</p> | <p>189 参考させていただきます。</p> |
| <p>791 10 . ポジティブ制導入に係る暫定基準 ( 第一次案 ) の規則 ( 案 )<br/>ポジティブ制導入に係る暫定基準 ( 第一次案 ) の規則 ( 案 )<br/>First Draft on the General Provisions to Enforcement the Positive List System<br/>タイトルが異なるので、統一した記載にすべきである。</p>   | <p>日本生活協同組合連合会</p> | <p>189 参考させていただきます。</p> |
| <p>792 11 . 規則 ( 案 )<br/>食品は、抗生物質及びその他の化学的合成品 ( 化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反應を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。 )<br/>Foods shall not contain any antibiotics or synthetic antibiotic substances, except for the following cases.<br/>英文と日本語の内容が統一されていない。統一した記載にすべきである。また、国際的には synthetic antibiotic という用語はあまり使用されていない。</p> | <p>日本生活協同組合連合会</p> | <p>189 参考させていただきます。</p> |

|     |   |             |     |              |
|-----|---|-------------|-----|--------------|
| 793 | <p>12. 規則(案)</p> <p>2. 次の農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「農薬等」という。)は、食品から検出されてはならない。</p> <p>2. The substances specified in the list below as agricultural chemicals, including pesticides, veterinary drugs, and feed additives (hereinafter referred to as “agricultural chemicals), shall not be detected in any foods. These substances include their metabolites.</p> <p>英文と日本語の内容が統一されていない。日本語にも代謝物を含むと記載すべきである。英文の“agricultural chemicals は、「」が抜けている。</p> | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考させていただきます。 |
| 794 | <p>13. 規則(案)</p> <p>4. 前項において成分規格が定められていない場合であって農薬等が自然に食品に含まれる物質と同一である場合、当該物質において当該物質が含まれる程度は、当該食品に一般に含まれる量を超えてはいけない。</p> <p>4. For substances that not listed in the table given in the previous section and that may remain in foods as environmental contaminants, concentrations in the foods shall not exceed levels that are normally included in the foods.</p> <p>英文と日本語の内容が統一されていない。統一した記載にすべきである。</p>   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考させていただきます。 |

|     |   |             |     |              |
|-----|---|-------------|-----|--------------|
| 795 | 14. 規則(案)8. 基準値により適否の判定を行う場合には、実験値は基準値より1けた多く求め、その多くを求めた1けたについて四捨五入し基準値と比較することにより判定を行う。8. Judgment for the compliance with the standard limits shall be conducted by calculating a test value to one more digit than required and rounding it off to the nearest digit and by comparing the obtained value with the corresponding standard limit. 実験値という用語は適切さに欠ける。「分析によって求められた値」とすべきである。 | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考させていただきます。 |
| 796 | 15. 別表1 食品中において「不検出」とする農薬等の一覧<br>日本語には、ナンバーが付されていない。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考させていただきます。 |
| 797 | 15. 別表1 食品中において「不検出」とする農薬等の一覧<br>Veterinary Drugs は Veterinary Drug でよい。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考させていただきます。 |
| 798 | 15. 別表1 食品中において「不検出」とする農薬等の一覧<br>Antibiotics は Antibiotic 若しくは Antimicrobial(s)でよい。なお、Antimicrobial(s)を使用する場合は用語と定義を明確にしたうえで使用すること。コーデックス残留動物用医薬品部会の回付文書(CL 2003/40-RVDF November 2003, Request for Comments in the Revised Proposed Draft Code of Practice to Minimize and Contain Antimicrobial Resistance )の14ページを参照されたい。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考させていただきます。 |
| 799 | 15. 別表1 食品中において「不検出」とする農薬等の一覧<br>Anthelmintics は Anthelmintic でよい。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考させていただきます。 |
| 800 | 15. 別表1 食品中において「不検出」とする農薬等の一覧<br>Antiprotozan drugs は Antiprotozan drug でよい。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考させていただきます。 |
| 801 | 15. 別表1 食品中において「不検出」とする農薬等の一覧<br>Sedatives は Sedative でよい。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考させていただきます。 |

|     |  |             |     |   |
|-----|--|-------------|-----|---|
| 802 | 15.別表1 食品中において「不検出」とする農薬等の一覧<br>Synthetic antimicrobials は Synthetic antimicrobial でよい。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。   |
| 803 | 15.別表1 食品中において「不検出」とする農薬等の一覧<br>ジメトリダゾール、メトロンダゾール、ロニタゾールそれぞれの主な用途に、抗原虫剤 (Antiprotozan drug) を追加すべきである。                               | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。   |
| 804 | 15.別表1 食品中において「不検出」とする農薬等の一覧<br>ダミノジットの主な用途は、植物成長調整剤と修正すべきである。   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。   |
| 805 | 15.別表1 食品中において「不検出」とする農薬等の一覧<br>ニトロフラン剤、Nitrofurans はどのような物質を規定するのか具体的に記載すべきである。   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | ニトロフラン剤の記載方法につきましては、具体的な物質名を例示する方向で検討いたします。   |
| 806 | 15.別表1 食品中において「不検出」とする農薬等の一覧<br>主な用途に記載されている「・」及び「/」の使い方を統一すべきである。   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 既に統一されているものと考えます。   |
| 807 | 別表2 暫定基準第1次案 英文には別表2 およびタイトルの記載がない。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。   |
| 808 | 別表2 暫定基準第1次案<br>アルファベット順とアイウエオ順に記載されているため、ナンバーが異なる。個別物質を特定する上で統一したナンバーを付すべきである。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。   |
| 809 | 別表2 暫定基準第1次案<br>主な用途に記載されている事項に一貫性を持たせるべきである。「・」「/」「&」が入り乱れていて分かり難い。更に農薬(チアムリン等)には用途名が記載されていないものがある。例えば、農薬(用途名) / 動物薬(用途名)のようすべきである。 | 日本生活協同組合連合会 | 189 | これは、農薬の用途名が抜けているのではなく、「農薬」か「動物薬」か「農薬/動物薬」(農薬としても動物薬としても使われる物)としての記述であり、「・」以下は農薬・動物薬両方に掛かります。「&」については、見つかりません。 |

|     |   |             |     |               |
|-----|---|-------------|-----|---------------|
| 810 | 別表2 暫定基準第1次案<br>英文で記載された動物薬の用途はすべて単数形に揃えるべきである。Veterinary Drug、Anthelmintic、Antiprotozan drug、Synthetic antimicrobial、Steroide anti-inflammatory drug、Setative、hypnotic等。 | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 811 | 別表2 暫定基準第1次案<br>すべてのDisinfectantsはDisinfectantsに修正(iが抜けている)。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 812 | 成長調整剤は、英文でPlant growth regulatorと記載されている。そのため、植物成長調整剤とすべきである。   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 813 | 動物薬・寄生虫駆除剤は、英文では「veterinary drugs/anthelmintics and antiprotozan drugs」と記載されている。日本語にも、寄生虫駆除剤に続けて抗原虫剤とすべきである。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 814 | ベノキサコール、フリラゾール、クロキントセットメキシルには農薬・除草剤緩和剤と記載されている。一方、農薬科学用語辞典(日本植物防疫協会発行、平成6年6月15日)にはsafenerとして薬害軽減剤と表記されている。用途名を再度検討すべきである。   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 815 | カルプロフェン、メロキシカム、ベダプロフェン、トルフェナム酸には動物薬・非ステロイド系鎮痛消炎剤と記載されている。一方、ベタメタゾン等は動物薬・ステロイド系消炎剤と記載されている。したがって、非ステロイド系の「鎮痛」の文字をはずすべきである。   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 816 | クラブラン酸は動物薬・-ラクタマーゼ阻害薬と記載されているが、英文ではVeterinary Drugs/ -lactamaseと記載されている。統一した表記にすべきである。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 817 | クレンプテロールは動物薬・気管支拡張剤と記載されているが、英文ではVeterinary Drugs/ -agonistと記載されている。統一した表記にすべきである。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |

|     |   |             |     |               |
|-----|---|-------------|-----|---------------|
| 818 | ジブチルサクシネートは動物薬・昆虫嫌忌薬と記載されているが、英文では Veterinary Drugs/Insecticide と記載されている。日本語を動物薬・殺虫剤とすべきである。                                      | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 819 | ジチオカルバメートは農薬・殺菌剤・鳥忌避剤・鼠忌避剤と記載されている。鼠忌避剤は鼠族忌避剤とした方がよい。   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 820 | エンドタールは農薬・除草剤・殺藻剤・成長調整剤と記載されているが、英文では Pesticide/ Herbicide, Plant growth regulator と記載されている (Algicide という用語はない)。殺藻剤について確認すべきである。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 821 | キノクラミンは農薬・除草剤・殺藻剤と記載されているが、英文では Pesticide/ Herbicide と記載されている (Algicide という用語はない)。殺藻剤について確認すべきである。                                | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 822 | フルアズロンは農薬/動物薬・マダニ駆除剤と記載されているが、他の薬剤はダニ駆除剤と記載されている。したがって、ダニ駆除剤という名称に統一すべきである。   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 823 | オラキンドックスは農薬/動物薬・抗菌剤と記載されているが、英文では Pesticide & Veterinary Drugs/ Bactericide と記載されている。農薬の用途であるなら、殺(細)菌剤とし、動物薬の用途であるなら合成抗菌剤とすべきである。 | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 824 | ピペルニドフトキサイドは農薬/動物薬・殺虫剤増強剤と記載されているが、英文では Pesticide & Veterinary Drugs/ Insecticides synergist と記載されている。増強剤を相乗剤若しくはシネルギストとすべきである。   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |



|     |   |             |     |               |
|-----|---|-------------|-----|---------------|
| 825 | プロベナゾール、シメコナゾールは農薬・殺菌剤・抗菌剤と記載されているが、英文では Pesticide/ Fungicide, Bactericide と記載されている。抗菌剤は動物薬の抗生物質及び合成抗菌剤と誤る可能性を否定できない。農薬科学用語辞典(日本植物防疫協会発行、平成6年6月15日)には bacteriocide として殺(細)菌剤若しくは殺菌剤と記載されている。農薬で使用される抗菌剤という用途名を再度検討すべきである。                                       | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 826 | ラクトバミン、ロキササルソンは動物薬・成長促進剤と記載されているが、英文では Veterinary Drugs/ -agonist と記載されている。統一した表記にすべきである。   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 827 | エトキシキンの欄外注)に『畜水産物の参考基準の「登録」は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく残留値を示す。残留値は飼料への通常の添加量とされる 150ppm 以下における残留データをもとに算出した値である』と記載されている。一方英文では、『#”WHL” shows the residues data under the Feed Additives Safety Control Law』と記載されている。統一した表記にすべきである。Small intestines は単数形にすべきである。 | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 828 | エリスロマイシンの欄外には、『*七面鳥の肉(筋肉)等は、あひる、うずら等の相当部位と調整』との記載があるが、英文では『*For turkeys (muscle, livers, and kidneys) were harmonized with the corresponding PR-MRLs for ducks and qualis』と記載されている。『harmonized』について、『調整』という訳語を充てるのは、意味が分かり難い。                                   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 829 | 別表3 加工食品中の農薬等残留基準値案<br>英文には別表3 およびタイトルの記載がない。   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 830 | 別表3 加工食品中の農薬等残留基準値案<br>アルファベット順とアイウエオ順に記載されているため、ナンバーが異なる。個別物質を特定する上で統一したナンバーを付すべきであ  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |

|     |  |             |     |               |
|-----|--|-------------|-----|---------------|
|     | る。   |             |     |               |
| 831 | 別表3 加工食品中の農薬等残留基準値案<br>英文で記載された Veterinary Drugs は単数形でよい。  | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 832 | 別表3 加工食品中の農薬等残留基準値案<br>エテホン等成長調整剤はすべて植物成長調整剤とすべきである。   | 日本生活協同組合連合会 | 189 | 参考にさせていただきます。 |
| 833 | 特に、暫定基準(第一次案)の中で、下記(略)の農薬については、<br>穀物の主要供給国である米国の基準より低く、コーデックス基準に沿った値でもありませんので、併記のコメントも勘案の上、穀物流通関係者と充分話し合い、また、生産供給側でそれらの農薬が果たしている役割の重要性をも見た上で、慎重に検討していただくことを要望します。下記の農薬の中で、とりわけアトラジン(除草剤)は、畑作農業で重要な役割を果たし経済的な生産、供給に役に立っている農薬ですので、主要な生産地である米国の基準への配慮を要望いたします。 | アメリカ穀物協会    | 135 | 回答B参照。        |

|     |   |             |     |   |
|-----|---|-------------|-----|---|
| 834 | <p>チェコの農薬のリストは、世界で最も厳しいが、現在のホップの防御の方法に一致している(この5月に EU と結んだ)。そちらの案では、スプレーしてホップに使用するものだけを言及して言えば、チェコの MRL と一致しており許容できる MRL が大部分である。しかしながら、基準のないものや、チェコより MRL が低い農薬もまたある。それは、Quinoxifen, Tebuconazole and Triadimenol であり、われわれは、これらの MRL が EU の基準と一致するよう調整することを望む。</p> <p>[原文英語]</p> | TOP HOP Ltd | 133 | 回答 R 参照。  |
| 835 | <p>主要対日輸出国(小麦については、アメリカ、カナダ、オーストラリア)が基準値を設定している農薬は、全て網羅してほしい。なお、アメリカについては添付資料4、カナダについては添付資料1に示す農薬が今回の基準値案には含まれていない。 添付資料(略)</p>   | 製粉協会        | 208 | 他国における一律基準(default MRL)は参考としないこととしております。ただし、フロラスラムにつきましてはご指摘のとおり修正します。また、カナダにおけるピラクロストロビンへの基準については確認できません。回答Hを参照してください。 |

## 個別意見回答表(意見が多かったもの)〔回答A～W〕

|   | 意見の主旨                                | 回答  |
|---|--------------------------------------|---|
| A | 規則(案)第一項の抗生物質、合成抗菌剤の規定について           | <p>従前から抗生物質は動物用医薬品のみでなく、農薬として使用される場合においても、個別に基準値が設定されたものを除き、「含有してはならない」とこととされています。ポジティブリスト制の施行に当たっても、これらの規定は従前のとおりとすることとしています。従って、抗生物質については一律基準は適用されず、基準がある場合には当該基準、基準がない場合には「含有してはならない」という規定が適用されます。</p> <p>なお、抗生物質についても、他の農薬等と同様に、我が国の基準、コーデックス基準、米国基準等があるものについては暫定基準を設定しています。</p>  |
| B | 基準値の決め方についての意見。(登録保留基準、外国基準の採用について等) | <p>暫定基準(案)は、国民の健康の保護や、不要な貿易障害の回避等の観点から、コーデックス基準、登録保留基準、JMPR等と同様の科学的な方法により基準を設定されている外国の基準を参考に定めています。具体的には次のとおりです。</p> <p>まず、我が国がWTOに加盟していることに鑑み、コーデックス基準がある場合にはこれを採用することを基本としています。</p> <p>次に、コーデックス基準がない場合であって、農薬の登録保留基準など我が国で設定された基準がある場合にはこれを採用することを基本としています。これらの基準は、我が国の環境省や農林水産省において農薬の登録等に当たって用いられてきたものであって、毒性試験結果や残留試験結果等に基づき科学的に設定されたものと考えております。他方、参考とした外国基準については、これらの試験結果は入手しておりません。従って、我が国の環境省や農林水産省が毒性試験結果等に基づき設定した基準を採用することは、科学的にも適当なものであって、かつ、国際的な基準設定方法にも合致しているものと考えます。</p> |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   |   | <p>また、コーデックス基準がなく、我が国で設定された基準がない場合には、外国基準を参考にすることとしています。その際、複数の国の基準がある場合には、それぞれの国では、それぞれの基準が国内産品はもとより輸入品にも適用されていること、これらの国では残留試験結果等に基づき科学的な方法によって基準が設定されていると考えられること、今回の暫定基準の設定は、ポジティブリスト制の導入のため数多くの農薬を対象としていることなどから、個々の農薬のADIと作物残留、摂取量の検討といったリスク分析を行うことが困難であることなどを勘案して、それらの平均値をとることを基本としています。</p> <p>その上で、コーデックス基準を採用した場合には国内産品について、わが国で設定した基準を採用した場合には輸入品について、生産・流通や農薬の使用実態等を勘案する必要がある場合は、それぞれ、国内基準あるいは外国基準を採用することにしています。具体的には、農作物毎の自給率が低いものとして農林水産省がホームページで示しているグレープフルーツ、レモン、パイナップル、小麦、大豆等については、必要に応じ、外国基準を基本としました。</p> <p>また、動物用医薬品についても、上述のとおりですが、加えて、国内における残留試験結果等に基づき、農林水産省から通知された値を用いることは農林水産省との連携という観点からも望ましいことと考えています。</p> <p>なお、暫定基準(案)について、基準値の変更等の要望がある場合であって毒性に関する資料等の提出が可能である場合については、リスク評価を食品安全委員会に依頼することが可能ですので、平成16年2月5日付け食安発第0205001号食品安全部長通知「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づき要請してください。</p> |
| C | <p>定量限界に定められている海外の基準値を、基準値案の平均の対象とすることは不適</p> | <p>ご指摘の場合においても、当該国又は地域では規制の根拠としてその基準が用いられていることから、平均値の算出の対象とすることが適当であると考えています。</p>   |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | 当ではないのか。   |  |
| D | 5ヶ国以外の国の基準値を参考にしてもらいたい。  | <p>暫定基準の策定に当たり、参考とする諸外国の基準は科学的なものではないと考えています。このため、各国の在日大使館を通じ、平成15年4月11日に開催した食品輸入円滑化推進会議から1か月間の申し出を受け付け、JMPR 及び JECFA と同等の科学的なデータに基づいて評価を行い基準を設定しており、これらのデータについて提供可能であると申し出があった国又は地域の定める残留基準について検討の上、参考としています。</p> <p>なお、国外で使用される農薬等について、新たな基準値設定又は我が国の基準値の変更(暫定基準を含む)等の要望がある場合には、別途、要請制度(回答 を参照)を設けておりますので、必要な書類を添えて要請していただくことが可能です。</p>  |
| E | 動物用医薬品の残留基準の設定方法について(標的臓器、フードバスケットの採用、動物用医薬品が承認されている動物種の基準未設定の臓器/組織の基準の設定) | <p>米国ではと畜場等における標的臓器を用いた検査により、安全性の確保が図られていると承知しています。しかしながら、カロリーベースで 50%以上を占める輸入品については、相対的に見るとこのような標的臓器を用いた管理は困難であることから、ご指摘のような手法のみとすることは我が国では採り得ないものと考えます。</p> <p>今回の暫定基準の設定に当たっては、ADI の評価を行わず、コーデックス基準や諸外国の基準を参考に設定することから、ご指摘のように、ADI から食品の摂取量毎に残留許容量を割り当てる方式を採用することは困難であると考えます。</p> <p>一方、同一動物であって、筋肉、脂肪等、一部の組織、臓器に基準が設定されている場合、それ以外の組織、内臓については、当該動物に対してその使用が認められていること、米国等においては標的臓器による検査体制が取られており、すべての組織又は臓器に基準が設定されているわけではないことから、同一動物で基準が設定されている組織、臓器のうち、最も低い値をそれ以外の組織、臓器に設定することとしたいと考えています。</p> |

|   |   |   |
|---|---|---|
| F | 重金属類(銅、亜鉛等)はどうするのか。                               | 重金属類など、いわゆる汚染物質については、規則案4に定めている通り、「成分規格が定められていない場合であって農薬等が自然に食品に含まれる物質と同一である場合、当該食品において当該物質が含まれる程度は、当該食品に一般に含まれる量を超えてはならない。」となります。ただし、オキシ銅等の有機金属化合物につきましては、有機物そのものとして別個に規制します。                                      |
| G | 平均値を取る際の特例(合理的な理由がある場合には、その事情を勘案する)とは具体的にどういうことか。 | 「合理的な理由」としては、いろいろな理由があるものと考えられますが、例えば当該地域の気候条件、農業の慣習等からみて当該農薬の使用方法及び量が適当であること、そのような条件下で実施した作物残留試験結果から見ると平均値を採用する残留基準(案)では不十分であることを示すことなどが考えられます。  |
| H | 指摘した海外基準値を採用して欲しい。                                | 当該基準は当方では確認できません。米国の Federal Resister のような、正式文書の写しを提出してください。  |
| I | 現行基準があるのに、リストから欠落している。                            | 残留基準が既に定められている物質のうち、暫定基準を設定しなかった物質(ホームページに一覧表を掲載する)に該当します。  |
| J | 当該作物、畜産物の輸入量が多いと想定される国の基準値を採用してもらいたい。             | 御指摘の基準値は複数国の基準値の平均をとったものです。基準値を設定している国では国産品だけでなく輸入品も同一の基準値で規制していることから、単に特定国からの輸入が多い、あるいは想定されるという理由のみでもって、特定国のみの基準値を参考とすることは必ずしも適当でないと考えます。187(4-13)の回答をご参照下さい。また、国外で 사용되는農薬等の基準値の設定は、改正の要請制度を別途設けていますので、合わせてご紹介します。 |
| K | ADIがあるので、基準を設定してもらいたい                             | コーデックス基準等が設定されていないことから、ご要望に応えることは困難です。  |

|          |  |   |
|----------|--|---|
| <b>L</b> | EU、オーストラリアまたは米国の LOD(定量限界値をもって基準とされているもの)を採用して欲しい。 | EU、豪州または米国の当該基準値は、LOD(検出限界値)として基準が設定されているため、暫定基準には採用しておりません(説明文書の留意事項の6の を参照)。これらには、一律基準値が適用されることとなります。ただし、それぞれの国または地域において、当該農薬等の使用が認められている場合はこの限りではありません。当該国において使用が承認されていることを説明した米国 Federal Register のような外国政府の公式文書の写し等によりご説明下さい。   |
| <b>M</b> | 現行基準を暫定基準値で変更して欲しい。                                | 現行基準は今回の対象とはなっておりません。   |
| <b>N</b> | IARCで発癌性があるとされているので「不検出」とすべきではないのか。                | ご指摘の物質は、日本の食品衛生調査会(当時)において毒性評価を行ったものであり、その上で現行の基準値が設定されていること、JMPR でも ADI が設定されていることなどから、全てを「不検出」とする理由がないものと考えます。  |
| <b>O</b> | 対象外物質についての意見。                                      | ご指摘の物質は、一律基準または規則案の第4項を適用することで不都合は生じないものと考えていますが、必要があれば、別途、資料を添えてポジティブリスト制対象外物質としての要請をして下さい。  |
| <b>P</b> | 代謝物についての意見。  | それぞれの農薬の毒性、残留性、あるいは代謝の態様にもよりますが、各農薬の基準間に齟齬を生じないよう、暫定基準を設定する方針です。測定対象物質につきましては、個別の試験法の記述において、解釈等を付け加え、より明確化を図ることとしております。代謝物については、代謝物そのものを基準設定の対象としているケース、親化合物とともに規制の対象としているケース、及び毒性資料等からみて規制の対象とする必要がないとしたケースがあります。このうち、親化合物等に基準を作成し、代謝物を規制の対象範囲とする必要がないとしたケースにおいては、当該代謝物が一律基準の対象とならないよう、一般規 |



|   |                               |  |
|---|-------------------------------|--|
|   |                               | 則に明示することとします。なお、代謝物と親化合物が共に検出された場合には、親化合物の基準値で判断する旨を、一般規則として記述します。   |
| Q | ポストハーベスト(添加物)についての意見。         | これらの物質は、食品衛生法上、「食品添加物」としての扱いになっていますが、暫定基準を設定します。   |
| R | ホップの取り扱いについて、ドイツの基準を参考にして欲しい。 | 暫定基準は、一般に、回答Dに挙げた理由から5カ国の基準を参考とし、回答Bの概念に従って設定されます。しかし、ホップにつきましては、その生産の大半がドイツで行われており、また輸入先もドイツが大半であることから、当該事情を考慮して例外的にドイツの基準を参考とすることとします。   |
| S | コーデックス基準以外の基準を採用して欲しい。        | コーデックス基準ではなく、他国の基準を採用しなくてはならない理由はないものと考えます。  |
| T | アメリカ期限付き基準値を採用して欲しい。          | 米国において、pending されている基準については、その性格からして、我が国の基準の参考とすることは適当ではないと考えます。また、米国の緊急免除規定による基準値、確定していないEUの基準についても同様です。  |
| U | 残留基準設定を要請する制度について             | 暫定基準を含め、我が国の残留基準の変更を希望される場合は、平成16年2月5日食安発第0205001号にて厚生労働省医薬食品局食品安全部長より各都道府県知事等へ通知した「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に従い要請を提出いただくこととなります。<br>また、本通知については、在日大使館を通じて各国へ通報したところであるが、今後とも周知に努めたいと考えています。<br>なお、本要請を受けて、食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼する段階で、国内の農薬会社を含め、広く一般に公表することとしています。 |

|   |                             |  |
|---|-----------------------------|--|
| V | 畜水産物の摂取量をもとに暫定基準を設定してもらいたい。 | 動物用医薬品の承認又は使用については動物毎であること、残留基準は適切に使用した場合の残留量を基に決めるべきものであることから、例えば、牛肉のMRLを豚肉のMRLとして採用することは困難であると考えます。<br>なお、説明文書の留意事項の7の適用については極めて限定的に運用すべきと考えております。   |
| W | 対象動物種の分類について                | ポジティブリスト制はすべての食品が対象となることから、参考とした基準がある場合には暫定基準を定める必要があると考えていますが、ご指摘を踏まえ、国民栄養調査における1日あたりの摂取量が1g以下の羊、馬、鹿、山羊、兎及びトナカイについては、上記以外の陸棲哺乳類に、あひる、七面鳥、うずら、がちょう、雉及びいわしゃこについては、上記以外の家禽にそれぞれ整理します。また、あわせて魚介類の分類についても整理することとします。 |